

Kodak Gray Scale



© Kodak, 2007 TM: Kodak

A 1 2 3 4 5 6 M 8 9 10 11 12 13 14 15 B 17 18 19

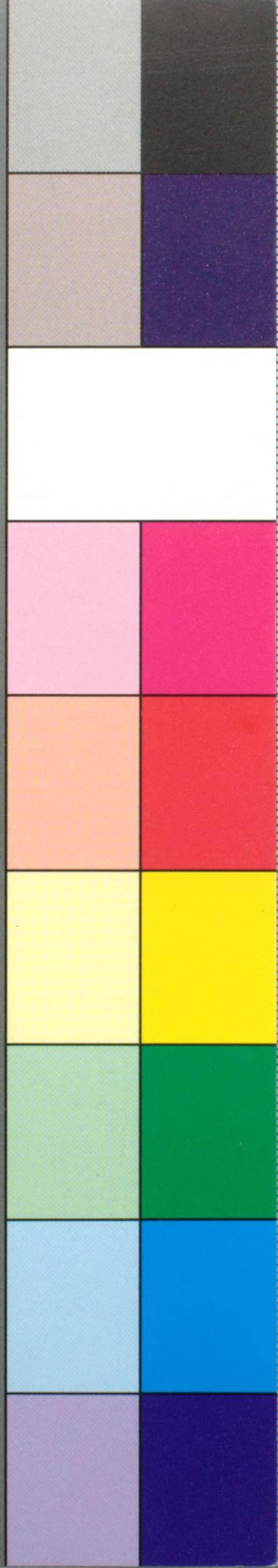


Inches 1 2 3 4 5 6 7 8  
cm 1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19

Kodak Color Control Patches

© Kodak, 2007 TM: Kodak

Blue Cyan Green Yellow Red Magenta White 3/Color Black



# 法務年鑑

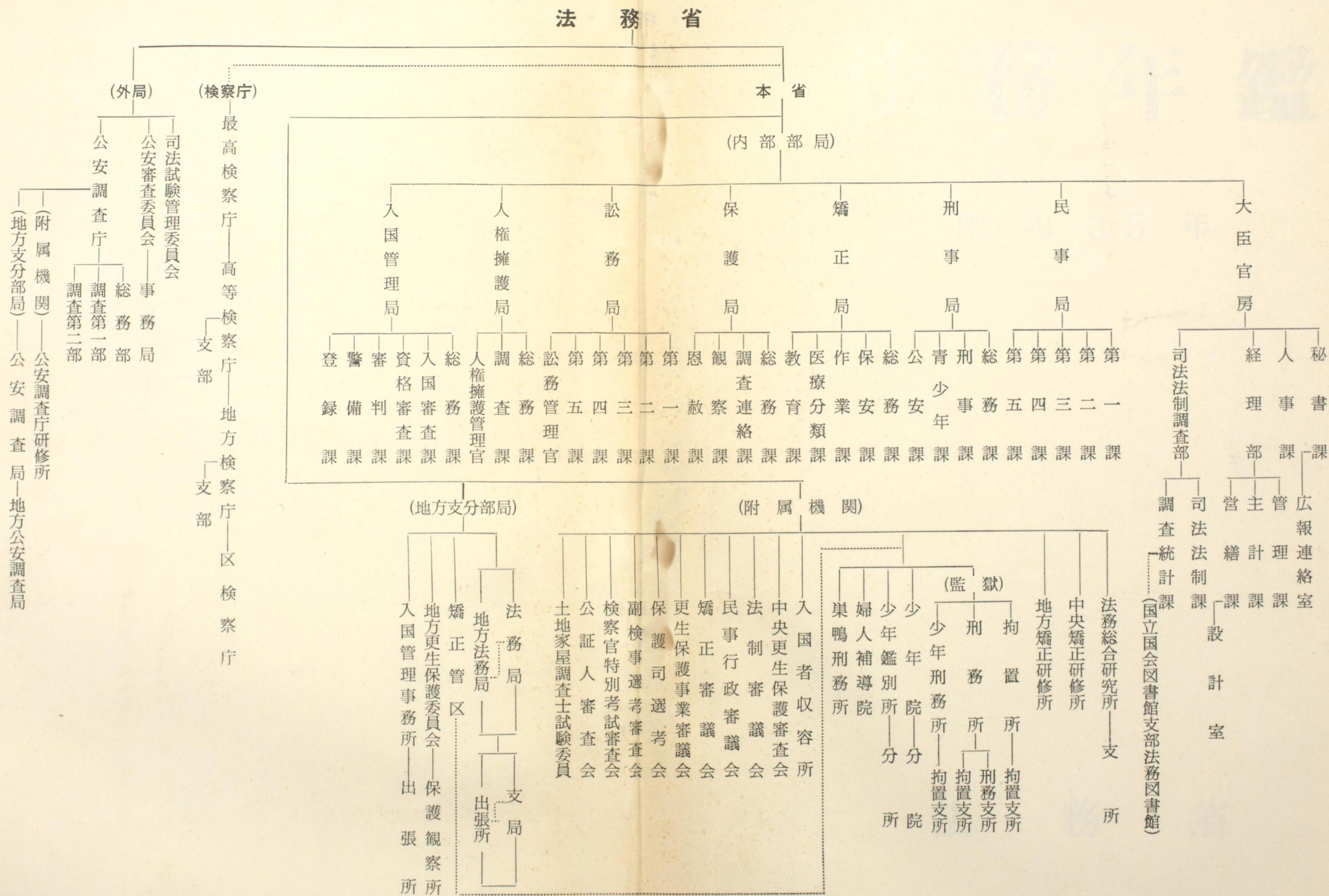
昭和 35 年

法 務 省



# 法務省機構図

(昭和35年12月31日現在)





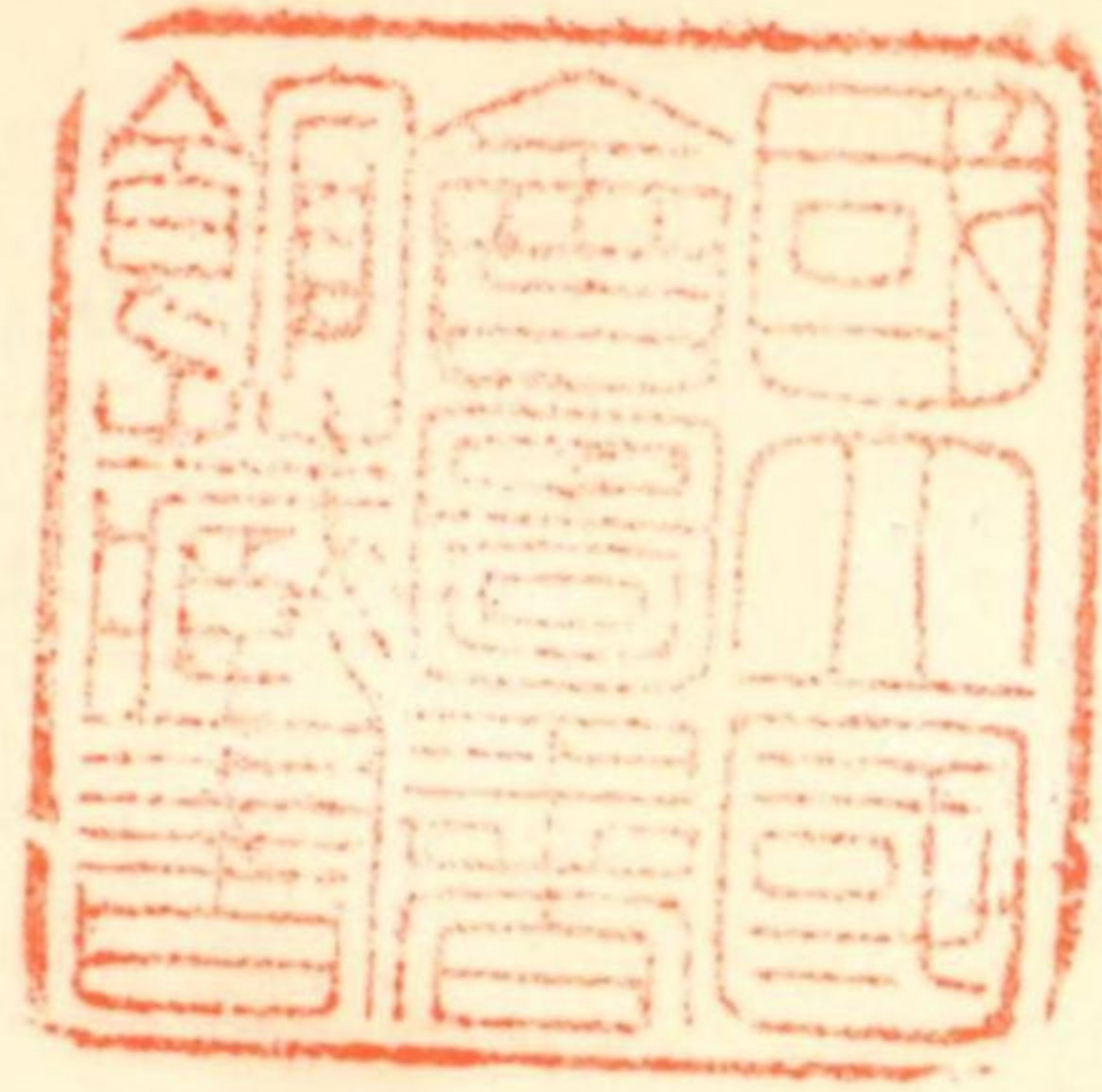
# 法務年鑑

昭和 35 年

法務省



317.23  
H617h



569398

## は し が き

- 1 本年鑑は、法務省の全機構について、昭和35年中（昭和35年1月1日から同年12月31日まで）における活動を概観する目的で編さんした。
- 2 編さんに当たっては、前年版（昭和34年版）で採用した刷新の諸方針にしたがい、ひたすら簡潔であり、しかも実質的であることを期した。
- 3 本年は、法務省の組織の上に次のような変更があつた。
  - (1) 内部部局においては、4月1日以降は刑事局にあらたに青少年課が設けられ、同時に、訟務局各課の分掌事務の改正が行なわれた（昭35. 4. 1. 政令第76号）。
  - (2) 附属機関においては、(イ) 4月1日以降は、長野拘置支所が新設され（昭35. 4. 1. 法務省令第12号）、また、9月1日以降は、尼崎拘置支所の所轄が神戸刑務所から神戸拘置所へ移管された（昭35. 8. 31. 法務省令第31号）、(ロ) 婦人補導院においては、3月5日以降は栃木婦人寮（分院）、7月1日以降は釧路婦人寮（同）がいずれも廃止された（昭35. 3. 5. 法務省令第5号、昭35. 6. 30. 法務省令第28号）。
  - (3) 外局においては、6月1日以降は関東及び近畿の各公安調査局に部がおかれた（昭35. 6. 1. 法務省令第23号）。
- 4 編さんのために、各方面から与えられた御協力に対し、深く謝意を表するとともに、更に、本年鑑を今後一層向上させてゆくために、忌憚のない批判をお願いする。

昭和36年9月

法務大臣官房司法法制調査部



## 目次

◇ 法務省機構図(昭和35年12月31日現在)……………(巻頭見返し)

### 組 織

1 法務省設置法……………	1
2 法務省組織令……………	8
3 法務省組織規程……………	21
4 法務省職員定数規程……………	23

### 会 計

1 予 算……………	27
(1) 法務省所管 昭和36年度政府職員予算定員及び俸給額表……………	27
1 法務本省……………	27
2 法務総合研究所……………	28
3 法務局……………	29
4 最高検察庁……………	30
5 高等検察庁……………	31
6 地方検察官署……………	31
7 矯正官署……………	32
8 刑務所……………	33
9 少年院……………	34
10 少年鑑別所……………	35
11 婦人補導院……………	36
12 更生保護官署……………	37
13 地方入国管理官署……………	37
14 公安審査委員会……………	39
15 公安調査庁……………	39
(2) 法務省主管 昭和36年度一般会計歳入予算額……………	41
(3) 法務省所管 昭和36年度歳出予算項目別表……………	42
2 財 産……………	54
昭和34年度法務省国有財産現在額一覽表……………	54



# 業務の実施状況

## I 本省

1 内部部局	57
(1) 大臣官房	57
イ 秘書課	57
1 公文書の接受その他	57
2 会 同	57
3 機構改革に基づく部局及び諸機関の改廃・新設等	57
秘書課・広報連絡室	58
1 広報事務	58
2 渉外連絡事務	59
ロ 人事課	61
1 定員関係	61
2 給与関係	62
3 任用関係取扱件数	63
4 職員の表彰取扱件数	64
5 懲戒事件取扱件数	64
6 職員の営利企業への就職及び兼業について	64
7 レクリエーション業務	64
検察官適格審査会	64
ハ 経理部 (管理課・主計課・営繕課一設計室)	65
1 昭和36年度予算の編成	65
2 昭和36年度予算の概要	66
3 昭和35年度補正予算の編成	68
4 昭和35年度予算の執行	68
5 昭和35年度営繕工事実施大綱	70
6 昭和35年度法務省営繕費	71
ニ 司法法制調査部	72
(イ) 司法法制課	72
1 司法制度に関する法令案の作成	72
2 司法制度及び法務に関する調査研究	73
(1) 調査研究	73
(2) 翻 訳	73
3 法令及び判例の収集、整備、編さん及び刊行	73
4 戦争犯罪に関する資料の調査及び収集	75
A級関係資料の収集・整理状況	75
BC級関係資料の収集・整理状況	76
5 続司法沿革誌の編さん	76

(ロ) 調査統計課	77
1 司法制度及び法務に関する資料の収集、整備、編さん及び刊行	77
2 国立国会図書館支部法務図書館に関する事項	77
3 法務に関する統計の整備、改善及び企画	77
(1) 登記統計	77
(2) 検察統計	78
(3) 保護統計	78
4 統計資料の編さん及び刊行	78
(法務図書館 (国立国会図書館支部法務図書館))	80
1 図書資料の収集	80
(1) 図書資料数	80
(2) 図書資料受入数	81
(3) 庁用図書資料の配布	81
2 図書資料の整理 (整理冊数)	81
3 管理業務 (図書資料の閲覧・貸出状況)	82
4 考査業務	82
5 国立国会図書館中央館等との連絡業務	83
(2) 民事局	84
法令立案関係・会同・研修関係・優良戸籍史員らの表彰・外国出張	84
(イ) 第一課	85
1 公証に関する事項	85
2 民事行政審議会、公証人審査会及び土地家屋調査士試験委員に関する事項	86
3 法務局及び地方法務局に関する事項	86
4 その他	86
5 刊 行 物	86
6 事務能率研究会	86
(ロ) 第二課	87
1 戸籍事務に関する事項	87
2 住民登録に関する事項	87
3 文教及び厚生に関する民事に関する事項	87
(ハ) 第三課	87
1 不動産登記その他の登記に関する事項	87
(1) 不動産登記法の一部改正	87
(2) 同法改正に伴う関係政令、省令の制定及び一部改正	87
(3) 登記簿・台帳一元化の実施	88
(4) 地番整理のモデル作業実施	88
(5) 登記課長会同の開催	88
2 司法書士及び土地家屋調査士に関する事項	88



	司法書士員数	89, 91
	土地家屋調査士員数	90, 91
(二) 第四課	3 外事及び農林に関する民事に関する事項	91
	1 商事に関する事項	91
	2 非訟事件に関する事項	91
	3 商業登記に関する事項	91
	4 法人の登記に関する事項	92
	5 供託に関する事項	92
	6 財政、金融及び通商産業に関する民事に関する事項	92
(三) 第五課	1 国籍に関する事項	92
	2 労働、運輸及び通信に関する事項	92
	3 解散団体の財産の管理及び処分等に関する事項	92
(イ) 参事官		94
(3) 刑事局		95
	概況・会同：主な審議法令案	95
(イ) 総務課	1 検察庁の組織及び事務運営に関する企画立案実施	98
	(1) 検察庁の組織運営関係	98
	(2) 検務事務関係	99
	(3) 死刑事務関係	99
	(4) 恩赦事務関係	100
	(5) 条約関係	100
	(6) 検察審査会関係	100
	(7) 検察庁に関する国家賠償請求訴訟関係	101
	(8) 司法警察関係（特別司法警察職員等の人員、捜査活動、検察庁における教養訓練の概況）	102
	(9) 犯罪票事務関係	105
	(10) 指紋関係	105
	(11) 無線電信電話施設関係	105
	(12) 検察予算関係	106
	(13) 被疑者補償関係	106
	(14) 広報活動	107
	(15) 検察月報、検察資料関係	107
	(16) 北鮮帰還業務関係	108
	2 法令の立案・解釈に関する事項	108
(ロ) 刑事課	1 一般刑事関係	109
	(1) 概況	109
	(2) 暴力関係事犯	109

	(3) その他の事犯	109
	2 公務員犯罪関係	110
	3 補助金関係	110
	4 選挙関係	110
	5 外事関係	111
	(1) 外国軍隊の構成員、軍属及びそれらの家族の犯罪	111
	(2) 一般外国人の犯罪	111
	6 財政経済関係	111
(イ) 青少年課	刑事局青少年課の発足	112
	1 少年関係	112
	(1) 概況	112
	(2) 少年事件の受理、処理状況	112
	(3) 少年調査制度	113
	(4) 少年法制関係	113
	(5) 国際会議	114
	2 売春関係	114
	(1) 売春防止法関係（概況、事犯の受理、処理状況、売春防止法改正の問題等）	114
	(2) 婦女に淫行をさせる行為に関係ある犯罪事件	115
	(3) 売春に関する国際会議	115
	3 麻薬・覚せい剤関係	115
(ロ) 公安課〔公安〕	1 公安情勢	117
	(1) 日共関係	117
	(2) 学生関係	117
	(3) 右翼関係	117
	(4) 朝鮮人関係	117
	2 公安事件	117
	3 主な裁判	118
	[労働]	
	1 労働運動	118
	2 労働事件	119
	(1) 違法争議行為事件	119
	(2) 労働保護法規違反事件	119
	公安関係事件統計表（月別・庁別・事項別・法条別人員）	120
	違法争議行為事件統計表（月別・庁別・月別新受理・条文別人員）	125
	労働関係事件統計表（月別・法令別・庁別人員）	130
	労働基準法違反事件統計表（月別・条文別人員）	134
(イ) 参事官	1 刑法の改正	137



	(1) 刑法改正準備会	137
	(2) 不動産の不法侵害	137
	2 判決前調査制度	138
	3 少年法	139
(4) 矯正局		140
	主な会同、協議会及びその議題	140
(イ) 総務課	1 矯正職員の人事	140
	2 矯正に関する法令案の作成	141
	3 矯正施設の巡閲等	141
	4 刊行物	142
(ロ) 保安課	1 矯正施設の紀律維持及び保安	142
	2 被収容者の拘禁及び処遇	143
	3 矯正職員の点検礼式及び非常訓練	144
(ハ) 作業課	1 最近10カ年間の刑務所の経費と作業収入額	146
	2 作業製品需要先別	147
	3 調定額及び作業人員	147
(ニ) 医療分類課	1 保健医療	148
	2 分類鑑別	150
	(1) 刑務所関係	150
	(2) 保護少年の分類鑑別	155
	(3) 婦人補導院関係	158
	3 給養改善状況	158
	(1) 食糧給与規程の改正	158
	(2) 矯正施設における収容者栄養摂取量	158
	4 指紋	160
(ホ) 教育課	1 教科教育	162
	2 職業教育	162
	3 資格又は免許の取得状況	163
	4 通信教育受講状況	164
	5 篤志面接委員活動状況	164
	6 余暇活動実施状況	165
	7 その他	166
(ヘ) 参事官		166
	〔法規室〕 1 矯正に関する基本法令案の作成	166
	(1) 監獄法の改正準備	166
	(2) 少年院法等の改正問題点の検討	166
	(3) その他	166
	2 矯正法令の解釈、運用、調査等	166

	3 各国矯正制度に関する資料の収集、整備	167
〔参事官室〕	1 重要な矯正行政についての調査研究	167
	2 国際的矯正活動に必要な資料の作成	167
	3 海外研究その他	167
(5) 保護局		168
	概況・合同	168
(イ) 総務課	1 地方更生保護委員会及び保護観察所の管理	168
	2 更生保護に関する一般企画及び法令案の作成	169
	3 保護司等の表彰	169
(ロ) 調査連絡課	1 更生保護に関する科学的調査研究及び資料の整備	170
	2 保護区及び保護区ごとの保護司の定数	171
	3 全国更生保護大会	173
	4 地方別保護司研修	173
	5 社会を明るくする運動	174
	6 更生保護会	175
	7 関係各省庁、団体又は機関との連絡等	178
(ハ) 観察課	1 特殊事案に関する仮釈放審理の実状調査等	178
	2 事件関係の様式制定	179
	3 対象者に対する人格考査の実施状況等調査	179
	4 青少年犯罪の凶悪化に伴う保護観察等の強化	179
	5 4号観察事件に関する報告様式の改正	179
	6 保護観察に関する実態調査	179
	7 審査請求事件	180
(ニ) 恩赦課	1 個別恩赦	180
	(1) 特別恩赦	180
	(2) 常時恩赦	180
	2 出願期間短縮	180
(ホ) 参事官室		183
(6) 訟務局 (第一課～第五課・訟務管理官)		184
	概説・特異事件 (新受・既済)・会同	184
	申立準備事件実施件数表並びに単独及び下級庁と共同事件の処理期間別件数表 (別表1)	190
	本訴実施事件担当別件数表 (別表2)	191
	本訴単独及び下級庁と共同実施事件の審級別・同既済事件の審理期間別件数 (別表3, 4, 5)	192
	本訴単独及び下級庁と共同実施事件種類別件数表並びに判決数及び結果別	



相手方数 (民事事件・行政事件・税務事件) (別表6) .....	195
保全処分申請事件実施件数表 (別表7) .....	197
支払命令事件実施件数表 (別表8) .....	198
調停事件実施件数表 (別表9) .....	198
即決和解事件実施件数表 (別表10) .....	199
強制執行等事件実施件数表 (別表11) .....	200
執行停止その他事件実施件数表 (別表12) .....	201
単独及び下級庁と共同実施事件所管庁別件数表 (別表13) .....	202
指揮事件件数表 (別表14) .....	203
法律意見照会事件件数表 (別表15) .....	203
事件協力回数表 (別表16) .....	203
争訟事件各局別実施件数表 (別表17) .....	204
(7) 人権擁護局 .....	211
(イ) 総務課	
1 人権擁護委員の現況 .....	211
2 人権擁護委員の活動状況 .....	211
3 人権擁護委員の表彰 .....	212
4 国際連合人権セミナー .....	212
5 会          同 .....	213
6 刊 行 物 .....	213
(ロ) 調査課	
1 人権侵犯事件統計 .....	213
2 特 記 事 項 .....	216
(ハ) 人権擁護管理官	
1 啓発活動行事 .....	216
2 啓発用刊行物 .....	216
3 貧困者の訴訟援助 .....	217
4 国連人権セミナー資料提出 .....	217
5 国連に対するレポートの提出 .....	217
(8) 入国管理局 .....	218
総 説・各種会同 .....	218
(イ) 総務課	
1 出入国の管理に関する一般的企画及び関係各庁との連絡 .....	219
2 出入国の管理に関する法令案の作成 .....	220
3 出入国の管理に関する調査研究及び情報収集 .....	220
4 本邦における外国人の在留に関する一般的事項 .....	220
5 入国審査官及び入国警備官の配置及び規律に関する事項 .....	220
6 入国者収容所及び入国管理事務所に関する事項 .....	220

7 刊 行 物 .....	221
(ロ) 入国審査課	
1 外国人の上陸の審査及び許可 .....	221
2 外国人及び日本人の出国並びに日本人の帰国 .....	221
外国人出国手続状況 .....	221
北鮮帰還者出国手続状況 .....	222
北ヴェトナム地区より邦人引揚者の帰国手続状況 .....	223
3 出入国の管理に関する船舶等の長及び運送業者の責任に関する事項 .....	223
4 査証の事前審査及び仮入国審査状況 .....	228
(ハ) 資格審査課	
1 外国人の在留資格の取得及び変更並びに在留期間の更新 .....	236
2 外国人の永住許可 .....	237
3 外国人の再入国の許可 .....	237
(ニ) 審判課	
1 違反審査事件総人員 .....	238
2 収容令書及び退去強制令書の発付 .....	238
3 外国人の上陸及び退去強制について口頭審理及び異議申立事件と法務大臣の決裁 .....	239
4 通報者に対する報償金の交付 .....	240
5 出入国管理に関する行政訴訟及び人身保護請求事件 .....	240
(ホ) 警備課	
1 違反審査に関する事項 .....	240
(1) 不法入国状況 .....	240
(2) 違反調査の特異事件 .....	241
(3) 違反調査の処理状況 .....	243
2 収容令書及び退去強制令書の執行 .....	243
3 水難から救護された外国人の送還 .....	245
4 入国者収容所等施設の警備並びに被収容者の仮放免及び処遇 (特異事件) .....	245
5 保証金の納付、返還及び没取 .....	247
6 入国審査官及び入国警備官の武器の携帯及び使用 .....	247
(ヘ) 登録課	
1 外国人の登録に関する事項 .....	247
(1) 外国人登録法の運用 .....	247
(2) 事務の概況 .....	248
2 出入国及び外国人登録に関する記録の整理・保管 .....	249
2 附 属 機 関 .....	253
(1) 法務総合研究所 .....	253
研究部門 (研究第1部・研究第2部) .....	253
研修部門 (研修第1部・研修第2部・研修第3部) .....	253



法務研究研究題目及び研究員	254
検察研究研究題目及び研究員	255
刊行物	258
(2) 矯正研修所	259
中央矯正研修所	259
地方矯正研修所	260
(3) 監獄	261
刑務所、少年刑務所及び拘置所の数	261
刑務所の名称及び所在地	261
少年刑務所の名称及び所在地	263
拘置所の名称及び所在地	264
(4) 少年院及び少年鑑別所	264
少年院及び少年鑑別所の数	264
少年院の名称及び所在地	264
少年鑑別所の名称及び所在地	266
(5) 婦人補導院	267
婦人補導院の数	267
婦人補導院の名称及び所在地	267
(6) 巢鴨刑務所	268
(7) 入国者収容所	268
入国者収容所の名称及び所在地	268
(8) 中央更生保護審査会	268
(9) 法制審議会	268
昭和35年中に調査審議された諮問事項及び審議結果	269
総会	270
部会	270
(10) 民事行政審議会	271
1 登記・台帳関係	271
2 戸籍・住民登録関係	272
(11) 矯正審議会	272

(12) 更生保護事業審議会	272
(13) 保護司選考会	272
(14) 副検事選考審査会	274
(15) 検察官特別考試審査会	274
(16) 公証人審査会	274
(17) 土地家屋調査士試験委員	275
3 地方支分部局	276
(1) 法務局及び地方法務局	276
法務局・地方法務局の所在地及び管轄区域	276
法務局・地方法務局の支局及び出張所の名称と数	279
戸籍・住民登録事件表	289
登記事件表	291
土地台帳及び家屋台帳事務取扱数	293
供託金年計表	296
供託有価証券年計表	298
(2) 矯正管区	301
矯正管区の名称、所在地及び管轄区域	301
(3) 地方更生保護委員会	301
地方更生保護委員会の名称、所在地及び管轄区域	302
仮釈放事件等及び仮出獄取消事件等の受理及び処理状況	302
(4) 保護観察所	304
保護観察所の名称、所在地及び管轄区域	304
保護司委嘱・解嘱状況	306
保護観察事件の受理及び処理人員	308
4号観察開始前の環境調整事件の受理及び処理人員	308
引致人員	309
4号観察の留置人員	309
保護観察事件の受理及び処理人員(庁別)	310
申請・申報・通告・申出事件	312
環境調整事件の受理及び処理	312
共助事件の処理	312



救護・援護・更生保護事件の受理及び処理	313
救護・援護・更生保護の措置の人員及び件数	313
更生保護会の任意保護	314
(5) 入国管理事務所	315
入国管理事務所及び同出張所所在地	315
出入国港指定一覧表	317

## II 外 局

1 司法試験管理委員会	319
2 公安審査委員会	319
3 公安調査庁	320
1 本庁 (1)総務部 (2)調査第1部 (3)調査第2部	320
2 附属機関—公安調査庁研修所	321
3 地方支分部局—公安調査局・地方公安調査局	321

## III 検 察 庁

(1) 検察庁の組織	325
イ 検察庁の数	325
ロ 検察庁の名称及び所在地	325
最高検察庁	325
高等検察庁及び同支部	325
地方検察庁及び同支部	326
区検察庁	330
(2) 検察官政令(勅令)定員沿革	333
(3) 検察庁職員数	335
(4) 検察官の俸給	336
(5) 検察事件総数と検察官定員との比照累年比較	337
(6) 被疑事件の受理の累年比較	340
(7) 被疑事件の起訴の累年比較	342
(8) 被疑事件の受理及び処理状況	344
(イ) 全被疑事件の罪名別	344
(ロ) 全被疑事件の検察庁管内別	348
(ハ) 外国人の被疑事件の罪名別	353
(ニ) 少年の被疑事件の罪名別	357

## 附 録

1 昭和35年公布法務省主管法律題・件名一覧表	1
2 昭和35年公布法務省主管政令題・件名一覧表	1
3 昭和35年公布法務省令題・件名一覧表	2
4 昭和35年主要訓令題・件名一覧表	3
5 昭和35年主要通達件名一覧表	4
6 昭和35年法務省主要行事及び催物等一覧表	18
7 昭和35年法務省主要人事異動一覧表	21
◇ 法務専用電信通信系統図 卷末見返し(裏面)	
◇ 法務省機構図(昭和35年1月1日現在) 卷末見返し	



組 織



# 1 法務省設置法 (昭和22年12月17日 法律 第 193 号(法務庁) 昭和24年5月31日 法律 第 136 号(法務府) 昭和27年7月31日 法律 第 268 号(法務省))

本文 昭和35年12月31日現在

法務庁設置法をここに公布する。

## 法務省設置法

第1条 国家行政組織法(昭和23年法律第120号)第3条第2項の規定に基づいて、法務省を設置する。

② 法務省の長は、法務大臣とする。

第2条 法務省は、左に掲げる国の行政事務を一体的に遂行する責任を負う行政機関とする。

- (1) 検察に関する事項
- (2) 行刑に関する事項
- (3) 恩赦及び更生保護に関する事項
- (4) 国の利害に係る争訟に関する事項
- (5) 国籍、戸籍、住民登録、登記及び供託に関する事項
- (6) 人権の擁護に関する事項
- (7) 出入国の管理及び外国人の登録に関する事項
- (8) 破壊活動防止法(昭和27年法律第240号)の規定による破壊的団体の規制に関する事項
- (9) 司法制度及び法務に関する法令案の作成に関する事項
- (10) 平和条約第11条による刑の執行及び赦免等に関する法律(昭和27年法律第103号)の規定による刑の執行及び赦免等に関する事項
- (11) 前各号に掲げるものの外、他の機関に属しない法務に関する事項

第3条 法務省に、大臣官房及び左の7局を置く。

民事局  
刑事局  
矯正局  
保護局  
訟務局  
人権擁護局  
入国管理局

② 大臣官房に経理部及び司法法制調査部を置く。

第4条 訟務局及び入国管理局に、次長各1人を置く。

② 次長は、局長を助け、局務を整理する。

第5条 大臣官房においては、左の事務を掌る。

- (1) 皇統譜副本の保管に関する事項
- (2) 機密に関する事項



- (3) 大臣の官印及び省印の管守に関する事項
- (4) 各部局の所掌事務の連絡調整に関する事項
- (5) 所管行政の考査に関する事項
- (6) 最高裁判所との連絡交渉に関する事項
- (7) 公文書類の接受、発送及び保存に関する事項
- (8) 法務に関する法令の周知徹底に関する事項
- (9) 法務省及びその所管各庁の事務に関する情報宣伝に関する事項
- (10) 渉外事務に関する事項
- (11) 職員の職階、任免、分限、懲戒、服務その他の人事並びに教養及び訓練に関する事項
- (12) 司法試験に関する事項
- (13) 経費及び収入の予算、決算、会計及び会計の監査に関する事項
- (14) 法務省及びその所管各庁の管理に属する財産及び物品に関する事項
- (15) 職員共済組合その他職員の厚生に関する事項
- (16) 管轄に関する事項
- (17) 司法制度に関する法令案及び他の部局の所管に属しない法令案の作成に関する事項
- (18) 内外の法令並びに司法制度及び法務に関する資料の調査、収集、整備及び編纂に関する事項
- (19) 法務に関する統計に関する事項
- (20) 法制審議会に関する事項
- (21) 国立国会図書館支部法務図書館に関する事項

② 経理部においては、前項第13号乃至第16号の事務を掌る。

③ 司法法制調査部においては、第1項第17号から第21号までの事務を掌る。

第6条 民事局においては、左の事務を掌る。

- (1) 国籍に関する事項
- (2) 戸籍に関する事項
- (3) 住民登録に関する事項
- (4) 登記に関する事項
- (5) 供託に関する事項
- (6) 公証に関する事項
- (7) 司法書士及び土地家屋調査士に関する事項
- (8) 民事に関する法令案の作成に関する事項
- (9) 民事に関する事項で他の所管に属しないもの

第7条 刑事局においては、左の事務を掌る。

- (1) 検察事務及び検察庁に関する事項
- (2) 犯罪人の引渡に関する事項
- (3) 犯罪捜査の科学的研究に関する事項
- (4) 司法警察職員の教養訓練に関する事項

(5) 刑事に関する法令案の作成に関する事項

(6) 犯罪の予防その他刑事に関する事項で他の所管に属しないもの

第8条 矯正局においては、左の事務を掌る。

- (1) 犯罪人に対する刑及び拘留の執行その他行刑に関する事項
- (2) 刑務所、少年刑務所、拘留所、少年院、少年鑑別所及び婦人補導院に関する事項
- (3) 矯正職員の教養訓練に関する事項
- (4) 犯罪人の指紋に関する事項
- (5) 矯正に関する事項で他の所管に属しないもの
- (6) 法廷等の秩序維持に関する法律（昭和27年法律第286号）により監置に処せられた者に関する事項
- (7) 平和条約第11条による刑の執行及び赦免等に関する法律の規定による刑の執行に関する事項

第9条 保護局においては、左の事務を掌る。

- (1) 恩赦に関する事項
- (2) 仮出獄、仮出場及び仮退院に関する事項
- (3) 不定期刑の終了及び退院に関する事項
- (4) 保護観察に関する事項
- (5) 中央更生保護審査会、地方更生保護委員会及び保護観察所に関する事項
- (6) 保護司及び更生保護事業に関する事項
- (7) 民間における犯罪予防活動の助長に関する事項
- (8) 犯罪者及びその改善更生に関する科学的研究その他更生保護に関する事項で他の所管に属しないもの
- (9) 平和条約第11条による刑の執行及び赦免等に関する法律の規定による赦免、刑の軽減、仮出所等に関する事項

第10条 訟務局においては、左の事務を掌る。

- (1) 民事に関する争訟に関する事項
- (2) 行政に関する争訟に関する事項

第11条 人権擁護局においては、左の事務を掌る。

- (1) 人権侵犯事件の調査及び情報の収集に関する事項
- (2) 民間における人権擁護運動の助長に関する事項
- (3) 人権擁護委員に関する事項
- (4) 人身保護、貧困者の訴訟援助その他人権の擁護に関する事項

第11条の2 入国管理局においては、左の事務を掌る。

- (1) 出入国の管理に関する事項
- (2) 本邦における外国人の在留に関する事項
- (3) 外国人の登録に関する事項
- (4) 入国者収容所及び入国管理事務所に関する事項

第11条の3 第5条乃至前条の規定により所掌部局の定まらない事務の所掌については、



法務大臣の定めるところによる。

第11条の4 刑事政策に関する総合的な調査研究を行い、法務大臣所部の職員に法務に関する専門的研究を行わせ、及び法務大臣所部の職員（矯正の事務に従事する職員及び公安調査庁の職員を除く。）に対し、職務上必要な訓練を行う機関として、法務大臣の管理に属する法務総合研究所を置く。

- ② 法務総合研究所は、これを東京都に置く。
- ③ 法務大臣は、必要があると認めるときは、法務総合研究所の支所を置くことができる。
- ④ 法務総合研究所の内部組織並びに支所の名称、位置及び内部組織は、法務省令でこれを定める。

第12条 矯正の事務に従事する職員に対して、職務上必要な訓練を行う機関として、法務大臣の管理に属する中央矯正研修所及び地方矯正研修所を置く。

- ② 中央矯正研修所は、これを東京都に置き、地方矯正研修所の名称及び位置は、別表1の通りとする。
- ③ 中央矯正研修所及び地方矯正研修所の内部組織は、法務省令でこれを定める。

第13条 法務大臣の監督の下に、別表2の上欄に掲げる機関を置き、その設置の目的は、それぞれ同表の下欄に記載する通りとする。

- ② 前項の機関の組織、所掌事務及び委員その他の職員については、他の法律（これに基づく命令を含む。）に別段の定がある場合を除く外、政令でこれを定める。

第13条の2 法務大臣の管理の下に、第6条第1号乃至第7号、第10条及び第11条の事務を分掌させるため、法務局及び地方法務局を置く。

- ② 法務大臣は、法務局長に、その管轄区域内の地方法務局の事務を指揮監督させることができる。
- ③ 法務局及び地方法務局の名称、位置及び管轄区域は、別表3の通りとする。但し、支局又は出張所を置く場合においては、法務省令で、法務局又は地方法務局の管轄区域をその一部に限ることができる。
- ④ 法務局に、訟務部、民事行政部及び人権擁護部を置く。
- ⑤ 法務局及び地方法務局の組織の細目は、法務省令でこれを定める。
- ⑥ 法務大臣は、必要と認める地に、法務局又は地方法務局の支局又は出張所を置き、法務局又は地方法務局の事務を分掌させることができる。
- ⑦ 支局及び出張所の名称、位置、管轄区域及び内部組織は、法務省令でこれを定める。
- ⑧ 法務局若しくは地方法務局又はその支局若しくは出張所は、第1項又は第6項の規定による事務を分掌する外、他の法令によりその権限に属せしめられた事務を掌る。

第13条の3 法務大臣の管理の下に、監獄法（明治41年法律第28号）第1条第1項の規定による監獄を置く。

- ② 監獄の名称及び位置は、別表4の通りとする。
- ③ 法務大臣は、必要があると認めるときは、分監を置くことができる。
- ④ 監獄の内部組織並びに分監の名称、位置及び内部組織は、法務省令でこれを定める。

第13条の4 少年院及び少年鑑別所については、少年院法（昭和23年法律第169号）の定めるところにより、その名称及び位置は、別表5の通りとする。

- ② 法務大臣は、必要と認めるときは、少年院の分院及び少年鑑別所の分所を置くことができる。
- ③ 少年院及び少年鑑別所の内部組織並びに分院及び分所の名称、位置及び内部組織は、法務省令でこれを定める。

第13条の5 法務大臣の管理の下に、婦人補導院法（昭和33年法律第17号）第1条の規定による婦人補導院を置く。

- ② 婦人補導院の名称及び位置は、別表6の通りとする。
- ③ 法務大臣は、必要があると認めるときは、婦人補導院の分院を置くことができる。
- ④ 婦人補導院の内部組織並びに分院の名称、位置及び内部組織は、法務省令で定める。

第13条の6 矯正局の所掌事務を分掌させ、刑務所、少年刑務所、拘留所、少年院、少年鑑別所及び婦人補導院の適切なる運営管理を図るため、法務大臣の管理に属する矯正管区を置く。

- ② 矯正管区の名称、位置及び管轄区域は、別表7の通りとする。
- ③ 矯正管区の所掌事務の範囲及び内部組織は、法務省令でこれを定める。

第13条の7 極東国際軍事裁判所及びその他の連合国戦争犯罪法廷により刑を科せられた者を収容するため、法務大臣の管理に属する巣鴨刑務所を置く。

- ② 巣鴨刑務所は、これを東京都に置く。
- ③ 巣鴨刑務所の内部組織は、法務省令でこれを定める。

第13条の8 法務大臣の所轄の下に、犯罪者予防更生法（昭和24年法律第142号）第3条の事務を掌らせるため、中央更生保護審査会を置く。

- ② 中央更生保護審査会については、犯罪者予防更生法の定めるところによる。

第13条の9 法務大臣の管理の下に、犯罪者予防更生法第12条の事務を掌らせるため、地方更生保護委員会を置く。

- ② 地方更生保護委員会の名称、位置及び管轄区域は、別表8の通りとする。
- ③ 前項に定めるものの外、地方更生保護委員会については、犯罪者予防更生法の定めるところによる。

④ 法務大臣の管理の下に、犯罪者予防更生法第18条の事務を掌らせるため、保護観察所を置く。

- ⑤ 保護観察所の名称、位置及び管轄区域は、別表9の通りとする。
- ⑥ 法務大臣は、必要と認めるときは、保護観察所の支部を置くことができる。
- ⑦ 保護観察所の内部組織並びに支部の名称、位置及び内部組織は、法務省令でこれを定める。

第13条の10 出入国管理令（昭和26年政令第319号）の規定による退去強制令書の執行を受ける者を送還するため一時これらの者を収容する機関として、法務大臣の管理に属する入国者収容所を置く。

- ② 入国者収容所の名称及び位置は、別表10の通りとする。



③ 入国者収容所の内部組織は、法務省令でこれを定める。

第13条の11 法務大臣の管理の下に、第11条の2第1号及び第2号の事務を分掌させるため、入国管理事務所を置き、入国管理事務所の事務を分掌させるため、入国管理事務所の出張所を置く。

② 入国管理事務所の名称、位置及び管轄区域は、別表11の通りとし、入国管理事務所の出張所の名称及び位置は、別表12の通りとする。

③ 入国管理事務所及び出張所の内部組織は、法務省令でこれを定める。

第13条の12 検察庁については、検察庁法の定めるところによる。

第13条の13 司法試験管理委員会については、司法試験法（昭和24年法律第140号）の定めるところによる。

第13条の14 公安審査委員会については、公安審査委員会設置法（昭和27年法律第242号）の定めるところによる。

第13条の15 公安調査庁については、公安調査庁設置法（昭和27年法律第241号）の定めるところによる。

第13条の16 法務省及びその所管各庁に置かれる職員については、他の法律に特例の定めのある場合を除く外、国家公務員法（昭和22年法律第120号）の定めるところによる。

第13条の17 法務省及びその所管各庁に置かれる職員の定員は、別に法律でこれを定める。

附 則 〔省略〕

(別表) 1 〔省略〕 本省の部 2 附属機関——矯正研修所の項 259 頁参照

(別表) 2

種 類	目 的
法 制 審 議 会	法務大臣の諮問に応じて、民事法、刑事法その他法務に関する基本的な事項について調査審議すること。
民 事 行 政 審 議 会	法務大臣の諮問に応じて、登記、戸籍、その他民事行政事務の改善について調査審議すること。
矯 正 審 議 会	法務大臣の諮問に応じて、収容者の矯正、刑務作業その他矯正施設における矯正に関する制度及びその運営の改善について調査審議すること。
更生保護事業審議会	法務大臣の諮問に応じて、更生保護事業の向上に関する重要事項について調査審議すること。
保 護 司 選 考 会	法務大臣又は地方更生保護委員会の委員長の諮問に応じて、保護司の委嘱及び解嘱に関する意見を述べること。
副 検 事 選 考 審 査 会	検察庁法（昭和22年法律第61号）第18条第2項の規定に基づき、副検事の選考に関する事務を行うこと。

検察官特別考試審査会	検察庁法第18条第3項に規定する検察官の特別考試を行うこと。
公 証 人 審 査 会	公証人法（明治41年法律第53号）に定める公証人の懲戒に関する議決等を行うこと。
土地家屋調査士試験委員	土地家屋調査士試験に関する事務をつかさどる。

(別表) 3 〔省略〕 本省の部 3 地方支分部局——法務局及び地方法務局の項 276 頁参照

(別表) 4 同 2 附属機関 ——監獄の項 261 頁参照

(別表) 5 同 同 同 ——少年院及び少年鑑別所の項 264 頁参照

(別表) 6 同 同 同 ——婦人補導院の項 267 頁参照

(別表) 7 同 3 地方支分部局——矯正管区の項 301 頁参照

(別表) 8 同 同 同 ——地方更生保護委員会の項 301 頁参照

(別表) 9 同 同 同 ——保護観察所の項 304 頁参照

(別表) 10 同 2 附属機関 ——入国者収容所の項 268 頁参照

(別表) 11 同 3 地方支分部局——入国管理事務所の項 315 頁参照

(別表) 12 同 同 同 —— 同 316 頁参照

本年における改正

法務省設置法の一部を改正する法律 (昭和35年3月21日 法律 第10号)

不動産登記法の一部を改正する等の法律 (昭和35年3月31日 法律 第14号)



## 2 法務省組織令 (昭和27年8月30日 政令 第384号)

本文 昭和35年12月31日現在

法務省組織令をここに公布する。

法務省組織令

内閣は、国家行政組織法(昭和23年法律第120号)第7条第3項及び第4項の規定に基き、この政令を制定する。

目次

### 第1章 本省

第1節 大臣官房(第1条—第8条の4)

第2節 民事局(第9条—第15条)

第3節 刑事局(第16条—第20条)

第4節 矯正局(第21条—第27条の2)

第5節 保護局(第28条—第33条)

第6節 訟務局(第34条—第41条)

第7節 人権擁護局(第42条—第45条)

第8節 入国管理局(第46条—第52条)

### 第2章 外局

第1節 公安審査委員会の事務局(第52条の2)

第2節 公安調査庁(第53条—第69条)

附則

### 第1章 本省

#### 第1節 大臣官房

(大臣官房の分課)

第1条 大臣官房に、経理部及び司法法制調査部に置くものの外、次の2課を置く。

秘書課

人事課

2 経理部に次の3課を置く

管理課

主計課

営繕課

3 司法法制調査部に次の2課を置く。

司法法制課

調査統計課

(秘書課)

第2条 秘書課においては、次の事務をつかさどる。

(1) 皇統譜副本の保管に関する事項

(2) 機密に関する事項

(3) 大臣の官印及び省印の管守に関する事項

(4) 各部局の所掌事務の連絡調整に関する事項

(5) 所管行政の考査に関する事項

(6) 最高裁判所との連絡交渉に関する事項

(7) 公文書類の接受、審査、発送、編さん及び保存に関する事項

(8) 法務に関する法令の周知徹底に関する事項

(9) 本省及びその所管各庁の事務に関する情報宣伝に関する事項

(10) 外務省その他関係各庁との渉外事務の連絡交渉に関する事項

(11) 公文書類の翻訳に関する事項

(12) 渉外関係資料の収集、編さん及び保存に関する事項

(人事課)

第3条 人事課においては、次の事務をつかさどる。

(1) 職員の定員に関する事項

(2) 職員の任免、分限及び懲戒に関する事項

(3) 職員の試験及び選考に関する事項

(4) 職員の職階及び給与に関する事項

(5) 職員の人事記録に関する事項

(6) 職員の服務及び能率に関する事項

(7) 職員の研究及び研修に関する事項

(8) 栄典及び表彰に関する事項

(9) 恩給及び公務災害補償に関する事項

(10) 司法試験管理委員会に関する事項

(11) 検察官適格審査会、検察官特別考試審査会及び副検事選考審査会に関する事項

(所掌の課の定まらない事務)

第4条 大臣官房の所掌に関する事務(経理部及び司法法制調査部の所掌に関する事務を除く。)で、前2条の規定により所掌の課が定まらないものは、法務大臣の定めるところにより、秘書課又は人事課がつかさどる。

(管理課)

第5条 管理課においては、次の事務をつかさどる。

(1) 本省の歳入徴収に関する事項

(2) 本省の支出に関する事項

(3) 本省の物品会計に関する事項

(4) 共済組合に関する事項

(5) 職員の厚生に関する事項

(6) 庁内の警備及び保安に関する事項

(7) 運輸に関する事項

(8) 経理部の所掌に係る事項で他の課の所掌に属しないもの



(主計課)

第6条 主計課においては、次の事務をつかさどる。

- (1) 予算の作成及び執行並びに決算に関する事項
- (2) 会計の監査に関する事項

(営繕課)

第7条 営繕課においては、次の事務をつかさどる。

- (1) 営繕の企画及び経理計画に関する事項
- (2) 営繕工事の設計及び実施に関する事項
- (3) 本省及びその所管各庁の管理に属する国有財産に関する事項
- (4) 電気通信施設に関する事項

(司法法制課)

第8条 司法法制課においては、次の事務をつかさどる。

- (1) 司法制度に関する法令案及び他の部局の所管に属しない法令案の作成に関する事項
- (2) 司法制度及び法務に関する資料の調査研究に関する事項
- (3) 内外の法令及び判例の収集及び整備並びに法令集等の編さん及び刊行に関する事項
- (4) 戦争犯罪に関する資料の調査及び収集に関する事項
- (5) 法制審議会に関する事項
- (6) 司法法制調査部の所掌に係る事項で調査統計課の所掌に属しないもの

(調査統計課)

第8条の2 調査統計課においては、次の事務をつかさどる。

- (1) 司法制度及び法務に関する資料の収集、整備、編さん及び刊行に関する事項
- (2) 国立国会図書館支部法務図書館に関する事項
- (3) 法務に関する統計の整備、改善及び企画に関する事項
- (4) 民事統計、刑事統計、矯正統計その他法務に関する統計に関する事項
- (5) 統計資料の編さん及び刊行に関する事項

(参事官)

第8条の3 司法法制調査部に参事官3人を置く。

2 参事官は、命を受けて、次の事務に参画する。

- (1) 司法制度に関する重要な法令案及び他の部局の所管に属しない重要な法令案の作成に関する事項
- (2) 司法制度及び法務に関する重要な資料の調査研究に関する事項

(調査官)

第8条の4 大臣官房に調査官2人を置く。

2 調査官は、命を受けて、大臣官房の所掌事務のうち重要事項に係るものに参画する

## 第2節 民事局

(民事局の分課)

第9条 民事局に次の5課を置く。

第一課

第二課

第三課

第四課

第五課

(第一課)

第10条 第一課においては、次の事務をつかさどる。

- (1) 公証に関する事項
- (2) 民事行政審議会、公証人審査会及び土地家屋調査士試験委員に関する事項
- (3) 民事局の所掌に係る事項で他の課の所掌に属しないもの

(第二課)

第11条 第二課においては、次の事務をつかさどる。

- (1) 戸籍に関する事項
- (2) 住民登録に関する事項
- (3) 文教及び厚生に関する民事に関する事項

(第三課)

第12条 第三課においては、次の事務をつかさどる。

- (1) 不動産登記その他の登記に関する事項(第四課の所掌に属するものを除く)
- (2) 司法書士及び土地家屋調査士に関する事項
- (3) 外事及び農林に関する民事に関する事項

(第四課)

第13条 第四課においては、次の事務をつかさどる。

- (1) 商事に関する事項
- (2) 非訟事件に関する事項
- (3) 商業登記に関する事項
- (4) 法人の登記に関する事項
- (5) 供託に関する事項
- (6) 財政、金融及び通商産業に関する民事に関する事項

(第五課)

第14条 第五課においては、次の事務をつかさどる。

- (1) 国籍に関する事項
- (2) 労働、通輸及び通信に関する民事に関する事項
- (3) 破壊活動防止法(昭和27年法律第240号)附則第4項に規定する財産の管理及び処分に関する事項

(参事官)

第15条 民事局に参事官6人を置く。

2 参事官は、命を受けて、民事に関する重要な法令案の作成に関する事務に参画する。

## 第3節 刑事局

(刑事局の分課)



第16条 刑事局に次の4課を置く。

総務課

刑事課

青少年課

公安課

(総務課)

第17条 総務課においては、次の事務をつかさどる。

- (1) 検察庁の組織及び運営に関する事項
- (2) 犯罪捜査の科学研究に関する事項
- (3) ファイル制による書類の分類整理方法の調査及び実施その他検察事務の能率化に関する事項
- (4) 犯罪人の引渡に関する事項
- (5) 刑の執行指揮に関する事項
- (6) 司法警察職員の教養訓練に関する事項
- (7) 刑事局の所掌に係る事項で他の課の所掌に属しないもの

(刑事課)

第18条 刑事課においては、次の事務をつかさどる。

- (1) 一般刑事事件(少年の一般刑事事件を除く。)の検察及び犯罪の予防に関する事項
- (2) 財政経済関係事件の検察及び犯罪の予防に関する事項

(青少年課)

第18条の2 青少年課においては、次の事務をつかさどる。

- (1) 少年の一般刑事事件の検察及び青少年犯罪の予防に関する事項
- (2) 少年法(昭和23年法律第168号)第37条第1項に掲げる罪に係る事件の検察及び犯罪の予防に関する事項
- (3) 麻薬関係事件及び覚せい剤関係事件の検察及び犯罪の予防に関する事項
- (4) 売春、人身売買その他風紀関係事件の検察及び犯罪の予防に関する事項

(公安課)

第19条 公安課においては、次の事務をつかさどる。

- (1) 公安関係事件の検察及び犯罪の予防に関する事項
- (2) 労働関係事件の検察及び犯罪の予防に関する事項

(参事官)

第20条 刑事局に参事官6人を置く

2 参事官は、命を受けて、刑事に関する重要な法令案の作成に関する事務に参画する。

#### 第4節 矯正局

(矯正局の分課)

第21条 矯正局に次の5課を置く

総務課

保安課

作業課

医療分類課

教育課

(総務課)

第22条 総務課においては、次の事務をつかさどる。

- (1) 矯正(法廷等の秩序維持に関する法律(昭和22年法律第286号)の規定による監置の執行及び平和条約第11条による刑の執行及び赦免等に関する法律(昭和27年法律第103号)の規定による刑の執行を含む。以下同じ。)に関する一般的企画に関する事項
- (2) 矯正に関する人事、予算その他一般的管理の整備改善に関する事項
- (3) 矯正に関する法令案の作成に関する事項
- (4) 矯正施設(巣鴨刑務所を含む。以下同じ。)の巡閲及び調査に関する事項
- (5) 矯正審議会に関する事項
- (6) 巣鴨刑務所の一般的管理に関する事項
- (7) 矯正職員(巣鴨刑務所の職員を含む。以下同じ。)の研修及び福利に関する事項
- (8) 局内の事務の総合調整に関する事項
- (9) 矯正局の所掌に係る事項で他の課の所掌に属しないもの

第23条 削除

(保安課)

第24条 保安課においては、次の事務をつかさどる。

- (1) 被収容者の紀律、警備その他矯正施設の保安に関する事項
- (2) 被収容者の収容、拘禁、処遇、移送及び釈放に関する事項
- (3) 矯正職員の点検、礼式及び非常訓練に関する事項

(作業課)

第25条 作業課においては、次の事務をつかさどる。

- (1) 被収容者の作業及び職業教育の企画、指導及び運営に関する事項
- (2) 作業賞与金及び死傷手当金に関する事項

(医療分類課)

第26条 医療分類課においては、次の事務をつかさどる。

- (1) 被収容者の給養、保健、衛生、医療及び薬剤に関する事項
- (2) 被収容者の鑑別、分類及び保護に関する事項
- (3) 指紋その他個人識別に関する事項

(教育課)

第27条 教育課においては、次の事務をつかさどる。

- (1) 被収容者の教科教育及び特殊教育並びに訓練に関する事項
- (2) 被収容者の厚生及び教化に関する事項

(参事官)

第27条の2 矯正局に参事官2人を置く。

2 参事官は、命を受けて、次の事務に参画する。



- (1) 矯正に関する重要な法令案の作成に関する事項
- (2) 重要な矯正行政についての調査研究に関する事項

#### 第5節 保護局

(保護局の分課)

第28条 保護局に次の4課を置く。

- 総務課
- 調査連絡課
- 観察課
- 恩赦課

(総務課)

第29条 総務課においては、次の事務をつかさどる。

- (1) 地方更生保護委員会及び保護観察所に関する事項
- (2) 更生保護に関する一般的企画に関する事項
- (3) 更生保護に関する法令案の作成に関する事項
- (4) 保護司、更生保護会及び更生保護事業に従事する職員の表彰に関する事項
- (5) 中央更生保護審査会、更生保護事業審議会及び保護司選考会に関する事項
- (6) 保護局の所掌に係る事項で他の課の所掌に属しないもの

(調査連絡課)

第30条 調査連絡課においては、次の事務をつかさどる。

- (1) 犯罪者及びその改善更生に関する科学的調査研究に関する事項
- (2) 更生保護に関する資料の整備に関する事項
- (3) 保護司の設置区域及び組織に関する事項
- (4) 更生保護会その他更生保護事業に関する事項
- (5) 民間における犯罪予防活動の助長に関する事項
- (6) 更生保護に関する関係各庁及び各種団体又は機関との連絡に関する事項

(観察課)

第31条 観察課においては、次の事務をつかさどる。

- (1) 保護観察に関する事項
- (2) 仮出獄、仮出場及び仮退院に関する事項
- (3) 不定期刑の終了及び退院に関する事項
- (4) 地方更生保護委員会の決定に対する審査に関する事項
- (5) 刑の執行終了者等の更生保護に関する事項

(恩赦課)

第32条 恩赦課においては、次の事務をつかさどる。

- (1) 恩赦制度の調査研究に関する事項
- (2) 特定の者に対する恩赦の調査及び実施に関する事項
- (3) 政令による恩赦の立案及び実施に関する事項
- (4) 前科のまつ消に関する事項

- (5) 平和条約第11条による刑の執行及び赦免等に関する法律の規定による赦免、刑の軽減、仮出所及び一時出所の調査に関する事項

(参事官)

第33条 保護局に参事官1人を置く。

2 参事官は、次の事務に参画する。

- (1) 更生保護に関する重要な法令案の作成に関する事項
- (2) 重要な更生保護行政についての調査研究に関する事項

#### 第6節 訟務局

(訟務局の分課)

第34条 訟務局に次の5課及び訟務管理官1人を置く。

- 第一課
- 第二課
- 第三課
- 第四課
- 第五課

(第一課)

第35条 第一課においては、次の事務をつかさどる。

- (1) 国の債権に関する争訟に関する事項
- (2) 国有財産に関する争訟に関する事項
- (3) 国の利害に関係のある訴訟に関する調査並びに資料の収集及び整備に関する事項
- (4) 訟務局の所掌に係る事項で他の課及び訟務管理官の所掌に属しないもの

(第二課)

第36条 第二課においては、国家賠償その他国の債務に関する争訟に関する事務をつかさどる。

(第三課)

第37条 第三課においては、次の事務をつかさどる。

- (1) 財政、金融、産業、経済、建設、運輸及び通信関係の行政に関する争訟に関する事項
- (2) 農地関係の民事に関する争訟に関する事項

(第四課)

第38条 第四課においては、次の事務をつかさどる。

- (1) 法務、外事、文教、選挙、労働及び厚生関係の行政に関する争訟に関する事項
- (2) 労働関係の民事に関する争訟に関する事項

(第五課)

第39条 第五課においては、国税の賦課処分に関する争訟に関する事務をつかさどる。

(訟務管理官)

第40条 訟務管理官は、国税の徴収に関する争訟に関する事務をつかさどる。

(所掌事務に関する特例)



第41条 訟務局の各課及び訟務管理官は、特に必要があるときは、訟務局長の定めるところにより、臨時に、訟務局の他の課及び訟務管理官の所掌に属する事務をつかさどることが出来る。

#### 第7節 人権擁護局

(人権擁護局の分課)

第42条 人権擁護局に次の2課及び人権擁護管理官1人を置く。

総務課

調査課

(総務課)

第43条 総務課においては、次の事務をつかさどる。

- (1) 人権擁護に関する企画に関する事項
- (2) 民間における人権擁護運動の助長に関する事項
- (3) 人権擁護委員に関する事項
- (4) 人権擁護局の所掌に係る事項で他の課及び人権擁護管理官の所掌に属しないもの

(調査課)

第44条 調査課においては、次の事務をつかさどる。

- (1) 人権侵犯事件の調査に関する事項
- (2) 人権侵犯事件に関する情報の収集に関する事項

(人権擁護管理官)

第45条 人権擁護管理官は、次の事務をつかさどる。

- (1) 人身保護その他人権に対する侵害の排除及び被害者の救済に関する事項
- (2) 貧困者の訴訟援助に関する事項
- (3) 自由人権思想の啓発活動に関する事項

#### 第8節 入国管理局

(入国管理局の分課)

第46条 入国管理局に次の6課を置く。

総務課

入国審査課

資格審査課

審判課

警備課

登録課

(総務課)

第47条 総務課においては、次の事務をつかさどる。

- (1) 出入国の管理に関する一般的企画及び関係各庁との連絡に関する事項
- (2) 出入国の管理に関する法令案の作成に関する事項
- (3) 出入国の管理に関する調査研究及び情報収集に関する事項
- (4) 本邦における外国人の在留に関する一般的事項

- (5) 入国審査官及び入国警備官の配置及び規律に関する事項
- (6) 入国者収容所及び入国管理事務所に関する事項
- (7) 入国管理局の所掌に係る事項で他の課及び登録管理官の所掌に属しないもの(入国審査課)

第48条 入国審査課においては、次の事務をつかさどる。

- (1) 外国人の上陸の審査及び許可に関する事項
- (2) 外国人及び日本人の出国並びに日本人の帰国に関する事項
- (3) 出入国の管理に関する船舶等の長及び運送業者の責任に関する事項(資格審査課)

第49条 資格審査課においては、次の事務をつかさどる。

- (1) 外国人の在留資格の取得及び変更並びに在留期間の更新に関する事項
- (2) 外国人の永住許可に関する事項
- (3) 外国人の再入国の許可に関する事項

(審判課)

第50条 審判課においては、次の事務をつかさどる。

- (1) 違反審査に関する事項
- (2) 収容令書及び退去強制令書の発付に関する事項
- (3) 外国人の上陸及び退去強制についての口頭審理及び異議の申立に関する事項
- (4) 通報者に対する報償金の交付に関する事項

(警備課)

第51条 警備課においては、次の事務をつかさどる。

- (1) 違反調査に関する事項
- (2) 収容令書及び退去強制令書の執行に関する事項
- (3) 水難から救護された外国人の送還に関する事項
- (4) 入国者収容所、収容場その他の施設の警備並びに被収容者の仮放免及び処遇に関する事項
- (5) 保証金の納付、返還及び没取に関する事項
- (6) 入国審査官及び入国警備官の武器の携帯及び使用に関する事項

(登録課)

第52条 登録課においては、次の事務をつかさどる。

- (1) 外国人の登録に関する事項
- (2) 出入国及び外国人登録に関する記録の整理及び保管に関する事項

#### 第2章 外局

##### 第1節 公安審査委員会の事務局

(調査官)

第52条の2 公安審査委員会の事務局に調査官1人を置く。

2 調査官は、破壊活動防止法の規定による処分の請求の審査に必要な調査に関する事務をつかさどる。



第2節 公安調査庁

(総務部の分課)

第53条 総務部に次の4課を置く。

総務課

職員課

資料課

審理課

(総務課)

第54条 総務課においては、次の事務をつかさどる

- (1) 機密に関する事項
- (2) 長官及び次長の官印並びに庁印の管守に関する事項
- (3) 公文書類の接受、発送、編集及び保存に関する事項
- (4) 各部の所掌事務の連絡調整に関する事項
- (5) 地方支分部局の一般的監督に関する事項
- (6) 経費及び収入の予算、決算及び会計並びに会計の監査に関する事項
- (7) 行政財産及び物品の管理に関する事項
- (7) 総務部の所掌に係る事項で他の課の所掌に属しないもの

(職員課)

第55条 職員課においては、次の事務をつかさどる。

- (1) 職員の定員に関する事項
- (2) 職員の職階、任免、分限、懲戒、服務、給与その他の人事に関する事項
- (3) 職員の厚生及び教養に関する事項
- (4) 所掌事務に関する一般的企画に関する事項
- (5) 行政の考査及び監察に関する事項

(資料課)

第56条 資料課においては、所掌事務に関する内外の資料の収集、整理及び保管に関する事務をつかさどる。

(審理課)

第57条 審理課においては、次の事務をつかさどる。

- (1) 破壊活動防止法の規定による弁明の聴取及び処分の請求に関する事項
- (2) 所掌事務に関する法令の整備に関する事項

(参事官)

第57条の2 総務部に参事官2人を置く。

2 参事官は、命を受けて、総務部の所掌事務のうち重要事項に係るものに参画する。

(調査第一部の分課)

第58条 調査第一部に次の4課を置く。

第一課

第二課

第三課

第四課

(第一課)

第59条 第一課においては、破壊活動防止法第4条第1項第1号イに掲げる暴力主義的破壊活動を行つた団体に関する調査に関する事務をつかさどる。

第60条 削除

(第二課)

第61条 第二課においては、破壊活動防止法第4条第1項第1号ロ及びハに掲げる暴力主義的破壊活動を行つた団体に関する調査に関する事務をつかさどる。

(第三課)

第62条 第三課においては、破壊活動防止法第4条第1項第1号ニに掲げる暴力主義的破壊活動を行つた団体に関する調査に関する事務をつかさどる。

(第四課)

第63条 第四課においては、破壊活動防止法第4条第1項第1号ホに掲げる暴力主義的破壊活動を行つた団体に関する調査に関する事務をつかさどる。

(参事官)

第63条の2 調査第一部に参事官2人を置く。

2 参事官は、命を受けて、調査第一部の所掌事務のうち重要事項に係るものに参画する。

(調査第二部の分課)

第64条 調査第二部に次の3課を置く。

第一課

第二課

第三課

(第一課)

第65条 第一課においては、破壊活動防止法第4条第1項第2号イ、ロ、ハ、ニ及びホ並びにこれらに関する同号ヌに掲げる暴力主義的破壊活動を行つた団体に関する調査に関する事務をつかさどる。

第66条 削除

(第二課)

第67条 第二課においては、破壊活動防止法第4条第1項第2号ヘ及びト並びにこれらに関する同号ヌに掲げる暴力主義的破壊活動を行つた団体に関する調査に関する事務をつかさどる。

(第三課)

第68条 第三課においては、破壊活動防止法第4条第1項第2号チ及びリ並びにこれらに関する同号ヌに掲げる暴力主義的破壊活動を行つた団体に関する調査に関する事務をつかさどる。

(参事官)

第68条の2 調査第二部に参事官2人(うち1人は、関係のある他の職を占める者をもつ



て充てられるものとする。)を置く。

2 参事官は、命を受けて、調査第二部の所掌事務のうち重要事項に係るものに参画する。  
(所掌事務に関する特例)

第69条 第41条の規定は、調査第一部及び調査第二部の各課に準用する。この場合において、同条の規定中「訟務局長」とあるのは、「調査第一部長」又は「調査第二部長」と読み替えるものとする。

附 則 〔省略〕

#### 本年中における改正

船舶登記規則の一部を改正する等の政令 (昭和35年3月31日 政令 第60号)  
法務省組織令の一部を改正する政令 (昭和35年4月1日 政令 第76号)

### 3 法務省組織規程 (昭和27年8月30日 法務省令 第18号)

本 文 昭 和 35 年 12 月 31 日 現 在

法務省組織規程を次のように定める。

法務省組織規程

(この規程の趣旨)

第1条 法務省の内部組織は、法務省組織令(昭和27年政令第384号。以下「令」という。)に定めるものの外、この規定の定めるところによる。

(秘書課の事務)

第2条 秘書課においては、令第2条に掲げる事務の外、左の事務をつかさどる。

- (1) 本省及びその所管各庁の内部組織に関する事項
- (2) 他の部局の所掌に属しない事項

(広報連絡室)

第3条 秘書課に広報連絡室を置く。

2 広報連絡室においては、令第2条第8号から第12号までの事務をつかさどる。

(人事課の事務)

第4条 人事課においては、令第3条に掲げる事務の外、公証人、人権擁護委員及び保護司の身分に関する事務をつかさどる。

第5条及び第6条 削除

(設計室)

第6条の2 経理部営繕課に設計室を置く。

2 設計室においては、令第7条第2号の事務をつかさどる。

(民事局第一課の事務)

第7条 民事局第一課においては、令第10条に掲げる事務の外、法務局及び地方法務局に関する事務をつかさどる。

2 前項の事務で他の局の所掌事務と関連するものについては、その局と協議しなければならない。

第7条の2 削除

第8条 削除

(特別顧問)

第8条の2 法務省に特別顧問9人以内を置く。

2 法務省特別顧問は、法務省設置法(昭和22年法律第193号。以下「法」という。)第2条第9号に掲げる行政事務について、法務大臣の諮問に答え、又は法務大臣に意見を述べる。

3 法務省特別顧問は、非常勤とする。

(顧問及び参与)

第9条 司法法制調査部及び保護局に顧問及び参与若干名を置くことができる。



- 2 司法法制調査部顧問は、令第8条第4号の事務について、保護局顧問は、法第9条第9号の事務について、それぞれ部長若しくは局長の諮問に答え、又は部長若しくは局長に意見を述べる
- 3 司法法制調査部参与は、令第8条第4号の事務について、保護局参与は、法第9条第9号の事務について、それぞれ部又は局の事務に参加する。
- 4 司法法制調査部及び保護局の顧問及び参与は、非常勤とする。

附 則〔省略〕

#### 4 法務省職員定数規程 (昭和27年8月1日 法務省令第8号)

本 文 昭 和 35 年 12 月 31 日 現 在

- 1 法務省に置かれる職員の各内部部局、各附属機関及び各地方支分部局並びに検察庁の定数は、法務事務官、法務技官、法務教官、検察官、検察事務官、検察技官及びその他の職員を通じて左に掲げる通りとする。

本 省

区 分	定 数	備 考	
内 部 部 局	大 臣 官 房	460人	うち 337人は経理部、50人は司法法制調査部の定数とし、司法法制調査部の定数のうち6人は、国立国会図書館支部法務図書館の定数とする。
	民 事 局	62人	
	刑 事 局	59人	
	矯 正 局	41人	
	保 護 局	25人	
	訟 務 局	59人	
	人 権 擁 護 局	13人	
	入 国 管 理 局	139人	
	計	858人	
附 属 機 関	法務総合研究所	65人	
	中央矯正研修所	29人	
	地方矯正研修所	-人	
	監 獄	16,745人	
	少 年 院	2,512人	
	少 年 鑑 別 所	1,093人	
	婦 人 補 導 院	75人	
	巢 鴨 刑 務 所	-人	
入 国 者 収 容 所	363人		
	計	20,882人	
地 方 支 分 部 局	法務局及び地方法務局	8,751人	
	矯 正 管 区	240人	
	地方更生保護委員会	245人	
	保 護 観 察 所	878人	
	入 国 管 理 事 務 所	893人	
	計	11,007人	
検 察 庁		10,593人	
合 計		43,340人	



司法試験管理委員会 (外局)

区	分	定数	備考
		-人	

公安審査委員会 (外局)

区	分	定数	備考
内部部局	事務局	10人	

公安調査庁 (外局)

区	分	定数	備考
内部部局	総務部	149人	
	調査第一部	160人	
	調査第二部	128人	
	計	437人	
附属機関	公安調査庁研修所	7人	
地方支分部局	公安調査局	1,206人	
	及び地方公安調査局		
合計		1,650人	

2 各地方矯正研修所、各監獄、各少年院、各少年鑑別所、各婦人補導院、各入国者収容所、各法務局、各地方方法務局、各矯正管区、各地方更生保護委員会、各保護観察所、各入国管理事務所、各検察庁、各公安調査局及び各地方公安調査局別の定数は、前項に規定する当該附属機関又は地方支分部局別並びに検察庁の定数の範囲内において法務大臣又は外局の長が別に定める。

附 則〔省略〕

本年中における改正

法務省職員定数規程の一部を改正する省令 (昭和35年8月1日 法務省令 第30号)

〔参 考〕

●昭和36年法務省令第2号

行政機関職員定員法 (昭和24年法律第126号) 第3条に基づき、法務省職員定数規程の一部を改正する省令を次のように定める。

昭和36年1月11日

法務省職員定数規程の一部を改正する省令

法務省職員定数規程 (昭和27年法務省令第8号) の一部を次のように改正する。  
第1項の表を次のように改める。

本省

区	分	定数	備考
	大臣官房	466人	うち338人は経理部、50人は司法法制調査部の定数とし、司法法制調査部の定数のうち6人は、国立国会図書館支部法務図書館の定数とする。
内部部局	民事局	62人	
	刑事局	59人	
	矯正局	41人	
	保護局	25人	
	訟務局	61人	
	人権擁護局	16人	
	入国管理局	147人	
	計	877人	
附属機関	法務総合研究所	65人	
	中央矯正研修所	29人	
	地方矯正研修所	-人	
	監獄	16,756人	
	少年院	2,561人	
	少年鑑別所	1,093人	
	婦人補導院	75人	
	巢鴨刑務所	-人	
	入国者収容所	355人	
	計	20,934人	
地方支分部局	法務局及び地方方法務局	8,987人	
	矯正管区	240人	
	地方更生保護委員会	245人	
	保護観察所	878人	
	入国管理事務所	922人	
	計	11,272人	
検察庁		10,622人	
合計		43,705人	

司法試験管理委員会 (外局)

区	分	定数	備考
		-人	



公安審査委員会 (外局)

区	分	定 数	備 考
内 部 部 局	事 務 局	10人	

公安調査庁 (外局)

区	分	定 数	備 考
内 部 部 局	総 務 部	149人	
	調 査 第 一 部	160人	
	調 査 第 二 部	128人	
	計	437人	
附 属 機 関	公安調査庁研修所	7人	
地方支分部局	公安調査局及び地方 公安調査局	1,209人	
合	計	1,653人	

附 則

この省令は、公布の日から施行し、昭和35年12月26日から適用する。

会 計



# 1 予 算

## (1) 法務省所管 昭和36年度政府職員予算定員及び俸給額表

特別職の職員	3人	2,700,000円
一般職の職員	46,397人 (内223人9箇月 内16人6箇月)	12,783,894,000円
行政職俸給表(一)の適用を受けるもの	15,462人 (内116人9箇月 内9人6箇月)	3,498,932,000円
行政職俸給表(二)の適用を受けるもの	2,878人 (内7人6箇月)	460,050,000円
公安職俸給表(一)の適用を受けるもの	16,114人	4,358,983,000円
公安職俸給表(二)の適用を受けるもの	9,755人 (内107人9箇月)	2,886,912,000円
研究職俸給表の適用を受けるもの	10人	7,304,000円
医療職俸給表(一)の適用を受けるもの	331人	146,720,000円
医療職俸給表(二)の適用を受けるもの	60人	19,228,000円
医療職俸給表(三)の適用を受けるもの	11人	2,295,000円
検 察 官	1,776人	1,403,470,000円
合 計	46,400人 (内223人9箇月 内16人6箇月)	12,786,594,000円

であつて、組織内の職名別、等級別の内訳は下記のとおりである。

1 法務本省	984人 (3人9箇月)	345,971,000円
(1) 特別職の職員	3人	2,700,000円

職 名 別	定 数 (人)	俸 給 額 (円)
大 臣	1	2,160,000
政 務 次 官	1	0
秘 書 官	1	540,000
計	3	2,700,000

(2) 一般職の職員	981人 (内3人9箇月)	343,271,000円
行政職俸給表(一)の適用を受けるもの	889人 (内3人9箇月)	323,949,000円

職 名 別	定数(人)	俸給額(円)	等 級 別 内 訳
事務次官	1	1,080,000	1等級1人
局長	7	2,538,000	2等級7人 内4人は検事をもつて充てることができる。



部長、局次長	4	846,000	2等級4人 内3人は検事をもつて充てることができる。
課長	38	6,679,200	3等級38人 内27人は検事をもつて充てることができる。
課長補佐	96	39,974,400	4等級96人
係長	210	66,763,200	5等級191人、6等級19人
参事官	18	2,428,800	3等級18人 内14人は検事をもつて充てることができる。
管理官	2	607,200	3等級2人 内1人は検事をもつて充てることができる。
調査官	4	832,800	3等級2人、4等級2人 内2人は検事をもつて充てることができる。
研修指導員	5	2,088,000	3等級1人、4等級2人、5等級2人
翻訳職	19	6,987,600	4等級9人、5等級10人
専門職	31	13,862,400	3等級5人、4等級26人
法規専門職	25	0	3等級6人、4等級19人検事をもつて充てることができる。
技術専門職	33	10,692,000	5等級33人
一般職員	396	91,931,000	6等級114人、7等級131人、8等級151人
検事	(76)	76,638,400	
計	889	323,949,000	

行政職俸給表(ロ)の適用を受けるもの 92人 19,322,000円

職名別	定数(人)	俸給額(円)	等級別内訳
技能労務職員	92	19,322,000	1等級5人、2等級12人、3等級49人、4等級19人、5等級7人

### 2 法務総合研究所

一般職の職員	84人	(内3人9箇月 内16人6箇月)	36,498,000円
行政職俸給表(ロ)の適用を受けるもの	58人	(内3人9箇月 内9人6箇月)	26,598,000円

職名別	定数(人)	俸給額(円)	等級別内訳
次長	1	0	2等級1人 検事をもつて充てることができる
部長	4	423,000	2等級3人、3等級1人 内3人は検事をもつて充てることができる。
事務局長	1	0	3等級1人 検事をもつて充てることができる。
課長	4	1,856,400	3等級1人、4等級3人
課長補佐	5	1,977,900	4等級5人
係長	10	2,711,400	5等級5人、6等級5人
教官	7	416,400	3等級5人、4等級2人 内5人は検事をもつて充てることができる。

職名別	定数(人)	俸給額(円)	等級別内訳
助教官	4	1,249,200	4等級4人
翻訳職	1	416,400	4等級1人
一般職員	21	6,597,300	6等級7人、7等級8人、8等級6人
検事	(10)	10,950,000	
計	58	26,598,000	

行政職俸給表(ロ)の適用を受けるもの 16人(内7人6箇月) 2,596,000円

職名別	定数(人)	俸給額(円)	等級別内訳
技能労務職員	16	2,596,000	3等級9人、4等級6人、5等級1人

研究職俸給表の適用を受けるもの 10人 7,304,000円

職名別	定数(人)	俸給額(円)	等級別内訳
部長	2	771,600	2等級2人 内1人は検事をもつて充てることができる。
研究官	8	3,247,400	3等級4人、4等級4人 内2人は検事をもつて充てることができる。
検事	(3)	3,285,000	
計	10	7,304,000	

### 3 法務局

一般職の職員	9,398人	(内10人9箇月)	2,113,105,000円
行政職俸給表(ロ)の適用を受けるもの	9,072人	(内10人9箇月)	2,064,779,000円

職名別	定数(人)	俸給額(円)	等級別内訳
法務局長	8	846,600	2等級8人 内7人は検事をもつて充てることができる。
部長	24	8,500,800	3等級22人、4等級2人 内10人は検事をもつて充てることができる。
課長	80	33,312,000	4等級80人
課長補佐	60	21,380,400	4等級21人、5等級39人
地方法務局長	41	24,513,600	3等級39人、4等級2人
同課長	287	119,506,800	4等級287人
支局長	238	99,103,200	4等級238人
同補佐	57	18,468,000	5等級57人
出張所長	1,682	529,736,400	3等級1人、4等級443人、5等級398人、6等級840人
同補佐	19	6,156,000	5等級19人



係長	621	170,695,200	5等級167人, 6等級454人
訟務専門職	57	19,207,200	4等級8人, 5等級49人
登記供託専門職	1,329	324,870,000	5等級200人, 6等級693人, 7等級436人
一般職員	4,569	672,710,400	6等級38人, 7等級2,375人, 8等級2,156人
検事	(17)	15,773,000	
計	9,072	2,064,779,000	

行政職俸給表(ロ)の適用を受けるもの 326人 48,326,000円

職名別	定数(人)	俸給額(円)	等級別内訳
技能労務職員	326	48,326,000	1等級1人, 2等級3人, 3等級68人, 4等級174人, 5等級80人

#### 4 最高検察庁

一般職の職員 120人 53,607,000円

行政職俸給表(ロ)の適用を受けるもの 20人 2,988,000円

職名別	定数(人)	俸給額(円)	等級別内訳
事務局長	1	846,000	2等級1人
秘書官	1	520,800	3等級1人
一般職員	18	1,621,200	6等級2人, 7等級12人, 8等級4人
計	20	2,988,000	

行政職俸給表(ロ)の適用を受けるもの 17人 3,546,000円

職名別	定数(人)	俸給額(円)	等級別内訳
技能労務職員	17	3,546,000	1等級1人, 2等級3人, 3等級10人, 4等級3人

公安職俸給表(ロ)の適用を受けるもの 65人 23,450,000円

職名別	定数(人)	俸給額(円)	等級別内訳
課長	7	4,074,000	2等級7人
課長補佐	9	3,920,400	3等級9人
係長	21	6,922,800	4等級18人, 5等級3人
翻訳職	1	435,600	3等級1人
一般職員	27	8,097,200	5等級16人, 6等級11人
計	65	23,450,000	

検察官 18人 23,623,000円

職名別	定数(人)	俸給額(円)	等級別内訳
検事総長	1	2,160,000	
次長検事	1	1,560,000	
検事	16	19,903,000	
計	18	23,623,000	

#### 5 高等検察庁

一般職の職員 681人 296,793,000円

行政職俸給表(ロ)の適用を受けるもの 109人 16,299,000円

職名別	定数(人)	俸給額(円)	等級別内訳
一般職員	109	16,299,000	6等級5人, 7等級56人, 8等級48人

行政職俸給表(ロ)の適用を受けるもの 100人 16,915,000円

職名別	定数(人)	俸給額(円)	等級別内訳
技能労務職員	100	16,915,000	2等級6人, 3等級71人, 4等級17人, 5等級6人

公安職俸給表(ロ)の適用を受けるもの 343人 112,470,000円

職名別	定数(人)	俸給額(円)	等級別内訳
事務局長	8	5,097,600	1等級8人
課長	68	28,660,800	3等級58人, 4等級10人
支部課長	6	2,613,600	3等級6人
係長	154	47,426,400	4等級84人, 5等級70人
専門職	20	7,368,000	3等級6人, 4等級14人
一般職員	87	21,303,600	5等級14人, 6等級73人
計	343	112,470,000	

検察官 129人 151,109,000円

職名別	定数(人)	俸給額(円)	等級別内訳
検事長	8	12,600,000	
検事	121	138,509,000	
計	129	151,109,000	

#### 6 地方検察官署

一般職の職員 9,966人(内50人9箇月) 3,216,181,000円



行政職俸給表(一)の適用 を受けるもの			
職名別	定数(人)	俸給額(円)	等級別内訳
一般職員	2,257	326,832,000	6等28人, 7等級1,440人, 8等級789人
行政職俸給表(二)の適用 を受けるもの			
1,016人 167,949,000円			
職名別	定数(人)	俸給額(円)	等級別内訳
技能労務職員	1,016	167,949,000	2等級56人, 3等級431人, 4等級373人, 5等級156人
公安職俸給表(一)の適用 を受けるもの			
5,064人(内50人9箇月) 1,492,662,000円			
職名別	定数(人)	俸給額(円)	等級別内訳
事務局長	49	27,918,000	1等級13人, 2等級27人, 3等級9人
地検課長	378	153,712,800	3等級264人, 4等級114人
支部課長	269	107,768,400	3等級171人, 4等級98人
区検課長	301	110,187,600	3等級83人, 4等級218人
係長	1,173	344,758,800	4等級403人, 5等級770人
主任捜査事務官	799	263,743,800	3等級128人, 4等級395人, 5等級276人
一般職員	2,095	484,572,600	5等級70人, 6等級2,025人
計	5,064	1,492,662,000	
検 察 官 1,629人 1,228,738,000円			
職名別	定数(人)	俸給額(円)	等級別内訳
検 事	912	740,819,000	
副 検 事	717	487,919,000	
計	1,629	1,228,738,000	
7 矯 正 官 署			
一般職の職員	269人	95,095,000円	
行政職俸給表(一)の適用 を受けるもの	98人	35,901,000円	
職名別	定数(人)	俸給額(円)	等級別内訳
矯正管区長	8	6,768,000	2等級8人
中央矯正研修所長	1	846,000	2等級1人
矯正管区部長	24	14,000,400	3等級21人, 4等級3人
中央矯正研修所 課長	2	832,800	4等級2人
同 係 長	5	1,485,600	5等級3人, 6等級2人

職名別	定数(人)	俸給額(円)	等級別内訳
同 教 頭	1	607,200	3等級1人
同 教 官	12	4,215,600	4等級5人, 5等級5人, 6等級2人
一 般 職 員	45	7,145,400	6等級3人, 7等級21人, 8等級21人
計	98	35,901,000	
行政職俸給表(一)の適用 を受けるもの			
27人 3,691,000円			
職名別	定数(人)	俸給額(円)	等級別内訳
技能労務職員	27	3,691,000	3等級10人, 4等級16人, 5等級1人
公安職俸給表(一)の適用 を受けるもの			
144人 55,503,000円			
職名別	定数(人)	俸給額(円)	等級別内訳
矯正管区課長	56	24,393,600	3等級56人
同 係 長	42	14,806,800	4等級39人, 5等級3人
同 矯 正 専 門 職	22	7,718,400	4等級20人, 5等級2人
地方矯正研修所 教頭	8	3,484,800	3等級8人
同 教 官	16	5,099,400	4等級16人
計	144	55,503,000	
8 刑 務 所			
一般職の職員	16,815人	4,472,088,000円	
行政職俸給表(一)の適用 を受けるもの	726人	117,042,000円	
職名別	定数(人)	俸給額(円)	等級別内訳
所 長	4	3,384,000	2等級4人
一 般 職 員	722	113,658,000	6等級48人, 7等級244人, 8等級430人
計	726	117,042,000	
行政職俸給表(一)の適用 を受けるもの			
588人 92,504,000円			
職名別	定数(人)	俸給額(円)	等級別内訳
技能労務職員	588	92,504,000	2等級27人, 3等級132人, 4等級276人, 5等級153人
公安職俸給表(一)の適用 を受けるもの			
15,230人 4,145,752,000円			



職名別	定数(人)	俸給額(円)	等級別内訳
所長	67	40,909,200	1等級40人, 2等級25人, 3等級2人
部長	178	82,514,400	2等級34人, 3等級144人
課長	504	191,971,200	3等級145人, 4等級359人
支所長	112	46,922,400	2等級3人, 3等級79人, 4等級30人
同課長	86	30,856,800	4等級86人
課長補佐係長	1,547	466,654,800	3等級10人, 4等級519人, 5等級1,018人
矯正専門職	525	181,566,000	3等級46人, 4等級361人, 5等級118人
一般職員	12,211	3,104,357,200	6等級2,583人, 7等級9,628人
計	15,230	4,145,752,000	
医療職俸給表(イ)の適用を受けるもの			220人 100,272,000円
職名別	定数(人)	俸給額(円)	等級別内訳
所長	2	1,560,000	2等級2人
医務部長	20	13,660,800	2等級4人, 3等級16人
医務課長	95	47,204,400	3等級29人, 4等級61人, 5等級5人
支所長	2	1,438,800	2等級1人, 3等級1人
同医務課長	13	4,942,800	4等級6人, 5等級7人
医師	88	31,465,200	4等級3人, 5等級75人
計	220	100,272,000	
医療職俸給表(ロ)の適用を受ける			51人 16,518,000円
職名別	定数(人)	俸給額(円)	等級別内訳
薬剤師	31	10,947,600	2等級6人, 3等級24人, 4等級1人
栄養士	13	3,637,200	3等級7人, 4等級6人
診療エックス線技師	7	1,933,200	3等級3人, 4等級4人
計	51	16,518,000	
<b>9 少年院</b>			
一般職の職員	2,645人(内14人9箇月)		649,219,000円
行政職俸給表(イ)の適用を受けるもの	244人		38,178,000円
職名別	定数(人)	俸給額(円)	等級別内訳
一般職員	244	38,178,000	6等級4人, 7等級71人, 8等級169人
行政職俸給表(ロ)の適用を受けるもの			232人 33,586,000円

職名別	定数(人)	俸給額(円)	等級別内訳
技能労務職員	232	33,586,000	2等級5人, 3等級23人, 4等級85人, 5等級119人
公安職俸給表(イ)の適用を受けるもの			2,085人(内14人9箇月) 541,379,000円
職名別	定数(人)	俸給額(円)	等級別内訳
院長	53	29,514,000	1等級13人, 2等級26人, 3等級14人
次院長	44	19,166,400	3等級44人
分院長	3	1,306,800	3等級3人
課長	174	65,580,000	3等級41人, 4等級133人
係長	455	130,486,800	4等級86人, 5等級369人
一般職員	1,356	295,325,000	5等級96人, 6等級1,011人, 7等級249人
計	2,085	541,379,000	
医療職俸給表(イ)の適用を受けるもの			77人 33,788,000円
職名別	定数(人)	俸給額(円)	等級別内訳
院長	5	3,778,800	2等級4人, 3等級1人
医務課長	58	26,229,600	3等級11人, 4等級33人, 5等級14人
医師	14	3,779,600	5等級14人
計	77	33,788,000	
医療職俸給表(ロ)の適用を受けるもの			7人 2,288,000円
職名別	定数(人)	俸給額(円)	等級別内訳
薬剤師	7	2,288,000	3等級7人
<b>10 少年鑑別所</b>			
一般職の職員	1,133人(内10人9箇月)		283,769,000円
行政職俸給表(イ)の適用を受けるもの	172人		26,230,000円
職名別	定数(人)	俸給額(円)	等級別内訳
一般職員	172	26,230,000	6等級4人, 7等級88人, 8等級80人
行政職俸給表(ロ)の適用を受けるもの			145人 21,348,000円
職名別	定数(人)	俸給額(円)	等級別内訳
技能労務職員	145	21,348,000	2等級1人, 3等級20人, 4等級55人, 5等級69人



公安職俸給表(ロ)の適用 を受けるもの				787人 (内10人9箇月)	225,920,000円
職名別	定数(人)	俸給額(円)	等級別内訳		
所長	50	26,265,600	1等級7人, 2等級21人, 3等級22人		
次長	12	5,373,600	2等級1人, 3等級11人		
課長	150	56,508,000	3等級35人, 4等級115人		
分所長	1	435,600	3等級1人		
係長	204	58,632,000	4等級40人, 5等級164人		
一般職員	370	78,705,200	5等級53人, 6等級267人, 7等級50人		
計	787	225,920,000			
医療職俸給表(ハ)の適用 を受けるもの				29人	10,271,000円
職名別	定数(人)	俸給額(円)	等級別内訳		
医務課長	12	5,227,200	3等級1人, 4等級9人, 5等級2人		
医師	17	5,043,800	5等級17人		
計	29	10,271,000			
11 婦人補導院					
一般職の職員	75人	17,505,000円			
行政職俸給表(ロ)の適用 を受けるもの	6人	544,000円			
職名別	定数(人)	俸給額(円)	等級別内訳		
技能労務職員	6	544,000	4等級3人, 5等級3人		
公安職俸給表(ロ)の適用 を受けるもの				63人	14,868,000円
職名別	定数(人)	俸給額(円)	等級別内訳		
院長	3	1,856,400	1等級2人, 2等級1人		
課長	6	2,383,200	3等級3人, 4等級3人		
係長	12	3,595,200	4等級4人, 5等級8人		
一般職員	42	7,033,200	5等級4人, 6等級22人, 7等級16人		
計	63	14,868,000			
医療職俸給表(ハ)の適用 を受けるもの				3人	1,560,000円
職名別	定数(人)	俸給額(円)	等級別内訳		
課長	3	1,560,000	3等級1人, 4等級2人		

医療職俸給表(ロ)の適用 を受けるもの				3人	533,000円
職名別	定数(人)	俸給額(円)	等級別内訳		
看護婦	3	533,000	3等級3人		
12 更生保護官署					
一般職の職員	1,223人 (内100人9箇月)	353,684,000円			
行政職俸給表(ロ)の適用 を受けるもの	1,145人 (内100人9箇月)	341,021,000円			
職名別	定数(人)	俸給額(円)	等級別内訳		
委員長	8	6,768,000	2等級8人		
委員	36	18,216,000	3等級36人 内6人は検事をもつて充てることができる		
所長	49	25,364,400	3等級26人, 4等級23人		
部長	16	8,570,400	3等級10人, 4等級6人		
地方更生保護委員会課長	33	13,279,200	4等級28人, 5等級5人		
保護観察所課長	157	60,385,200	4等級103人, 5等級54人		
地方更生保護委員会係長	32	9,091,200	5等級13人, 6等級19人		
保護観察所係長	59	16,226,400	5等級16人, 6等級43人		
地方更生保護委員会保護観察官	55	17,475,600	4等級13人, 5等級19人, 6等級23人		
保護観察所保護観察官	453	116,974,800	4等級11人, 5等級79人, 6等級363人		
地方更生保護委員会一職職員	42	7,089,200	6等級8人, 7等級22人, 8等級12人		
保護観察所一般職員	205	34,600,600	6等級5人, 7等級142人, 8等級58人		
検事	(6)	6,980,000			
計	1,145	341,021,000			
行政職俸給表(ロ)の適用 を受ける者				78人	12,663,000円
職名別	定数(人)	俸給額(円)	等級別内訳		
地方更生保護委員会技能労務職員	23	5,172,200	2等級2人, 3等級16人, 4等級3人, 5等級2人		
保護観察所技能労務職員	55	7,490,800	2等級1人, 3等級9人, 4等級24人, 5等級21人		
計	78	12,663,000			
13 地方入国管理官署					



一般職の職員		1,287人	297,400,000円
行政職俸給表(一)の適用を受けるもの		423人	118,885,000円
職名別	定数(人)	俸給額(円)	等級別内訳
所長	15	8,965,200	2等級1人, 3等級12人, 4等級2人
次長	15	6,436,800	3等級1人, 4等級14人
部長	2	1,023,600	3等級1人, 4等級1人
課長	36	14,158,800	4等級27人, 5等級9人
課長補佐	56	16,464,000	5等級31人, 6等級25人
出張所長	52	19,158,000	4等級25人, 5等級27人
入国審査官	147	38,778,000	4等級10人, 5等級32人, 6等級105人
一般職員	100	13,900,600	6等級10人, 7等級48人, 8等級42人
計	423	118,885,000	
行政職俸給表(二)の適用を受けるもの		112人	17,774,000円
職名別	定数(人)	俸給額(円)	等級別内訳
技能労務職員	112	17,774,000	2等級6人, 3等級51人, 4等級27人, 5等級28人
公安職俸給表(一)の適用を受けるもの		740人	157,728,000円
職名別	定数(人)	俸給額(円)	等級別内訳
部長	1	378,000	3等級1人
課長	18	6,746,400	3等級15人, 4等級3人
課長補佐	36	12,916,800	4等級36人
警備士補	68	18,441,600	5等級68人
警守長	132	35,798,400	6等級132人
警守	457	75,853,200	7等級457人
船員	28	7,593,600	5等級28人
計	740	157,728,000	
医療職俸給表(一)の適用を受けるもの		2人	829,000円
職名別	定数(人)	俸給額(円)	等級別内訳
医師	2	829,000	4等級1人, 5等級1人
医療職俸給表(二)の適用を受けるもの		2人	422,000円

職名別	定数(人)	俸給額(円)	等級別内訳
薬剤師	1	247,200	3等級1人
栄養士	1	174,800	4等級1人
計	2	422,000	
医療職俸給表(二)の適用を受けるもの		8人	1,762,000円
職名別	定数(人)	俸給額(円)	等級別内訳
看護婦	8	1,762,000	2等級2人, 3等級6人
14 公安審査委員会			
一般職の職員		10人	3,216,000円
行政職俸給表(一)の適用を受けるもの		9人	3,039,000円
職名別	定数(人)	俸給額(円)	等級別内訳
事務局長	1	846,000	2等級1人
調査官	1	607,200	3等級1人
専門職	4	1,279,200	4等級3人, 5等級1人
一般職員	3	356,600	7等級2人, 8等級1人
計	9	3,089,000	
行政職俸給表(二)の適用を受けるもの		1人	127,000円
職名別	定数(人)	俸給額(円)	等級別内訳
技能労務職員	1	127,000	4等級1人
15 公安調査庁			
一般職の職員		1,710人 (内33人9箇月)	552,463,000円
行政職俸給表(一)の適用を受けるもの		240人	57,141,000円
職名別	定数(人)	俸給額(円)	等級別内訳
長官	1	1,080,000	1等級1人
次長	1	846,000	2等級1人
研修所長	1	846,000	2等級1人
部長	3	2,538,000	2等級3人
課長	11	3,036,000	3等級11人
係長	9	2,580,000	5等級4人, 6等級5人



参事官	6	2,667,600	2等級1人, 3等級5人 内2人は検事をもつて充てることができる。
一般職員	70	7,259,000	6等級9人, 7等級31人, 8等級30人
公安調査局長	8	3,384,000	2等級7人, 3等級1人 内4人は検事をもつて充てることができる。
公安調査局部長	6	2,428,800	3等級6人 内2人は検事をもつて充てることができる。
係長	11	3,362,400	5等級8人, 6等級3人
公安調査局一般職員	68	7,024,900	6等級6人, 7等級22人, 8等級40人
地方公安調査局一般職員	45	4,668,700	6等級2人, 7等級18人, 8等級25人
検事	(14)	15,419,600	
計	240	57,141,000	

行政職俸給表(ロ)の適用を受けるもの 122人 19,159,000円

職名別	定数(人)	俸給額(円)	等級別内訳
技能労務職員	122	19,159,000	2等級3人, 3等級68人, 4等級44人, 5等級7人

公安職俸給表(ロ)の適用を受けるもの 1,348人 (内33人9箇月) 476,163,000円

職名別	定数(人)	俸給額(円)	等級別内訳
本庁課長補佐	26	8,712,000	3等級26人 内6人は検事をもつて充てることができる。
班長	40	17,424,000	3等級40人
調査官	226	71,571,000	4等級119人, 5等級63人, 6等級44人
研修所員	5	2,160,000	2等級1人, 3等級2人, 4等級2人
専門職	15	6,819,600	2等級2人, 3等級13人
公安調査局課長	30	14,210,400	2等級8人, 3等級22人
課長補佐	36	15,520,800	3等級34人, 4等級2人
班長	56	23,026,800	3等級39人, 4等級17人
調査官	378	117,015,600	3等級10人, 4等級176人, 5等級124人, 6等級68人
地方公安調査局長	42	22,034,400	1等級3人, 2等級25人, 3等級14人 内1人は検事をもつて充てることができる。
課長	84	36,590,400	3等級84人
課長補佐	12	4,905,600	3等級8人, 4等級4人
調査官	398	128,462,600	3等級25人, 4等級188人, 5等級113人, 6等級72人
検事	(7)	7,709,800	
計	1,348	476,163,000	

(2) 法務省主管 昭和36年度一般会計歳入予算額

部 款 項 目	昭和36年度 予算額(千円)	前年度予算額 (千円)	比較増△減額 (千円)	備 考
政府資産整理収入				
回収金等収入				
特別会計整理収入				
解散団体財産収入金	1,004	3,247	△ 2,243	
特別会計整理収入				
雑収入	7,679,659	6,457,618	1,222,041	
国有財産利用収入				
国有財産貸付収入	24,599	27,463	△ 2,864	
土地及水面貸付料	771	760	11	
建物及物件貸付料	1,151	1,924	△ 773	
公務員宿舍貸付料	22,677	24,779	△ 2,102	
諸収入	7,655,060	6,430,155	1,224,905	
懲罰及没収金	4,563,923	3,571,558	992,365	
罰金及科料	4,318,214	3,337,632	980,582	
過料	36,350	34,181	2,169	
没収金	209,359	199,745	9,614	
弁償及返納金	77,251	74,621	2,630	
弁償及違約金	69,257	69,088	169	
返納金	7,994	5,533	2,461	
矯正官署作業収入	2,825,262	2,555,937	269,325	
刑務所作業収入	2,777,758	2,514,049	263,709	
少年院職業補導収入	46,964	41,438	5,526	
婦人補導院職業補導収入	540	450	90	
物品売払収入				
不用物品売払代	102,529	107,570	△ 5,041	
雑収入	86,095	120,469	△ 34,374	
日雇労働者保険料	36	26	10	
被保険者負担金				
延滞金	3,397	3,162	235	
期満後収入	23,375	25,323	△ 1,948	
雑収入	59,287	91,958	△ 32,671	
合 計	7,680,663	6,460,865	1,219,798	



(3) 法務省所管 昭和36年度歳出予算項目別表

項 目	昭和36年度要求額 (円)	前年度予算額 (円)	比較増△減 (円)
法 務 本 省	3,395,706,000	2,982,935,000	412,771,000
2 職 員 俸 給	345,971,000	274,219,000	71,752,000
3 扶 養 手 当	11,724,000	11,369,000	355,000
3 暫 定 手 当	35,353,000	34,716,000	637,000
3 職 員 諸 手 当	13,486,000	12,653,000	833,000
3 職 員 特 別 手 当	97,325,000	80,994,000	16,331,000
4 超 過 勤 務 手 当	27,159,000	23,874,000	3,285,000
5 委 員 手 当	5,760,000	4,155,000	1,605,000
5 常 勤 職 員 給 与	2,430,000	5,463,000	△ 3,033,000
5 非 常 勤 職 員 手 当	4,576,000	3,706,000	870,000
5 休 職 者 給 与	59,359,000	63,562,000	△ 4,203,000
5 公 務 災 害 補 償 費	30,311,000	25,840,000	4,471,000
5 退 官 退 職 手 当	691,252,000	723,066,000	△ 31,814,000
5 臨 時 定 員 外 職 員 給 与	182,000	517,000	△ 335,000
6 諸 謝 金	13,589,000	10,942,000	2,647,000
6 証 人 等 被 害 給 付 金	300,000	500,000	△ 200,000
7 報 償 費	1,527,000	1,906,000	△ 379,000
8 職 員 旅 費	17,767,000	15,792,000	1,975,000
8 人 權 侵 犯 事 件 調 査 旅 費	470,000	470,000	0
8 国 籍 関 係 調 査 旅 費	842,000	842,000	0
8 赴 任 旅 費	957,000	957,000	0
8 外 国 旅 費	8,797,000	6,797,000	2,000,000
8 委 員 旅 費	4,077,000	2,457,000	1,620,000
8 参 考 人 等 旅 費	39,000	39,000	0
9 庁 費	93,460,000	92,576,000	884,000
9 函 書 購 入 費	21,639,000	21,639,000	0
9 正 規 入 国 審 査 費	998,000	998,000	0
9 通 信 専 用 科	129,029,000	124,635,000	4,394,000
9 国 会 函 書 館 支 部 庁 費	639,000	639,000	0
9 土 地 建 物 借 料	4,739,000	4,739,000	0
9 賃 金	1,301,000	8,230,000	△ 6,929,000
9 各 所 修 繕	458,480,000	312,009,000	146,471,000
9 調 査 活 動 費	3,307,000	3,307,000	0
9 自 動 車 交 換 差 金	750,000	0	750,000
14 更 生 保 護 研 究 委 託 費	85,000	85,000	0
15 不 動 産 購 入 費	28,713,000	24,475,000	4,238,000
15 換 地 清 算 金	7,983,000	0	7,983,000

項 目	昭和36年度要求額 (円)	前年度予算額 (円)	比較増△減 (円)
16 更生保護会補助金	11,940,000	11,940,000	0
16 法律扶助協会補助金	10,000,000	8,000,000	2,000,000
16 国家公務員共済組合負担金	1,227,406,000	1,057,366,000	170,040,000
16 国際私法会議分担金	1,441,000	1,712,000	△ 271,000
16 民法統一国際協会分担金	169,000	169,000	0
16 国有資産所在地町村交付金	994,000	1,002,000	△ 8,000
17 交 際 費	2,400,000	1,478,000	922,000
18 賠償償還及払戻金	14,000,000	3,000,000	11,000,000
19 保 証 金	100,000	100,000	0
23 貸 費 生 貸 与 金	2,880,000	0	2,880,000
訟 務 費	58,486,000	54,836,000	3,650,000
6 諸 謝 金	6,000,000	5,500,000	500,000
8 訟 務 旅 費	18,551,000	16,513,000	2,038,000
9 庁 費	9,126,000	8,446,000	680,000
9 訴訟用印紙類購入費	4,947,000	4,515,000	432,000
14 訟 務 調 査 委 託 費	1,762,000	1,762,000	0
18 賠償償還及払戻金	100,000	100,000	6
19 保 証 金	18,000,000	18,000,000	0
外 国 人 登 録 事 務 費	102,877,000	105,956,000	△ 3,079,000
5 非常勤職員手当	0	2,850,000	△ 2,850,000
8 職 員 旅 費	265,000	45,000	220,000
9 庁 費	146,000	146,000	0
9 外国人登録庁費	5,429,000	5,501,000	△ 72,000
14 外国人登録事務委託費	97,037,000	97,414,000	△ 377,000
法 務 官 署 施 設 費	618,454,000	503,051,000	115,403,000
6 諸 謝 金	20,000	20,000	0
8 職 員 旅 費	6,049,000	4,204,000	1,845,000
9 庁 費	5,153,000	4,093,000	1,060,000
15 施 設 費	607,232,000	494,734,000	112,498,000
法 務 収 容 施 設 費	750,337,000	570,807,000	179,530,000
6 諸 謝 金	50,000	50,000	0
8 職 員 旅 費	12,769,000	10,202,000	2,567,000
9 庁 費	10,451,000	7,535,000	2,916,000
15 施 設 費	727,067,000	553,020,000	174,047,000
計	4,925,860,000	4,217,585,000	708,275,000



項	目	昭和36年度要求額 (円)	前年度予算額 (円)	比較増△減 (円)
法務総合研究所		91,656,000	78,764,000	12,892,000
2	職員俸給	33,222,000	26,197,000	7,025,000
3	扶養手当	821,000	911,000	△ 90,000
3	暫定手当	3,957,000	3,329,000	628,000
3	職員諸手当	1,054,000	1,024,000	30,000
3	職員特別手当	9,504,000	7,828,000	1,676,000
4	超過勤務手当	632,000	661,000	△ 29,000
6	諸謝金	4,202,000	3,804,000	398,000
8	職員旅費	991,000	797,000	194,000
8	研修旅費	20,691,000	18,762,000	1,929,000
8	法務研究旅費	525,000	525,000	0
8	檢察研究旅費	2,767,000	2,767,000	0
8	赴任旅費	199,000	199,000	0
9	庁費	12,634,000	11,503,000	1,131,000
9	建物借料	200,000	200,000	0
14	檢察研究委託費	257,000	257,000	0
国連犯罪防止アジア地域研修協力費		90,234,000	0	90,234,000
2	職員俸給	3,276,000	0	3,276,000
3	扶養手当	107,000	0	107,000
3	暫定手当	377,000	0	377,000
3	職員諸手当	215,000	0	215,000
3	職員特別手当	1,253,000	0	1,253,000
4	超過勤務手当	128,000	0	128,000
6	諸謝金	1,072,000	0	1,072,000
8	職員旅費	277,000	0	277,000
8	研修旅費	1,082,000	0	1,082,000
9	庁費	17,209,000	0	17,209,000
9	賃金	133,000	0	133,000
15	施設費	65,105,000	0	65,105,000
	計	181,890,000	78,764,000	103,126,000
法務局		3,576,689,000	3,191,699,000	384,990,000
2	職員俸給	2,113,105,000	1,831,863,000	281,242,000
3	扶養手当	101,169,000	97,787,000	3,382,000
3	暫定手当	73,765,000	79,215,000	△ 5,450,000
3	職員諸手当	154,505,000	142,774,000	11,731,000
3	職員特別手当	571,785,000	506,714,000	65,071,000
4	超過勤務手当	163,692,000	118,544,000	45,148,000
5	常勤職員給与	0	73,883,000	△ 73,883,000

項	目	昭和36年度要求額 (円)	前年度予算額 (円)	比較増△減 (円)
6	諸謝金	1,434,000	1,254,000	180,000
7	報償費	76,000	76,000	0
8	職員旅費	41,899,000	33,836,000	8,063,000
8	人権侵犯事件調査旅費	5,304,000	5,304,000	0
8	国籍関係調査旅費	4,070,000	4,070,000	0
8	赴任旅費	22,931,000	22,931,000	0
8	委員旅費	6,789,000	6,789,000	0
9	庁費	215,272,000	193,213,000	22,059,000
9	土地建物借料	21,557,000	20,110,000	1,447,000
9	賃金	51,239,000	29,258,000	21,981,000
13	渡切費	15,678,000	15,678,000	0
16	国有資産所在市町村交付金	357,000	283,000	74,000
17	交際費	167,000	167,000	0
18	人権擁護委員実費弁償金	11,895,000	7,950,000	3,945,000
登記諸費		510,213,000	439,127,000	71,086,000
8	登記登録旅費	34,152,000	33,017,000	1,135,000
9	庁費	326,061,000	298,110,000	27,951,000
25	供託金利息	150,000,000	108,000,000	42,000,000
	計	4,086,902,000	3,630,826,000	456,076,000
最高検察庁		92,844,000	80,364,000	12,480,000
2	職員俸給	53,607,000	43,679,000	9,928,000
3	扶養手当	1,387,000	1,499,000	△ 112,000
3	暫定手当	6,244,000	6,030,000	214,000
3	職員諸手当	5,681,000	4,628,000	1,053,000
3	職員特別手当	15,060,000	12,899,000	2,161,000
4	超過勤務手当	1,298,000	1,205,000	93,000
6	諸謝金	26,000	26,000	0
7	報償費	2,204,000	2,214,000	△ 10,000
8	職員旅費	1,020,000	1,091,000	△ 71,000
8	赴任旅費	342,000	342,000	0
9	庁費	3,200,000	4,148,000	△ 948,000
9	自動車交換差金	750,000	770,000	△ 20,000
9	調査活動費	1,450,000	1,450,000	0
16	国有資産所在市町村交付金	75,000	75,000	0
17	交際費	500,000	308,000	192,000
高等検察庁		467,789,000	402,941,000	64,848,000
2	職員俸給	296,793,000	245,362,000	51,431,000
3	扶養手当	9,147,000	9,271,000	△ 124,000



項	目	昭和36年度要求額 (円)	前年度予算額 (円)	比較増△減 (円)
3	暫定手当	28,009,000	28,282,000	△ 273,000
3	職員諸手当	17,556,000	16,628,000	△ 928,000
3	職員特別手当	82,610,000	71,406,000	11,204,000
4	超過勤務手当	6,673,000	6,131,000	542,000
6	諸謝金	106,000	106,000	0
7	報償金	3,458,000	3,518,000	△ 60,000
8	職員旅費	1,683,000	1,933,000	△ 250,000
8	赴任旅費	940,000	940,000	0
9	庁費	13,098,000	11,035,000	2,063,000
9	自動車交換差金	3,000,000	3,850,000	△ 850,000
9	調査活動費	3,480,000	3,480,000	0
16	国有資産所在市町村交付金	989,000	752,000	237,000
17	交際費	247,000	247,000	0
地方檢察官署		5,028,656,000	4,472,937,000	555,719,000
2	職員俸給	3,216,181,000	2,760,895,000	455,286,000
3	扶養手当	122,292,000	118,018,000	4,274,000
3	暫定手当	179,902,000	178,916,000	986,000
3	職員諸手当	287,947,000	275,070,000	12,877,000
3	職員特別手当	879,321,000	780,691,000	98,630,000
4	超過勤務手当	88,625,000	96,786,000	△ 8,161,000
5	常勤職員給与	0	15,210,000	△ 15,210,000
6	諸謝金	578,000	578,000	0
7	報償費	30,294,000	31,246,000	△ 952,000
8	職員旅費	14,907,000	18,542,000	△ 3,635,000
8	赴任旅費	26,977,000	26,977,000	0
8	司法警察職員修習旅費	4,743,000	4,743,000	0
8	司法修習生旅費	225,000	225,000	0
9	庁費	118,941,000	115,051,000	3,890,000
9	採証器具費	4,440,000	4,440,000	0
9	無電機材費	5,238,000	5,238,000	0
9	土地建物借料	3,565,000	3,565,000	0
9	自動車交換差金	18,750,000	11,550,000	7,200,000
9	調査活動費	20,775,000	20,775,000	0
16	国有資産所在地町村交付金	4,032,000	3,498,000	534,000
17	交際費	923,000	923,000	0
檢察費		554,210,000	539,159,000	15,051,000
6	諸謝金	5,674,000	5,674,000	0
8	檢察旅費	251,225,000	230,811,000	20,414,000

項	目	昭和36年度要求額 (円)	前年度予算額 (円)	比較増△減 (円)
8	参考人等旅費	9,050,000	6,938,000	2,112,000
8	選挙取締旅費	0	32,901,000	△ 32,901,000
9	庁費	287,261,000	246,853,000	40,408,000
9	選挙取締庁費	0	14,982,000	△ 14,982,000
20	刑事補償金	1,000,000	1,000,000	0
計		6,143,499,000	5,495,401,000	648,098,000
矯正官署		181,065,000	168,489,000	12,576,000
2	職員俸給	95,095,000	84,365,000	10,730,000
3	扶養手当	3,787,000	3,898,000	△ 111,000
3	暫定手当	8,747,000	10,527,000	△ 1,780,000
3	職員諸手当	9,720,000	8,939,000	781,000
3	職員特別手当	26,912,000	24,677,000	2,235,000
4	超過勤務手当	4,210,000	3,898,000	312,000
5	非常勤職員手当	972,000	972,000	0
5	委員手当	152,000	89,000	63,000
6	諸謝金	1,022,000	685,000	337,000
7	報償金	152,000	152,000	0
8	職員旅費	1,632,000	1,632,000	0
8	研修旅費	17,115,000	17,115,000	0
8	赴任旅費	1,286,000	1,286,000	0
8	委員旅費	74,000	74,000	0
9	庁費	9,779,000	9,779,000	0
16	国有資産所在市町村交付金	410,000	401,000	9,000
刑務所		7,785,599,000	7,106,021,000	679,578,000
2	職員俸給	4,472,088,000	4,020,757,000	451,331,000
3	扶養手当	277,526,000	283,156,000	△ 5,630,000
3	暫定手当	280,128,000	269,195,000	10,933,000
3	職員諸手当	177,258,000	165,487,000	11,771,000
3	職員特別手当	1,257,437,000	1,155,368,000	102,069,000
4	超過勤務手当	1,008,835,000	917,109,000	91,726,000
5	非常勤職員手当	13,137,000	11,358,000	1,779,000
5	常勤職員給与	0	12,632,000	△ 12,632,000
6	諸謝金	632,000	632,000	0
7	報償費	874,000	874,000	0
8	職員旅費	11,552,000	11,552,000	0
8	赴任旅費	22,953,000	22,953,000	0
9	庁費	114,834,000	107,645,000	7,189,000



項	目	昭和36年度要求額 (円)	前年度予算額 (円)	比較増△減 (円)
9	看守等被服費	68,029,000	68,029,000	0
9	警備用器具費	8,469,000	8,414,000	55,000
9	収容施設備品費	60,277,000	41,815,000	18,462,000
9	土地建物借料	837,000	837,000	0
9	自動車交換差金	10,500,000	7,700,000	2,800,000
16	国有資産所在市町村交付金	233,000	508,000	△ 275,000
<b>刑務所収容費</b>				
3,037,144,000		3,078,953,000	△ 41,809,000	
6	諸謝金	11,614,000	10,678,000	936,000
6	収容者作業賞与金	141,082,000	121,834,000	19,248,000
6	収容者作業死傷手当	1,393,000	1,393,000	0
8	収容業務旅費	58,256,000	58,256,000	0
8	護送旅費	152,781,000	157,150,000	△ 4,369,000
8	帰宅旅費	3,500,000	4,176,000	△ 676,000
9	収容諸費	646,978,000	649,533,000	△ 2,555,000
9	収容者被服費	164,397,000	166,407,000	△ 2,010,000
9	収容者食糧費	1,682,653,000	1,727,846,000	△ 45,193,000
10	原材料費	111,000	111,000	0
18	都道府県警察実費弁償金	174,379,000	181,569,000	△ 7,190,000
<b>刑務所作業費</b>				
1,362,623,000		1,326,938,000	35,685,000	
6	諸謝金	930,000	200,000	730,000
8	職員旅費	15,787,000	15,459,000	328,000
9	作業諸費	287,492,000	281,247,000	6,245,000
9	作業場等借料	670,000	670,000	0
9	賃金	1,386,000	0	1,386,000
9	物品税	500,000	750,000	△ 250,000
9	木材引取税	200,000	300,000	△ 100,000
10	原材料費	1,055,558,000	1,028,212,000	27,346,000
18	賠償償還及払戻金	100,000	100,000	0
<b>少年院</b>				
1,113,709,000		987,469,000	126,240,000	
2	職員俸給	649,219,000	558,784,000	90,435,000
3	扶養手当	33,343,000	32,880,000	463,000
3	暫定手当	27,042,000	25,538,000	1,504,000
3	職員諸手当	40,540,000	36,713,000	3,827,000
3	職員特別手当	177,345,000	155,716,000	21,629,000
4	超過勤務手当	124,711,000	106,142,000	18,569,000
5	非常勤職員手当	980,000	729,000	251,000
5	非常勤職員給与	0	14,198,000	△ 14,198,000
5	諸謝金	305,000	305,000	0

項	目	昭和36年度要求額 (円)	前年度予算額 (円)	比較増△減 (円)
7	報償費	266,000	266,000	0
8	職員旅費	2,671,000	2,671,000	0
8	赴任旅費	4,481,000	4,481,000	0
9	庁費	20,255,000	19,938,000	317,000
9	看守等被服費	8,732,000	8,739,000	△ 7,000
9	警備用器具費	1,292,000	1,292,000	0
9	収容施設備品費	19,565,000	17,135,000	2,430,000
9	土地建物借料	941,000	611,000	330,000
9	賃金	510,000	510,000	0
9	自動車交換差金	1,500,000	770,000	730,000
16	国有資産所在市町村交付金	11,000	51,000	△ 40,000
<b>少年院収容費</b>				
528,689,000		517,878,000	10,811,000	
6	諸謝金	12,470,000	10,624,000	1,846,000
6	職業補導賞与金	3,643,000	3,643,000	0
6	職業補導死傷手当	100,000	100,000	0
8	収容業務旅費	996,000	996,000	0
8	護送旅費	22,483,000	22,904,000	△ 421,000
8	帰宅旅費	254,000	259,000	△ 5,000
9	収容諸費	168,479,000	161,463,000	7,016,000
9	収容者被服費	35,605,000	36,260,000	△ 655,000
9	収容者食糧費	250,627,000	253,247,000	△ 2,620,000
10	原材料費	34,032,000	28,382,000	5,650,000
<b>少年鑑別所</b>				
501,499,000		456,169,000	45,330,000	
2	職員俸給	283,769,000	251,534,000	32,235,000
3	扶養手当	14,815,000	14,754,000	61,000
3	暫定手当	18,682,000	17,808,000	874,000
3	職員諸手当	30,580,000	27,007,000	3,573,000
3	職員特別手当	79,257,000	71,767,000	7,490,000
4	超過勤務手当	39,893,000	36,095,000	3,798,000
5	非常勤職員手当	1,408,000	1,049,000	359,000
5	非常勤職員給与	0	4,624,000	△ 4,624,000
6	諸謝金	179,000	174,000	5,000
7	報償費	152,000	152,000	0
8	職員旅費	2,142,000	2,112,000	30,000
8	赴任旅費	1,787,000	1,787,000	0
9	庁費	12,933,000	11,964,000	969,000
9	看守等被服費	2,764,000	2,634,000	130,000
9	警備用器具費	728,000	728,000	0



項	目	昭和36年度要求額 (円)	前年度予算額 (円)	比較増△減 (円)
9	収容施設備品費	11,721,000	11,235,000	486,000
9	土地建物借料	683,000	727,000	△ 44,000
16	国有資産所在市町村交付金	6,000	18,000	△ 12,000
少年鑑別所収容費		135,135,000	132,331,000	2,804,000
6	諸謝金	2,023,000	2,023,000	0
8	収容業務旅費	850,000	850,000	0
8	護送旅費	30,695,000	30,940,000	△ 245,000
8	帰宅旅費	56,000	56,000	0
9	収容諸費	39,943,000	39,813,000	130,000
9	収容者被服費	7,585,000	5,932,000	1,653,000
9	収容者食糧費	53,983,000	52,717,000	1,266,000
婦人補導院		34,188,000	29,972,000	4,216,000
2	職員俸給	17,505,000	15,656,000	1,849,000
3	扶養手当	639,000	216,000	423,000
3	暫定手当	1,895,000	1,017,000	878,000
3	職員諸手当	1,399,000	1,371,000	28,000
3	職員特別手当	5,011,000	4,498,000	513,000
4	超過勤務手当	3,250,000	2,383,000	867,000
6	諸謝金	13,000	13,000	0
7	報償費	14,000	14,000	0
8	職員旅費	244,000	244,000	0
8	赴任旅費	214,000	214,000	0
9	庁費	1,317,000	905,000	412,000
9	看守等被服費	337,000	413,000	△ 76,000
9	収容施設備品費	2,310,000	2,988,000	△ 678,000
9	賃金	40,000	40,000	0
婦人補導院収容費		14,097,000	11,701,000	2,396,000
6	諸謝金	332,000	222,000	110,000
6	職業補導賞与金	1,440,000	1,200,000	240,000
6	職業補導死傷手当	10,000	10,000	0
8	収容業務旅費	27,000	27,000	0
8	護送旅費	1,284,000	1,284,000	0
8	帰宅旅費	114,000	114,000	0
9	収容諸費	3,921,000	3,409,000	512,000
9	収容者被服費	738,000	270,000	468,000
9	収容者食糧費	5,691,000	4,715,000	976,000
10	原材料費	540,000	450,000	90,000
計		14,693,748,000	13,815,921,000	877,827,000

項	目	昭和36年度要求額 (円)	前年度予算額 (円)	比較増△減 (円)
更生保護官署		586,267,000	493,582,000	92,685,000
2	職員俸給	353,684,000	286,313,000	67,371,000
3	扶養手当	14,972,000	14,449,000	523,000
3	暫定手当	26,238,000	23,130,000	3,108,000
3	職員諸手当	39,303,000	37,003,000	2,300,000
3	職員特別手当	98,075,000	82,064,000	16,011,000
4	超過勤務手当	13,023,000	11,004,000	2,019,000
6	諸謝金	285,000	285,000	0
7	報償費	190,000	190,000	0
8	職員旅費	2,755,000	2,260,000	495,000
8	仮釈放等審査旅費	12,570,000	12,570,000	0
8	赴任旅費	2,840,000	2,840,000	0
8	委員旅費	163,000	163,000	0
9	庁費	21,481,000	19,768,000	1,713,000
9	土地建物借料	586,000	682,000	△ 96,000
9	自動車交換差金	0	770,000	△ 770,000
16	国有資産所在市町村交付金	102,000	91,000	11,000
補導援護費		463,488,000	394,273,000	69,215,000
6	諸謝金	1,037,000	1,037,000	0
6	食事費給与金	617,000	587,000	30,000
8	補導援護旅費	20,604,000	19,744,000	860,000
9	庁費	28,594,000	28,023,000	571,000
9	被保護者被服費	3,868,000	3,677,000	191,000
14	更生保護委託費	87,859,000	79,383,000	8,476,000
18	保護司実費弁償金	320,909,000	261,822,000	56,087,000
計		1,049,755,000	887,855,000	161,900,000
地方入国管理官署		522,187,000	492,360,000	29,827,000
2	職員俸給	297,400,000	265,930,000	31,470,000
3	扶養手当	15,569,000	15,942,000	△ 373,000
3	暫定手当	21,971,000	22,049,000	△ 78,000
3	職員諸手当	15,435,000	14,297,000	1,138,000
3	職員特別手当	83,511,000	77,044,000	6,467,000
4	超過勤務手当	28,909,000	26,407,000	2,502,000
5	常勤職員給与	0	7,286,000	△ 7,286,000
6	諸謝金	21,000	21,000	0
7	報償費	376,000	376,000	0
8	職員旅費	3,846,000	3,213,000	633,000



項	目	昭和36年度要求額 (円)	前年度予算額 (円)	比較増△減 (円)
8	赴任旅費	5,770,000	3,770,000	2,000,000
8	証人旅費	50,000	50,000	0
8	参考人旅費	46,000	46,000	0
9	庁費	18,147,000	23,303,000	△ 5,156,000
9	正規入国審査費	3,431,000	3,431,000	0
9	舟艇維持費	5,765,000	5,250,000	515,000
9	裝備用器具費	6,380,000	6,380,000	0
9	土地建物借料	5,389,000	6,341,000	△ 952,000
9	調査活動費	5,638,000	5,638,000	0
9	無電機材費	0	1,010,000	△ 1,010,000
15	舟艇建造費	4,317,000	4,317,000	0
16	国有資産所在市町村交付金	216,000	259,000	△ 43,000
	護送収容費	78,174,000	123,405,000	△ 45,231,000
5	非常勤職員手当	1,043,000	601,000	442,000
5	常勤職員給与	0	2,967,000	△ 2,967,000
6	諸謝金	467,000	866,000	△ 399,000
8	職員旅費	7,798,000	8,022,000	△ 224,000
8	護送旅費	28,000,000	30,223,000	△ 2,223,000
8	海難救助旅費	100,000	100,000	0
8	証人等旅費	5,000	9,000	△ 4,000
9	収容諸費	8,633,000	17,324,000	△ 8,691,000
9	護送備船費	13,182,000	26,364,008	△ 13,182,000
9	収容者被服費	819,000	1,774,000	△ 955,000
9	海難外国人送還庁費	424,000	424,000	0
9	賃金	161,000	137,000	24,000
9	護送収容者食糧費	17,542,000	34,594,000	△ 17,052,000
	計	600,361,000	615,765,000	△ 15,404,000
	公安審査委員会	8,807,000	7,757,000	1,050,000
2	職員俸給	3,216,000	2,817,000	399,000
3	扶養手当	102,000	116,000	△ 14,000
3	暫定手当	372,000	354,000	18,000
3	職員諸手当	425,000	352,000	73,000
3	職員特別手当	924,000	817,000	107,000
4	超過勤務手当	90,000	82,000	8,000
5	委員手当	2,964,000	2,547,000	417,000
8	職員旅費	67,000	67,000	0
8	委員旅職	94,000	94,000	0

項	目	昭和36年度要求額 (円)	前年度予算額 (円)	比較増△減 (円)
9	庁費	443,000	443,000	0
17	交際費	110,000	68,000	42,000
	公安調査庁	1,495,959,000	1,375,857,000	120,102,000
2	職員俸給	552,463,000	467,369,000	85,094,000
3	扶養手当	26,946,000	23,853,000	3,093,000
3	暫定手当	45,389,000	43,006,000	2,383,000
3	職員諸手当	39,014,000	35,694,000	3,320,000
3	職員特別手当	155,841,000	135,458,000	20,383,000
3	超過勤務手当	17,426,000	15,873,000	1,553,000
5	常勤職員給与	194,000	2,613,000	△ 2,419,000
6	諸謝金	316,000	201,000	115,000
8	職員旅費	959,000	959,000	0
8	団体等調査旅費	55,050,000	55,050,000	0
8	研修旅費	5,203,000	5,203,000	0
8	赴任旅費	5,481,000	4,481,000	1,000,000
8	参考人等旅費	29,000	29,000	0
9	庁費	56,565,000	52,544,000	4,021,000
9	土地建物借料	1,674,000	1,674,000	0
9	公安調査官調査活動費	531,694,000	531,694,000	0
9	自動車交換差金	1,500,000	0	1,500,000
16	国有資産所在市町村交付金	115,000	94,000	21,000
17	交際費	100,000	62,000	38,000
	法務省所管合計	33,186,781,000	30,125,731,000	3,061,050,000



2 財 産

昭和34年度法務省国

区分 組織別	土 地		立 木 竹		建
	坪 数	価 格 (円)	本 立方 米 数	価 格 (円)	建坪 坪 数
法務本省	80,418	2,054,253,276	1,547 0	1,531,207 0	14,907. <sup>153</sup> 28,304. <sup>153</sup>
検 察 庁	265,046	1,641,573,044	1,556 32 0	2,414,780 3,590 0	59,804. <sup>876</sup> 82,683. <sup>876</sup>
法 務 局	194,053. <sup>8</sup>	794,598,623	1,248 0. <sup>34</sup> 0	1,298,147 10 0	45,685. <sup>93</sup> 56,189. <sup>07</sup>
矯正管区	29,755	192,168,145	27 0 0	9,442 0 0	6,117. <sup>75</sup> 7,639. <sup>75</sup>
拘 置 所	167,554	866,850,800	513 0 0	359,427 0 0	33,825. <sup>25</sup> 48,390. <sup>25</sup>
刑 務 所	10,333,928. <sup>817</sup>	4,777,303,581	12,346 15,404 1,000	3,260,430 13,163,733 93,800	342,493. <sup>285</sup> 401,123. <sup>888</sup>
少年刑務所	781,164	379,568,233	5,726 0 0	169,408 0 0	34,385. <sup>72</sup> 41,836. <sup>97</sup>
少 年 院	1,560,342. <sup>655</sup>	661,411,257	4,049 995 35	2,356,295 -1,282,901 10,500	83,245. <sup>151</sup> 95,574. <sup>514</sup>
鑑 別 所	92,770. <sup>98</sup>	328,703,476	660 0 0	884,822 0 0	17,730. <sup>097</sup> 20,550. <sup>097</sup>
委員会及び 観 察 所	19,221	149,246,514	110 1 0	77,501 11,513 0	4,729. <sup>57</sup> 6,547. <sup>57</sup>
公 安 局	7,251	70,427,122	19 1 0	8,252 1,610 0	2,494. <sup>5</sup> 3,619. <sup>5</sup>
入収及び入管	49,129	93,491,849	171 0 0	50,920 0 0	7,913. <sup>25</sup> 11,563. <sup>25</sup>
研 究 所	546	2,184,000	8 0 0	2,112 0 0	73 143
補 導 院	8,333	18,252,600	0 0 0	0 0 0	0 0
計	13,589,512. <sup>702</sup>	12,030,032,520	27,980 16,433. <sup>34</sup> 1,035	12,422,743 14,463,357 104,300	653,405. <sup>532</sup> 804,165. <sup>888</sup>
普通財産	3,938. <sup>5</sup>	144,507,700	0 0 0	0 0 0	282. <sup>07</sup> 282. <sup>07</sup>
総 計	13,593,451. <sup>202</sup>	12,174,540,220	27,980 16,433. <sup>34</sup> 1,035	12,422,743 14,463,357 104,300	653,687. <sup>602</sup> 804,447. <sup>958</sup>

有財産現在額一覧表

物	工 作 物	船	船	地 上 権 等	計
価 格 (円)	価 格 (円)	隻 数	価 格 (円)	坪 数 価 格 (円)	価 格 (円)
1,197,527,983	266,675,217	0	0	124 248,000	3,520,235,683
2,545,538,447	429,969,733	0	0	21 92,400	4,619,591,994
1,349,061,953	134,677,202	0	0	0	2,279,635,935
145,289,209	15,238,018	0	0	0	352,704,814
794,614,357	308,455,062	1	167,619	0	1,870,447,265
5,812,644,293	1,393,922,827	4	322,586	0	12,000,711,250
419,234,641	109,179,194	1	2,793,337	0	910,944,813
2,096,201,586	455,217,770	2	130,664	0	3,216,610,973
625,616,728	107,772,754	0	0	0	1,062,977,780
180,647,298	17,307,532	0	0	0	347,290,358
90,618,071	15,363,878	0	0	0	196,418,933
316,585,481	100,990,355	13	53,519,026	0	564,637,631
2,253,740	724,362	0	0	0	5,164,214
0	0	0	0	0	18,252,600
15,576,833,787	3,255,493,904	21	56,933,232	145 340,400	30,946,624,243
2,295,075	0	0	0	0	146,802,775
15,579,128,862	3,255,493,904	21	56,933,232	145 340,400	31,093,427,018



## 業務の実施状況

### I 本省

- 1 内部部局(57頁)
- 2 附属機関(253頁)
- 3 地方支分部局(276頁)



# 1 内部部局

## (1) 大臣官房

法務省設置法第3条, 第5条 法務省組織令第1条~第8条の4

### イ 秘書課

法務省組織令第1条, 第2条 法務省組織規程第2条

1 公文書の接授その他 公文書類の接受件数 7,022件, 同発送件数 36,413件, 法務専用電信取扱接受件数 162,351件, 同発送件数 113,885件, 保存のため引継を受けた記録 3,254 冊, 同帳簿 171冊, 廃棄手続を終えた記録 659冊, 同帳簿98冊

## 2 会同

年月日	件名	協議事項	備考
35. 3. 4	検事長会同	人事に関する事項等	
35. 7. 11	検事長会同	1 検事の欠員補充について 2 副検事の欠員数増加の傾向にかんがみ, その補充対策について 3 当面の治安問題について	
35. 10. 28	検事長・検事正会同	きたるべき総選挙にあたり検察運営上考慮すべき事項について たとえば (1)事前運動の実態とその取締りについて (2)組織を利用する事犯の取締りについて (3)事犯の捜査が年末年始にわたることに伴う諸問題の取扱いについて	
35. 12. 2	検事長会同	法曹一元化問題, 人事に関する事項等	

## 3 機構改革に基づく部局及び諸機関の改廃, 新設等

- (1) 栃木婦人寮 (東京婦人補導院の分院) 廃止 (婦人補導院組織規程の一部を改正する省令 (昭和35. 3. 5法務省令第5号)) (矯正局の記述141頁参照)
- (2) 刑事局に青少年課新設 (法務省組織令の一部を改正する政令 (昭和35. 4. 1政令第76号)) (刑事局の記述112頁参照)



- (3) 長野拘置支所新設（刑務所、少年刑務所及び拘置所組織規程の一部を改正する省令（昭和35.4.1法務省令第12号））（矯正局の記述141頁参照）
- (4) 関東公安調査局及び近畿公安調査局に部が置かれた。（公安調査庁組織規程の一部を改正する省令（昭和35.6.1法務省令第23号））（公安調査庁の記述 320頁参照）
- (5) 尼崎拘置支所の所轄を神戸刑務所から神戸拘置所へ移管（刑務所、少年刑務所及び拘置所組織規程の一部を改正する省令（昭和35.8.31法務省令第31号））（矯正局の記述141頁参照）
- (6) 麓婦人寮（福岡婦人補導院の分院）廃止（婦人補導院組織規程の一部を改正する省令（昭和35.6.30法務省令第28号））（矯正局の記述141頁参照）

秘書課広報連絡室

法務省組織令第1条、第2条、法務省組織規程第3条

1 広報事務 昭和35年中には下記の業務を行なった。(1) 法務大臣及び各局課係官の談話の発表、(2) 特殊案件の新聞発表、(3) 新聞、放送記者との定期会見、(4) 総理府審議室（組織の改変により7月1日より広報室となる）における広報課長会議（政府刊行物普及協議会を兼ねる）12回、(5) 官報資料版編集会議 9回、(6) NHK放送キャンペーン会議 12回、(7) 映画会 5回、(8) 印刷物 種別等下表のとおり

種別	題名	数量	種別	題名	数量
(イ) ポスター	憲・法週間	20,000	(ハ) リーフレット	社会を明るくする運動	20,000
	社会を明るくする運動	20,000		人権週間	20,000
	「法の日」週間	20,000	(ニ) フィルムストリップ	さわやかな朝風（更生保護）	100
(ロ) パンフレット	人権週間	20,000		(ホ) 映画	私たちと人権
	世界人権宣言	5,000			

(9) 講演会等 イ、憲法記念講演会 地方22カ所、ロ、「法の日」週間（35年6月24日の閣議了解により10月1日が「法の日」として創設せられ、この日から1週間を「法の日」週間として下記の行事が期間中実施された）、(イ) 講演会1回、(ロ) 法律相談 東京都内15カ所、(ハ) 学生法律討論会1回、(ニ) 記念式典1回、(ホ) ラジオ、テレビ放送 イ、NHK 番組放送 東京21回、地方154局310回 スポット地方6局9回、ロ、民間放送（ただし、日本短波放送を除く）放送回数不明であるがNHKとはほぼ同数と推定する、ハ、日本短波放送「成人の日をむかえて」他16回、(イ) 官報資料版「戸籍は改製されている」他14編、(ロ) 写真公報（7月1日より誌名を「グラフ政府の窓」に改題）井野法務大臣にきく「法務行政三つの柱」他3編、(三) 解説政府の窓 馬場事務次官との対談「暴力を追放しよう」他1編、(四) 世論調査 総理府世論調査室に依頼し下記

の事項について世論調査を実施した、イ、更生保護事業に関する世論調査 35年9月実施ロ、青少年の保護育成上有害と思われる社会環境に関する世論調査 35年11月実施

2 渉外連絡事務 外国公館及び駐留軍との渉外事務連絡、日米安全保障条約に基づく行政協定による日米合同委員会裁判管轄権分科委員会に関する事務、国際連合等の国際機関、国際会議等との連絡等の事務、部内職員の海外渡航に関する事務、渉外関係資料とくに法務省所管の法令の英訳文及び法務省所管業務についての英文解説資料等の作成を行なっている。その実施状況は次のとおりである。

1 国際会議の開催 5月10日から同月24日まで国連の主催で「国際連合アジア地域人権セミナー」が東京都港区高輪プリンスホテルで開催され、法務省及び外務省が中心となり会議を運営した。(1) 参加国 オーストラリア、カンボジア、セイロン、中華民国、マラヤ、香港、インド、インドネシア、イラン 韓国、ネパール、ニュージーランド、パキスタン、フィリピン、サラワク、シンガポール、タイ、ベトナム及び日本の19カ国、(2) 会議の議題 (イ) 人権擁護との関連において見た刑法の機能及び刑事制裁の目的と限界、(ロ) 人権擁護の手段としての刑法、(ハ) 刑事制裁の適正な範囲。

2 日米合同委員会裁判管轄権分科委員会（含出入国分科委員会）5回、(3) 国連技術援助連絡会議 6回 (4) 外国公館職員、駐留軍関係者その他の来朝者の法務省所管施設の見学、視察等 38回、(5) 海外渡航手続取扱件数 38件、内訳下表のとおり

とき	旅行先	旅行の目的	渡航者名
35. 4. 1~ 10. 16	欧米各国 (14カ国)	ヘーグの国際会議に出席し、在外研究員として調査のため	民事局検事 香川保一
35. 8. 4~ 10. 5	連合王国 外6カ国	国際会議に出席し併せて刑事司法運用状況視察のため	刑事局長検事 竹内寿平
35. 8. 4~ 9. 19	連合王国 外4カ国	国際会議に出席し併せて刑事政策運用の実情調査のため	法務総合研究所研究第二部長 小川太郎
35. 8. 19~ 8. 27	香港、マカオ、 台北	治安事情視察のため	公安調査庁事務官 越谷忠雄
〃	〃	〃	〃 井上寛
35. 8. 30~ 12. 4	米、英外6カ 国	欧米、東南アジア諸国のプロベーション及びパロール制度の調査と視察のため	保護局総務課長 鈴木利雄
35. 9. 25~ 12. 29	米、英、タイ、 フィリピン	欧米各種矯正施設における実務上の効果的適正規模、その必要条件の調査のため	矯正局参事官 福井徹
35. 10. 1~ 11. 5	和、英、独、 埃、瑞	ヘーグ国際私法会議第9会期に出席し、併せて各国の身分登録制度の運用調査のため	民事局長 平賀健太
35. 12. 12~ 12. 23	香港、印度、 タイ、ビルマ	東南アジアの治安事情の視察並びに連絡のため	公安調査庁事務官 稲岡実
35. 5. 25~ 36. 6. 10	スイス、フラ ンス	1960年国連奨学生としてフランスの労働法研究のため	刑事局検事 藤野豊



35. 5.25~ 12.10	スイス、ドイツ	1960年国連奨学生としてドイツの労働事情を調査研究のため	法務総合研究所教官 常井 善
35. 1.24~ 2.14	シンガポール 他6カ所	シンガポールにて治安問題討議並びに各地の治安事情視察のため	兵庫地方公安調査局検事 栗坂 諭
//	//	//	公安調査庁検事 梶原 正雄
//	//	//	公安調査庁事務官 満岡 章
35. 1.13~ 2.1	米 国	安保条約調印のため全権委員随員その他	司法法制調査部長検事 津田 実
35. 2.29~ 3.18	沖 縄	琉球政府の要請による検察官研修の講師として	刑事局参事官 鈴木 寿一
35. 2.29~ 3.19	//	琉球政府の要請による検察事務官研修の講師として	法務総合研究所教官 桂 正治
35. 1.30~ 2.11	//	戸籍事務等指導のため	民事局第一課長検事 池川 良正
//	//	//	東京法務局戸籍課長 事務官 成毛 鉄二
35. 2.16~ 3.4	米 国	ノースウエスタン大学招聘の「刑法運用に関する国際会議」に出席のためその他	刑事局検事 安倍 治夫
35. 3.29~ 4.9	//	国際空港におけるブース施設視察のため	入国管理局検事 池上 努
35. 4.1~ 4.20	オーストラリア	濠洲船カニンブラ号の乗客船員の上陸審査のため	横浜入国管理事務所 入国審査官 永田 秀己
35. 4.4~ 4.10	香 港	英船カロニア号の乗客船員の上陸審査のため	名古屋入国管理事務所 入国審査官 木島 貞夫
35. 4.2~ 4.5	//	航路開設記念飛行招待	大阪入国管理事務所 入国審査官 高尾 正夫
35. 4.22~ 4.28	//	英船チャーサン号の乗客船員の上陸審査のため	神戸入管、神戸港出張所 入国審査官 清水 晋作
35. 6.11~ 6.18	//	//	東京入管、羽田空港出張所 入国審査官 佐藤 憲治
35. 6.28~ 9.7	米、欧、中近 東各地	公安事情調査のため	公安調査庁総務部長検事 宮下 明義
35. 6.28~ 7.29	米 国	//	中部公安調査局長検事 高橋 真清
//	//	//	関東公安調査局検事 柳瀬 乙三
35. 7.15~ 9.7	欧、中近東	//	関東公安調査局長検事 吉橋 敏雄
35. 8.10~ 9.8	沖 縄	訴訟事務指導のため	訟務局検事 川本 権祐
35. 8.1~ 12.31	米 国	出入国管理行政研修のため	入国管理局事務官 田之上 達喜
//	//	//	大阪入国管理事務所事務官 田村 梅夫

35. 8.24~ 36. 8.23	//	ミシガン大学留学生として刑法及び刑訴法の研究のため	刑事局検事 鈴木 義男
35. 10.11~ 10.18	香 港	濠洲船カニンブラ号の船員、乗客の上陸審査のため	横浜入国管理事務所 入国審査官 松谷 末春
35. 11.17~ 12.5	米 国	米国における公安に関する実情視察のため	公安調査庁次長事務官 関 之
35. 12.2~ 12.24	沖 縄	戸籍事務等指導のため	民事局検事 村岡 二郎
//	//	//	民事局事務官 大島 光治

(6) 英文資料 次の9種を作成し、国際連合アジア地域人権セミナーにおいて参加者に配布した。

資 料 名	部 数	備 考
The Constitution and Criminal Statutes of Japan	800	分冊あり パンフレット
Criminal Justice in Japan	800	パンフレット
Penal and Correctional Institution in Japan	300	//
Statistical Data of Criminality in Japan	200	//
Civil Liberties Bureau of the Ministry of Justice, System of Civil Liberties Commissioners and Legal Aid in Japan	450	//
Rehabilitation of Offenders and Amnesty in Japan	200	//
The Administration of the anti-prostitution in Japan	200	//
The Ministry of Justice	500	リーフレット
Guide to the Public Prosecutors' Office	200	//

口 人 事 課

法務省組織令第1条、第3条、第4条 法務省組織規程第4条

1 定員関係 昭和35年12月26日法律第162号により行政機関職員定員法の一部が改正され、法務省関係では下表のとおり200人の増員及び常勤補佐員定数168人の定員化が行なわれた。

組 織 別	増 員	定 員 化	計
官 房 人 事 課	5	-	5
官 房 経 理 部	-	1	1
訟 務 局	-	2	2



人権擁護局	3	-	3
入国管理局	-	8	8
監獄	-	11	11
少年院	25	24	49
法務局及び地方法務局	142	94	236
入国管理事務所	15	6	21
地方検察庁	10	19	29
公安調査局及び地方公安調査局	-	3	3
計	200	168	368

2 給与関係

- (1) 昭和35年法律第150号をもつて、一般職の職員の給与に関する法律等の一部が改正され、同年10月1日から適用された。
- (2) 昭和35年法律第155号をもつて、検察官の俸給等に関する法律の一部が改正され、一般の政府職員の場合と同様、同年10月1日から適用された。
- (3) 恩給、長期給付、災害補償関係

昭和35年恩給取扱件数

年度	種別							合計
	普通恩給	一時恩給	扶助料	一時扶助料	増加恩給	傷病賜金		
昭和35	49	14	22	-	-	-	85	

昭和35年公布恩給関係法律、政令、総理府令

年月日	番号	区分	件名
昭和35. 6. 28	181号	政令	恩給給与規則の一部を改正する政令

昭和35年長期給付取扱件数

年度	種別							合計
	退職年金	減額退職年金	退職一時金	療疾年金	廃疾一時金	遺族年金	遺族一時金	
昭和35	374	7	680	8	-	55	9	1,133

昭和35年公布長期給付関係法律、政令、大蔵省令

年月日	番号	区分	件名
昭和35. 6. 30	113号	法律	国家公務員共済組合法の一部を改正する法律
// 35. 6. 30	185	政令	国家公務員共済組合法施行令の一部を改正する政令
// 35. 12. 28	67	大蔵省令	国家公務員共済組合法施行規則の一部を改正する省令

昭和35年災害補償取扱件数

年度	種別						合計
	療養補償	休業補償	障害補償	遺族補償	葬祭補償	補装具の支給福祉施設	
昭和35	544	1	27	2	2	-	576

昭和35年公布災害補償関係法律

年月日	番号	区分	件名
昭和35. 6. 23	99号	法律	国家公務員災害補償法の一部を改正する法律
// 35. 12. 22	150	//	//

3 任用関係取扱件数

(昭和35年)

種目	区分									
	本省	検察	法務	矯正	保護	入管	公調	安査	法研	務究
採用	80	54	0	16	6	2	0	0	0	158
昇任	37	48	44	33	6	68	0	0	0	236
転任	67	1	5	3	0	10	0	0	0	86
任官	15	0	0	0	0	0	0	0	0	15
配置	80	719	212	223	51	224	0	0	0	1,509
併任及び併任解除	122	452	10	125	1	74	0	0	0	784
出向	8	0	0	2	0	1	0	0	0	11
退職(復職、更新を含む)	28	0	19	5	4	4	0	0	0	60
療養(復帰、更新を含む)	3	7	8	1	1	2	0	0	0	22
委員の委嘱	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
同解嘱	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
退職	59	62	82	57	6	5	0	0	0	271
死	3	4	4	6	3	0	0	0	0	20
定年	0	21	0	0	0	0	0	0	0	21
免職	1	0	0	0	0	3	0	0	0	4
事務代理の命免	0	16	4	6	2	0	0	0	0	28
事務取扱の命免	1	495	2	2	0	16	0	0	0	516
外国出張	17	0	1	0	0	7	11	3	0	39
その他	55	0	1	235	84	25	0	0	0	400
合計	576	1,879	392	714	164	441	11	3	0	4,180

備考 本表の外公証人の任免40件あり



4 職員の表彰取扱件数

(昭和35年)

区 分	件 数
表彰規程第2条第3号による職員定期表彰者	164
〃 〃 〃 臨時表彰者 (死亡および辞職)	36
〃 第2条第1号による表彰者	2
計	202
保護司法第13条による定期表彰者	51
〃 〃 〃 臨時表彰者	1
更生緊急保護法第15条による定期表彰者	4
計	56
合 計	258

5 懲戒事件取扱件数 (大臣の懲戒権に属するもの)

(昭和35年)

種 別	機 関		本 省 係		検 察 庁 係		法 務 局 係		矯 正 係		保 護 係		入 管 係	
	直接責任	監督責任	直接責任	監督責任	直接責任	監督責任	直接責任	監督責任	直接責任	監督責任	直接責任	監督責任	直接責任	監督責任
懲 戒 免 職					4	4	2	1					1	5
減 給					4	1	4	2	13					
戒 告					8	5	6	3	13				1	5
小 計					20	10	12	6	26				2	10
訓 告							6		226		2		1	9

公証人に対する懲戒 譴責2人

6 職員の営利企業への就職及び兼業について

昭和35年度における国家公務員法第104条関係の許可 (又は承認) 申請件数は 160件である。

7 レクリエーション業務

(イ) 全国法務職員短歌、俳句の会を実施。全国職員から短歌 800首、俳句 1,780句の応募があり、3月上旬入選作32点を発表した。(ロ) 全国法務職員軟式卓球大会が9月22日、23日の両日、本省において、全国9ブロックの男女代表選手54名が参加して行われた。(ハ) 全国法務職員作品 (絵画、書道、写真) 展示会が11月14日から5日間本省において開催された。出品総数は 655点で審査の結果55点が入賞した。

◇ 検察官適格審査会

検察庁法 (昭和22年4月16日法律第31号) 検察官適格審査会令 (昭和23年9月16日政令第292号)

(昭和35年)

		旧 受	新 受	計
受 理 人 数		3	9	12
既 済	適 格	0	0	0
	不 適 格	0	0	0
未 済		3	9	12

ハ 経 理 部

法務省設置法第3条第2項、第5条第2項 法務省組織令第1条第2項、第5条～第7条  
法務省組織規程第6条の2

1 昭和36年度予算の編成

6月23日 各原局に対し「昭和36年度概算要求事項の概要の提出方」通達

6月27日 新館6階大会議室において「各局予算担当者協議会」を開催、36年度予算編成方針等につき協議、意見の交換を行なう。

7月4日 各局の提出の概算要求事項について部内審議を始め、7月6日終わる。

7月23日 昭和36年度標準予算について大蔵省から内示

昭和36年度標準予算内示額 19,439,970千円

昭和35年度標準予算 17,655,420千円

対前年比較増加額 1,784,550千円

この増加は人件費における昇給現資等当然増加分である。

7月28日 省議において法務省所管明年度予算編成に関し協議される。

8月1日 概算要求書案の部内審議を始める。8月20日終わる。

8月11日 砂防会館自民党本部において自民党政調会法務部会が開催され、36年度法務省及び裁判所所管の概算要求重点事項について審議される。もつて同部会決定事項案作成される。

8月30日 省議に「法務省所管昭和36年度概算要求書案」を提出、審議行なわれる。決定を経て、ここに「昭和36年度概算要求額」決定

9月5日 昭和36年度概算要求書を大蔵省に提出

昭和36年度概算要求額 43,519,050千円

内 新規要求額 24,079,080千円

標準予算額 19,439,970千円

定 員 3,492名

増員要求 常勤職員 838名

非常勤職員 49名



- 9月10日 大蔵省事務局に対し概算要求の内容について説明を行なう。9月17日終わる。(管轄関係は11月15日に説明を行なつた)
- 9月16日 大蔵省主計局長に対し事務次官から概算要求の重点事項の説明を行なう。
- 11月30日 参議院法務委員会に対し概算要求説明を行なう。
- 12月20日 閣議に「昭和36年度予算編成スケジュール」(12月27日予算編成方針決定、1月5日大蔵省原案決定、1月17日政府原案決定)提出、決定
- 12月24日 自民党総務会において「昭和36年度予算編成基本方針」を決定
- 12月26日 大蔵省省議において「昭和36年度予算編成方針」策定
- 12月27日 閣議に「昭和36年度予算編成方針」提出、決定
- 1月5日 臨時閣議に「昭和36年度予算大蔵省原案」提出される。閣議了解後一斉に大蔵省から各省に対し第一次査定額の内示が行なわれた。午後5時40分当省にも大蔵省から内示額がしめされた。直ちにこの内示額に対し復活要求を行なう。その後数次に亘り折衝を重ねた上1月19日をもつて一応大蔵省との折衝を終わる。

査定額 33,185,587千円  
 外に建設省所管計上額(管轄費) 367,880千円

- 1月19日 臨時閣議が開かれ「昭和36年度予算政府案」提出、決定
- 1月21日 大蔵省より交際費羽田入管事務所昇格に伴う管理職手当組替え内示が行なわれ昭和36年度予算案決定する。

法務省所管昭和36年度歳出予算額 33,186,781千円  
 外に建設省所管計上分官庁管轄費 367,880千円  
 国庫債務負担行為(松江、滋賀刑務所分) 420,000千円  
 法務省主管「昭和36年度歳入予算額」 7,680,663千円

- 2月3日 「昭和36年度予算案」第38回通常国会に提出される。
- 3月5日 「昭和36年度予算案」衆議院本会議において可決、参議院に送付される。その間衆議院予算委員会分科会において説明を求められる。
- 4月1日 「昭和36年度予算案」参議院本会議において午前7時44分可決されその成立をみた。

## 2 昭和36年度予算の概要

当省所管昭和36年度予算額は(建設省所管計上分を含む) 33,554,661千円  
 昭和35年度予算額は 29,023,841千円  
 (補正後改定予算額)は 30,458,779千円  
 対前年度比較増加額は 4,530,820千円  
 増加額の内訳を大別すると

1 人件費 3,562,310千円  
 35年12月給与法改正によつて公務員給与ベースの改定に伴う所要経費並びに昇任原資及び保護観察官の俸給調整率の引上げ、検察事務官の俸給表切替適用のための職員俸給等

が増額されたものである。なお、定員職員について254名の増加及び定員外常勤的職員990名の定員組入れに伴う所要人件費が含まれている。その内訳は次のとおりである。

### (1) 定員職員

法務本省 3名 青少年検察の刑事政策的運営の強化に対処し刑事局青少年課を充実するため

法務局 10名 登記、台帳事件の増加に対処し、その処理の迅速、適正化を図るため

検察庁 68名 (内検事15名) 公判審理の迅速化、充実化、交通事件処理機能の充実を図り、併せて捜査事務の弱体化の防止

少年院 14名 勤務過剰を緩和し、教化活動の充実を図るため

少年鑑別所 10名 鑑別業務の充実を図るため

保護観察所 100名 保護観察官の事務負担過重を軽減し保護観察の円滑且つ充実化を図るため

入国管理局 47名(減員) 大村収容所の収容人員減少のため

アジア犯罪防止研修所 19名 犯罪の防止及び犯罪者の処遇に関するアジア極東研修所設置に伴う要員

公安調査庁 33名 破壊活動調査機能の充実を図るため

### (2) 定員外常勤職員

法務本省 常勤職員 19名  
 賃金職員 78名  
 非常勤職員 15名

法務局 常勤職員 480名  
 賃金職員 15名

検察庁 常勤職員 99名

刑務所 常勤職員 70名

少年院 常勤職員 94名

少年鑑別所 常勤職員 30名

地方入国管理官署 常勤職員 40名  
 賃金職員 23名

公安調査庁 常勤職員 16名  
 賃金職員 11名

2 一般事務費 573,119千円

主として事務量の増加等にスライドして増額されたものであるが、この外積算単価の是正及び事務効率化器具等備品の整備等質的な改善に伴う増額である。

3 管轄費 395,391千円

次に36年度予算において新規に予算の計上をみた事項をあげると次のとおりである。

1 国連の社会防衛に関する技術援助事業の一環として犯罪の予防並びに犯罪者の処遇



の問題についてアジア極東地域諸国より派遣される委託研修員に対する研修、研究等を国連と協同して行なうため必要な事務運営費と初度設備費が計上された。

2 矯正施設の医師の充足を図るため「矯正医官修学資金貸与法」に基づき医科大学生及び実施修練生に対する学資貸費経費が計上された。

### 3 昭和35年度補正予算の編成

10月3日 主計課予算担当係長会議を開催「人事院勧告に伴う公務員給与改定等に伴う昭和35年度補正予算準備」について協議

10月11日 閣議に「公務員の給与改定について人事院勧告通りの改定を10月1日から実施」提出、決定

10月18日 昭和35年度予算補正追加要求書案について部内審議を行ない、10月25日終了する。

10月28日 閣議に「昭和35年度補正予算編成方針」提出、決定

11月15日 昭和35年度歳出予算補正追加概算要求書を大蔵省に提出する。

当省所管補正追加概算要求額 695,509千円

11月28日 午後8時昭和35年度歳出予算補正追加要求に対して大蔵省より第一次査定額の内示が行なわれた。直ちにこの内示額に対して復活要求を行なう。

12月3日 大蔵省と最終折衝終了し補正予算案決定する。

当省所管昭和35年度歳出補正追加額は 1,434,938千円

その内訳は次のとおりである。

- (1) 俸給改善経費 1,026,561千円
- (2) 退官退職手当不足補充経費 264,615千円
- (3) 衆議院議員総選挙取締経費 69,652千円
- (4) 刑務所作業実施経費 72,157千円
- (5) 北鮮帰還業務処理経費 1,953千円

12月9日 閣議に「昭和35年度補正予算案」提出決定、直ちに「昭和35年度補正予算案」第37回特別国会に提出される。

12月18日 「昭和35年度補正予算案」衆議院本会議において可決直ちに参議院に送付される。

12月22日 「昭和35年度補正予算案」参議院本会議において可決、成立する。

### 4 昭和35年度予算の執行

#### (1) 決算の概要

昭和35年度当初成立予算額	28,690,793,000円
予算補正増加額	1,434,938,000円
予算移替増加額(大蔵省所管から移替)	70,495,000円
前年度繰越額(明許繰越)	83,894,000円
予備費使用額	141,177,000円
計(歳出予算現額)	30,421,297,000円
これに対する支出済歳出額は	29,881,654,609円

である。歳出予算現額に比べると 539,642,391円

の差額を生ずるが、この差額のうち 143,961,000円

が36年度へ繰越した額(施設費)で差引残額の 395,681,391円

が全く不用額となった。

不用額の主なものの内訳は次のとおりである。

(イ) 刑務所収容費 182,806,730円 収容者が予定より少なかったため、収容者食糧費等を要しなかった。

(ロ) 護送収容費 52,249,487円 収容者が予定より少なかったため、並びに南鮮送還が予定どおり実施できなかったため、収容者食糧費及び護送備船費等を要しなかった。

(ハ) 法務本省 29,373,857円 欠員補充が予定どおり実施できなかったこと並びに公務災害が予定より少なかったため職員俸給、公務災害補償費等を要しなかった。

(ニ) 地方検察官署 23,759,787円 検事の欠員補充が予定どおり実施できなかったため人件費を要しなかった。

(ホ) 少年院収容費 21,517,090円 収容者が予定より少なかったため、収容者食糧費等を要しなかった。

(ヘ) 法務局 20,473,538円 欠員補充が予定どおり実施できなかったこと並びに常勤職員の定員組替によつて職員俸給常勤職員給与等を要することが少なかった。

#### (2) 予備費の使用

(イ) 訟務事件増加に伴う訟務費の不足を補うため必要な経費として 13,144千円

(ロ) 登記事務の増加に伴う登記諸費の不足を補うため必要な経費として 62,317千円

(ハ) 検察事務の増加に伴う検察費の不足を補うため必要な経費として 65,716千円

以上合計 141,177千円の予備費を使用することとなり、それぞれ所要の手續をとり、承認をえた。

#### (3) 予算の移替

名古屋法務局豊橋支局及び名古屋地方検察庁岡崎支部庁舎は老朽且つ狭隘であつたが市及び出光興産株式会社(現敷地を夫々に売渡し、市及び出光興産株式会社をして建物を建築せしめ、これを購入するにあたりそれに要する庁舎等特別取得費を大蔵省所管より移替えたものである。 70,495千円

#### (4) 移流用の主なるもの

(イ) 最近における集团的暴力事犯の頻発にかんがみ、取締法令と処理手續につき、欧米各国の実態を実証的に調査研究するために必要な経費として外国旅費に 1,658千円

(ロ) 昭和36年1月21日中野刑務所懲役受刑者2名を連行戒護中の中野刑務所看守殉職に伴う賞じゆつ金を支給するに必要として報償費に 500千円  
等流用により処理されることになり、それぞれ所要の手續をとつた。

#### (5) その他



会計検査院が国会に報告した昭和34年度決算検査報告書には法務省所管におけるいわゆる不正不当の批難事項は一件もない。

5 昭和35年度管繕工事実施大綱

1 合同庁舎 前年度より引き続き東京検察227,853,000円、山口(検・観・公)24,300,000円、釧路(検・公)23,073,000円、函館(検・法・公…本年度完成)31,840,000円、八王子(検・法・拘…本年度完成)46,294,000円、沼津(検・法・拘…本年度完成)33,521,000円、徳山(検・法・拘…本年度完成)18,175,000円、七尾(検・法…本年度完成)3,631,000円、米子(検・法…本年度完成)20,103,000円、下関(検・法・入…本年度完成)24,780,000円、及び田川(検・拘…本年度完成)23,362,000円の各法務合同庁舎の新営工事と、新たに札幌(検・法・公・入・委・観)26,000,000円出雲(検・法…以下いづれも本年度完成)11,514,000円、大洲(検・拘)10,648,000円、防府(検・法)4,470,000円、宮津(検・法)10,354,000円、明石(検・法)10,864,000円、柏原(検・法)9,592,000円、熊野(検・法)10,195,000円、小浜(検・法)11,932,000円、大牟田(検・法)3,701,000円、白河(検・法)15,938,000円、寿都(検・法)12,178,000円及び東金(検・法)3,701,000円の各法務合同庁舎の新営工事を実施した。

2 検察庁 鹿屋6,056,000円、都城7,246,000円、気仙沼5,970,000円、新庄5,897,000円の各支部、厚木1,760,000円、石岡1,700,000円、藤岡1,700,000円、富田林2,772,000円、吉野1,700,000円、今津1,755,000円、児島1,999,000円、岩美1,700,000円折尾1,700,000円、伊集院1,700,000円及び美幌2,280,000円の各区検の新営工事を実施した。

3 法務局 木更津7,642,000円、六日町7,217,000円、竜野6,753,000円、萩6,543,000円、柳川5,676,000円、山鹿4,499,000円、岩内5,689,000円、脇町5,319,000円、須崎6,164,000円、川崎8,118,000円の各支局、府中3,554,000円、吉田1,840,000円、石和1,770,000円、須坂2,100,000円、吉野1,752,000円、員弁1,923,000円、亀山1,800,000円、廿日市1,840,000円、西大寺1,980,000円、小国1,739,000円、枕崎2,176,000円、天童1,840,000円、増田1,940,000円及び滝宮1,840,000円の各出張所の新営工事を実施した。

4 拘置所・刑務所 前年度より引続き、大阪85,893,000円、京都…本年度完成85,065,000円の両拘置所、宮城19,187,000円、福島(拘置支所…本年度完成)12,375,000円、山形5,116,000円、札幌13,390,000円、及び高松15,248,000円の各刑務所、土手町17,273,000円、京町14,366,000円、都城…本年度完成4,926,000円の各拘置支所の新営工事と新たに弘前拘置支所27,243,000円の新営工事費が計上されたほか各施設の跋行状態の是正と老朽施設の増改築並びに整備を実施した。

5 少年院 老朽施設の改善、跋行状態の是正のため、浪速…本年度完成27,551,000円京都医療24,543,000円、人吉農芸学院16,873,000円、北海26,475,000円、福岡9,229,000円、四国11,547,000円の各少年院の新営工事と各施設の増改築並びに整備を実施した。

6 少年鑑別所 前年度より引続き大阪少年鑑別所23,702,000円の新営工事と、新たに広島少年鑑別所…本年度完成21,000,000円の新営費が計上され、前橋ほか2庁の施設整

備を実施した。

7 委員会及び観察所 東京保護観察所26,980,000円、九州地方更生保護委員会及び福岡保護観察所10,000,000円の新営工事と浦和保護観察所ほか5庁の庁舎その他の整備を実施した。

8 公安調査庁 奈良3,499,000円、滋賀3,498,000円両地方公安調査局の新営工事と近畿公安調査局ほか4庁の施設整備を実施した。

9 入国管理局 高松入国管理事務所11,895,000円、徳山1,519,000円、巖原5,590,000円及び函館2,200,000円の各港出張所の新営工事と神戸入国管理事務所ほか1庁の施設整備を実施した。

10 その他 中野刑務所ほか4庁10,000,000円の汽罐の新設と京都刑務所ほか7庁3,000,000円の浄化槽の新設工事を実施した。

11 庁舎等特別取得費 名古屋地方検察庁岡崎支部35,788,000円、名古屋法務局豊橋支局34,707,000円の施設を取得した。

12 国庫債務負担行為 名古屋1,000,000,000円、福岡550,000,000円の各刑務所の施設を取得するため、国の債務となる契約を締結した。

6 昭和35年度法務省管繕費

△印は建設省実施分

区 分	昭和35年度予算額(円)	昭和36年度予算額(円)
法 務 総 合 研 究 所		△ 14,999,000
法 務 合 同 庁 舎	△ 398,021,000	65,105,000
検 察 庁	227,197,000	△ 484,394,000
法 務 局	45,935,000	106,036,000
委 員 会 及 び 観 察 所	△ 63,620,000	△ 11,929,000
公 安 調 査 庁	28,094,000	112,646,000
入 国 管 理 局	△ 36,980,000	△ 60,959,000
刑 務 所	△ 6,997,000	96,424,000
少 年 院	△ 17,485,000	△ 39,320,000
少 年 鑑 別 所	3,719,000	△ 9,415,000
小 新 営(官 署)	300,082,000	△ 11,121,000
〃(収 容)	116,218,000	353,554,000
	44,702,000	150,119,000
	17,138,000	50,899,000
	68,656,000	27,869,000
合 計	1,374,844,000	172,495,000
		1,767,284,000



## 二 司法法制調査部

法務省設置法第3条, 第5条 法務省組織令第1条, 第8条, 第8条の2, 第8条の3  
法務省組織規程第9条

### (イ) 司法法制課 法務省組織令第8条

#### 1 司法制度等に関する法令案の作成

(1) 司法制度に関する法令案及び他の部局の所管に属しない法令案についての立案事務をつかさどっている。(昭和34年版法務年鑑73頁参照.)

本年中に立案した法律案中法律として公布されたものは、次のとおりである。

##### 第34回国会において成立したもの

- (イ) 法務省設置法の一部を改正する法律(昭和35.3.21法律第10号)(長野刑務所の位置を長野市から須坂市に変更するとともに、村を町とする処分等に伴い、法務局及び地方法務局の管轄区域等に関する規定に所要の整理を行なうもの)
- (ロ) 裁判所職員定員法の一部を改正する法律(昭和35.3.31法律第26号)(第一審における訴訟の適正迅速な処理を図る等のため、下級裁判所の裁判官の員数中判事の員数を50人増加し、簡易裁判所判事の員数を30人減少し、裁判官以外の裁判所の職員の員数を83人増加するもの)
- (ハ) 裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律(昭和35.3.31法律第27号)(一般職の職員の給与改定に伴い一部の裁判官の給与を改定するもの)
- (ニ) 検察官の俸給等に関する法律の一部を改正する法律(昭和35.3.31法律第28号)(一般職の職員の給与改定に伴い一部の検察官の給与を改定するもの)
- (ホ) 下級裁判所の設立及び管轄区域に関する法律の一部を改正する法律(昭和35.4.26法律第58号)(土地の状況、市町村の廃置分合等により、簡易裁判所の名称、所在地及び管轄区域等を変更するもの)
- (ヘ) 裁判官の災害補償に関する法律(昭和35.6.23法律第100号)(国家公務員災害補償法の一部改正及び他の特別職の職員の災害補償制度の整備にかんがみ、裁判官の災害補償制度を整備するもの)
- (ト) 裁判所法の一部を改正する法律(昭和35.6.25法律第104号)(裁判所書記官に、従来の職務のほかに、裁判所の事件に関し、裁判官の命を受けて、裁判官の行なう法令及び判例の調査その他必要な事項の調査を補助する職務を行なわせることとするもの)

##### 第37回国会において成立したもの

- (イ) 裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律(昭和35.12.23法律第154号)(一般の政府職員の給与改定に伴い裁判官の給与を改定するもの)
- (ロ) 検察官の俸給等に関する法律の一部を改正する法律(昭和35.12.23法律第155号)(一般の政府職員の給与改定に伴い検察官の給与を改定するもの)

本年中に立案した政令案中政令として公布されたものは、次のとおりである。

最高検察庁の位置並びに最高検察庁以外の検察庁の名称及び位置を定める政令等の一部を改正する政令(昭和35.4.26政令第111号)

(2) 上述(1)のほかに従来からの懸案である裁判所の制度(第一審の充実、簡易裁判所制度、上訴制度等)、執行吏制度、裁判官任用制度、判事補制度の改善等については、いずれも司法制度上の重要問題であり、ここ数年来調査研究を重ねている。これら諸問題の詳細については、昭和32年及び昭和33年各版の「法務年鑑」を参照されたい。

#### 2 司法制度及び法務に関する調査研究

- (1) 調査研究 司法制度及び法務に関する事項について、学者その他の権威者に対し、調査を委嘱し、又は自ら調査するもので、本年中に調査研究を委嘱した事項中主要なものは、次のとおりである。(イ)国際刑法による国家機関の責任(前年からの継続)、(ロ)ドイツ少年裁判所法(前年からの継続)、(ハ)ドイツ連邦弁護士手数料法(前年からの継続)、(ニ)早熟犯罪者と累犯、(ホ)ドイツ少年刑法、(ヘ)ドイツ裁判官制度(前年からの継続)、(ト)人格保護と出版の自由(次年へ継続)。
- (2) 翻訳 司法制度及び法務に関する英、独、仏その他の外国語資料につき翻訳を部外の専門家に委嘱するもので、本年中に翻訳を委嘱した主要なものは、次のとおりである。

- (イ) 犯罪と社会(Fritz Bauer: Das Verbrechen und die Gesellschaft, (前年からの継続)、(ロ) 大学における法律修学過程に関する改正案(Edgar Kohnle: Reformplan für juristische Studium)、(ハ) 死刑論(Herbert Büchert: Die Todesstrafe)、(ニ) 良家の不良児(Henri Joubrel: Mauvais Garçons de Bonnes Familles)、(ホ) 犯罪の原因(Lord Pakenham: Causes of Crime)、(ヘ) 営業的犯罪人論(Franz v. Liszt: Das gewerbsmässige Verbrechen)、(ト) 裁判官選挙法公布後における東独裁判官の法的地位(Albrecht Wagner: Die Rechtsstellung der Richter in der DDR nach Erlass des Richterwahlgesetzes)、(チ) フランスにおける成人犯の判決猶予(Henriette Poupet: La probation des délinquants adultes en France)(次年へ継続)、(リ) ドイツ裁判官法草案による裁判官の補習教育(Wilhelm Sirp: Die Ausbildung der Richter nach dem Entwurf eines Deutschen Richtergesetzes)、(ル) 常習犯人(Norval Morris: The Habitual Criminal)(次年へ継続)、(レ) 治安判事に対する六つの講義(The Magistrates' Association: Six Lectures for Justices)、(ヲ) 思春期の少女の監督及び保護観察(T. C. N. Gibbens: Supervision and Probation of Adolescent Girls)、(ワ) 重罪法院の思い出(André Gide: Souvenirs de la Cour d'Assises)(次年へ継続)。

#### 3 法令及び判例の収集、整備、編さん及び刊行(業務内容については昭和33年版法務年鑑79頁参照.)

##### (1) 法令の収集及び整備

イ 法令整備カード(基礎カード)の作成 昭和35年中に整備した法令件数は、制定、改正、廃止、失効等約 8,556件である。



ロ 検察庁等配布用法令整備カードの作成配布 昭和35年中においては、下記のとおり第18回から第20回までの追録カード合計 423,176枚を印刷配布した。

昭和35年中における追録カード発行状況

追録発行回数	第18回	第19回	第20回	合計
1回の作成枚数	103,064	158,496	161,616	423,176

(2) 法令の編さん及び刊行

イ 「現行日本法規」の編さん 昭和25年9月に17編21巻21,741頁、索引600頁の全巻を作成し、その後加除式によつて引き続き法令の制定、改廃に伴い追録を編さん印刷配布してきたが、昭和35年末現在台本は、18編43巻50冊63,738頁、索引1巻1,624頁となつている。昭和35年中において発行した追録は94冊33,048頁(1冊平均352頁)である。

ロ 「国会法律集」の印刷及び配布 昭和35年中に管下各庁に印刷配布した「国会法律集」は、次のとおりである。

資料名	刊行年月	頁数	型体	備考
第32・33回国会法律集	昭和35.1	1,260	B 6	活版
第34・35回国会法律集	35.7	1,140	B 6	活版

(3) 判例の収集、整備、編さん及び刊行

イ 判決、決定の収集及び整備 最高裁判所及び高等裁判所の民事事件及び刑事事件の判決、決定(最高裁判所についてはそのすべて、高等裁判所については重要なもの)を収集して、これを分類整理している。

昭和35年中における収集、整備件数

区分	民事	刑事	合計
最高裁判所	357	204	561
高等裁判所	31	121	152

ロ 判例要旨カードの印刷及び配布 最高裁判所及び高等裁判所の民事事件及び刑事事件の判例につき、裁判要旨、適用条文等を記入した判例要旨カードを印刷して、整備用キャビネットとともに、本省各部局、検察庁等に配布する事務であるが、昭和35年中約100万枚を印刷配布した。

ハ 判例集の印刷及び配布 最高裁判所判例集のほか、各種の判例集を昭和35年中下記のとおり管下各庁に印刷配布した。

昭和35年中における判例集印刷状況

区分	発行巻別	発行冊数	印刷部数
最高裁判所判例集	13巻11号～13号、索引 14巻1号～10号	14	40,040

高等裁判所判例集	12巻7号～10号、索引 13巻1号～7号	12	34,320
下級裁判所刑事裁判例集	1巻5号～12号 2巻1号	9	1,530
裁判例要旨集	刑事訴訟法5巻・6巻	2	2,980

4 戦争犯罪に関する資料の調査及び収集 この事業は、第二次世界大戦後に日本人に対して行なわれた戦争裁判に関する資料を収集、整備して後世のため保有することを目的とし、昭和30年以来引き続き当省において行なつてきたものであつて、詳細は昭和33年版の「法務年鑑」において説明したとおりである。昭和35年中に実施した主なものは次のとおりである。

(1) 関係国からの記録取り寄せ 昭和30年中関係国に対し、戦争裁判記録の譲渡方を交渉したこと及び昭和34年にいたり改めてこの交渉を行なうこととし、外務省を通じてアメリカ合衆国、連合王国、オーストラリア連邦、オランダ王国、フィリピン共和国、フランス、中華民国の各国に対し記録譲渡の申入れを行なつたことについては、昭和33年版、同34年版の各「法務年鑑」中に詳述したとおりであるが、本年に入つてようやくフランス国政府から裁判記録全部の写しを引き渡す旨の回答があり、ここに多年懸案であつた関係国からの記録取り寄せの事業がその緒についたわけで、引き続き他の関係国に対し交渉中である。(注:本書編さん中にフランス国政府から裁判書及び起訴状写を受領した。)

(2) 国内における資料の収集 昭和35年中、国内において下記のとおり資料を収集し、また、面接調査を行なつた。(イ)裁判記録及び関係資料の収集(A級関係)弁護士及び最高裁判所図書館等から英文、和文の書証等7,606枚、(BC級関係)戦犯受刑者等30名から起訴状、判決等4,541枚、(ロ)借用資料の複写2,984枚、(ハ)図書の購入、その他資料の作成51冊、(ニ)面接調査の実施

出張地	弁護人	受刑者	計
関東地方(東京、群馬、千葉、茨城、埼玉)	3人	54人	57人
近畿地方(大阪、京都、奈良、滋賀)	0	14	14
九州地方(熊本、鹿児島)	0	8	8
北海道	0	1	1
計	3	77	80

(3) 資料の整備 昭和35年までに整理した結果を見ると、A級裁判記録は約99%を収集整理し、BC級裁判記録は、総件数2,209件のうちほぼ完全に収集したもの約5%、その他不完全ながら相当数の資料を収集したもの約55%の成果をあげている。内訳を示せば次のとおりである。

イ A級関係資料の収集・整理状況

(イ) 公判速記録 英文、和文とも完全に収集済み



(甲) 書証等

区分	各被告人に共通のもの				被告人別のもの		計		
	収集した通数		未収集通数		収集した通数	未収集通数	収集した通数	未収集通数	
	検察官側のもの	弁護人側のもの	検察官側のもの	弁護人側のもの					
採用された証拠書類等 (全部で3,915通あるべきもの)	和文	2,220	880	46	42	706	21	3,806	109
	英文	2,238	882	33	28	722	12	3,842	73
採用されなかつた証拠書類等 (全部で2,500通あるべきもの)	和文	241	1,232	65	295	598	69	2,071	429
	英文	232	1,525	71	21	622	29	2,379	121

ロ BC級関係資料の収集・整理状況

整理区分	国別 起訴総件数 起訴総人員	アメリカ合衆国	連合王国	オーストラリア連邦	オランダ王国	フィンランド共和国	フランス	中華民国	計	起訴総件数及び人員に対する比率
1 (完全収集済み) 起訴状、書証、論告、弁論、判決、公判記録	件数 人員	6 22	36 140	55 345	0 0	6 15	0 0	0 0	103 522	4.66 9.54
2 1の欄中の公判記録の一部又は大部分を欠くもの	件数 人員	18 76	28 82	17 81	165 448	2 4	0 0	0 0	232 691	10.50 12.63
3 1の欄中の公判記録を欠くもの	件数 人員	83 465	32 115	12 72	156 286	11 42	0 0	0 0	294 980	13.30 17.92
4 1の欄中の起訴状、書証等のみを収集したもの	件数 人員	290 721	68 232	120 251	76 206	40 85	39 223	58 167	691 1,885	31.28 34.47
5 全部未収集	件数 人員	61 83	138 313	91 209	45 70	10 12	2 2	542 711	889 1,390	40.20 25.45

5 続司法沿革誌の編さん 当部において、すでに刊行された「司法沿革誌」の続編の編さんを計画し、昭和34年4月からその作業を開始したことは、昭和34年版の「法務年鑑」に述べたとおりであるが、昭和35年中においては、昭和19年1月から同21年12月までの分の第一次案を作成し、当省及び最高裁判所の各関係部局に配布し、検討を依頼した。

(ロ) 調査統計課

法務省組織令第8条の2

1 司法制度及び法務に関する資料の収集、整備、編さん及び刊行

- (1) 収集、整備 後出法務図書館(国立国会図書館支部法務図書館)の項(80頁)参照  
 (2) 編さん、刊行 昭和35年中においては、次の諸資料を編さん、印刷し、主として部内各機関に配布した。

資料名	刊号	標 題	刊行年月	頁数	型体	備考
法務資料	365	米国刑事裁判記録	昭和35.4	310	A5	活版
	368	欧米諸国のプロベーション制度	〃 1	210	〃	〃
	369	新聞スト事件の意見書 附録 政治ストと憲法	〃 5	206	〃	〃
	370	ドイツ刑法改正資料(第一巻)上	〃 8	294	〃	〃
	371	ドイツ少年刑法	〃 11	238	〃	〃
司法制度調査資料	21	司法制度関係資料(上)	〃 2	566	〃	〃
	22	司法制度関係資料(下)	〃 2	468	〃	〃
	23	判決前調査制度関係資料その二	〃 4	262	〃	〃
法務年鑑		法務年鑑(昭和34年)	〃 11	390	〃	〃

ちなみに、昭和34年版の法務年鑑については、業務の内容の抽象的な解説等を毎年繰返すような従来の弊を改め年間における業務実施状況について特徴的なものを取りあげこれに重点をおいて記述することにした。なお、統計表の掲載で足りる場合には更に文章をもつて同一の事柄を説明することをやめることとした。

2 国立国会図書館支部法務図書館に関する事項 後出 80頁参照

3 法務に関する統計の整備、改善及び企画

(1) 登記統計

イ 不動産登記法の一部を改正する等の法律(昭和35年法律第14号)の施行等に伴い、統計報告表様式に所要の改正を行なった。この改正は「登記統計年表報告表の様式改正について(昭和35年法務省司調(調)甲第655号)」の通達により、昭和35年から実施することとなつた。その主な改正点は、前記改正法律附則第2条第1項の規定により表題部の改製及び新設を完了した登記所が作成すべき「不動産の表示に関する登記」の報告表を新設し、あわせて、既存の報告表の登記種目について若干の整備を行なったことである。

ロ 会社の登記に関する統計業務の合理化を図り、あわせて会社資本の動態を把握するため、調査の実施方法を改めた。この改正は、「会社登記調査票について(昭和35年法務省司調(調)甲第660号)」の通達により、昭和36年から実施することと



なっている。その改正の要点の第一は、従来行なわれてきた数種の統計報告表を廃止し、会社登記調査票のみで調査を実施することにある。なお、この調査票は毎月本省に集め、総理府に委託して705電子計算機により集計する。その調査結果は、原庁にも通知することとなっている。次に、調査票による調査の採用により、従来容易になし得なかつた新規の調査を行なうことができることとなつた。すなわち、従来の会社の登記統計は、会社の設立、解散、資本の増加又は減少等について単にその件数のみの調査にとどまつていたが、調査票の採用により資本額の調査にまで及ぶようになったため、会社資本の動態に関する調査ができるようになったことである。なお、この調査結果は、昭和36年以降の法務統計月報に四半期報として掲載する予定である。

(2) 検察統計

検察庁における統計業務の簡素化を主な目的として、調査の実施方法等についての改正を行なつた。この改正は、「刑事統計調査規程の一部を改正する訓令（昭和35年法務省司調（調）甲第646号）」により昭和36年から実施することとなつている。その改正の要点は、次の4点である。

- イ 機械集計の能率増進により、従来の外国人の被疑事件に関する統計報告の一部（既済事件）を、被疑者調査票により行なうことに改めた。その結果は、原庁における集計業務の軽減となる。
- ロ 交通事犯の現況にかんがみ、月間調査についても過失傷害事件を業務上過失とその他とに区分して行なうことに改めた。
- ハ 少年の被疑事件については、少年法第20条により家庭裁判所から送致を受けたものとその他のものを区分して調査することに改めた。
- ニ 刑の執行猶予中の犯罪の調査について、保護観察中のものとその他のものとに区分して行なうことに改めた。あらたに勾留請求の許可、却下及び勾留期間の延長請求の許可、却下の調査を行なうこととした。

(3) 保護統計

地方更生保護委員会統計及び保護観察所統計の整備と簡素化を図るため報告表様式の一部を改正した。これは「保護統計調査規程の一部を改正する訓令（昭和35年法務省司調（調）甲第686号）」により昭和36年から実施することとなっている。改正の要点は次のとおりである。すなわち、従来の保護観察所統計の「救護、援護、更生保護事件の受理及び処理」の報告表様式中には、調査目的を異にする項目を掲げていたため、同表による調査目的の明確性を欠く等のうらみがあつたので、調査目的の差異にかんがみ、事件の取扱状況と措置実施状況を別個の表として作成することに改めた。

4 統計資料の編さん及び刊行

- (1) 検察統計年報（昭和34年）編さんの方式は、前年の年報のそれと比較して大差がないが、主な改正点は、前年の年報に登載した「罪種別、国籍別、起訴された外国人被疑事件の被疑者人員」及び「罪種別外国人被疑者の犯時の年齢別人員」の登載をとりやめたこと、あらたに「罪名別及び犯時年齢別起訴された事件の被疑者の前科の刑名

及び性別人員」及び「罪名別及び犯時年齢別起訴猶予の処分に付された事件の被疑者の前科の刑名及び犯時年齢別人員」に登載したことである。

- (2) 在留外国人統計 昭和34年4月1日現在をもつて、本邦に在留する外国人の実態を明らかにする一方法として、市町村等の長が外国人登録法の規定により法務大臣に送付した外国人登録写票を資料として、外国人の国籍、年齢、性別、職業、在留資格、居住地等の登録事項を統計的に処理したものであり、この種の資料としては初めてのものである。

- (3) 昭和35年中に刊行した統計書は下記のとおりである。

題 名	巻 号	収録期間	刊行年月	頁 数	型 体	年刊・月刊別
法 務 統 計 月 報	第 119～130号	昭和34.11～35.10	昭和35.1～12	平均 116頁、 図表	B5版	月 刊
在 留 外 国 人 統 計 ( 昭 和 34 年 4 月 1 日 現 在 )			〃 35.4	91頁	〃	臨 時 刊
昭 和 34 年 法 務 統 計		昭和34年	〃 35.6	222頁、 図表	〃	年 刊
昭 和 34 年 少 年 矯 正 統 計 年 報		〃	〃 35.8	83頁、 図表	〃	〃
第 61 行 刑 統 計 年 報		〃	〃	293頁、 図表	〃	〃
第 73 登 記 統 計 年 報		〃	〃	158頁、 図表	〃	〃
第 85 検 察 統 計 年 報		〃	〃 35.12	349頁、 図表	〃	〃



# 法務図書館 (国立国会図書館支部法務図書館)

(組織上は昭和33年5月15日以降は司法法制調査部調査統計課の一部にすぎないが便宜上その記述を一まとめとする。)

法務省組織令第8条第1号、第2号 国立国会図書館法 (昭和23年2月9日法律第5号) 第3条、第17条～第20条 国立国会図書館組織規程 (昭和23年8月24日制定) 第1条、第9条の3 国立国会図書館法の規定により行政各部門に置かれる支部図書館及びその職員に関する法律 (昭和24年5月24日法律第101号)

沿革 (昭和34年版法務年鑑83頁参照)

## 1 図書資料の収集

(1) 図書資料数 昭和35年12月末日現在における収蔵図書資料の累計は 243,454冊であつて前年同日 (240,555冊) に比し 2,899冊 (内 和書 2,150冊、洋書 749冊) を増加した。この累計内訳は次のとおりである。

図書資料数 昭和35年12月末日現在 (製本した雑誌を含む)

和 漢 書		洋 書	
分 類 別	冊 数	分 類 別	冊 数
0 総 記	9,290	0 総 記	1,297
1 精 神 科 学	3,435	1 哲 学	1,403
2 歴 史 科 学	4,620	2 宗 教	82
3 社 会 科 学	140,653	3 社 会 科 学	73,076
4 自 然 科 学	1,118	4 語 学	301
5 工 芸 学	1,230	5 自 然 科 学	111
6 産 業 学	2,583	6 有 用 技 術	193
7 美 術 学	293	7 美 術	12
8 語 学	877	8 文 学	143
9 文 学	2,418	9 歴 史	319
計	166,517	計	76,937
合 計	243,454冊		

(2) 昭和35年中受入れた資料の種別ならびに受入れの態様別各冊数は次のとおりである。

図書資料受入数 (昭和35年分と昭和34年分及び昭和33年分との比較)

資料別	和洋別 受入別 年別	和漢図書資料			欧文図書資料				合計
		購 入	受 贈	計	購 入	受 贈	国 際 交 換	計	
図 書	35年	873	905	1,778	397	226	41	664	2,442冊
	34年	933	1,259	2,192	437	66	78	581	2,773冊
	33年	1,067	836	1,903	398	28	62	488	2,391冊
雑 誌 (定期刊行物)	35年	556	599	1,155	195	20	79	294	1,449種
	34年	648	733	1,381	236	16	82	334	1,715種
	33年	598	716	1,314	224	20	91	335	1,649種

(3) 法務省及び管下各庁に対する庁用図書資料の配布状況は次のとおりである。

庁用図書資料配布冊数 (昭和35年1月～12月)

種 別	庁 別								計
	検 察 庁 関 係	法 務 局 関 係	矯 正 係 関 係	保 護 係 関 係	入 管 係 関 係	外 局	本 省		
(購 入 分)									
図 書 {種別 冊数	29 66,241	24 13,933	13 1,030	6 454	8 1,492	0	1,232	1,312	
逐次刊行物 (種別)	14	8	1	0	2	0	107	132	
(受 贈 分)									
逐次刊行物 {種別 冊数	14 759	13 290	8 46	1 8	0 0	9 86	22	2,407	
								3,596	

(注) 受贈分逐次刊行物は主として裁判所刊行の資料であつて、前年 (5090冊) に比し1494冊の減を示す。

## 2 図書資料の整理

図書資料整理冊数 (昭和35年1月～12月)

和 漢 図 書 資 料				欧 文 図 書 資 料			
分 類 別	図 書	定 期 刊 行 物		分 類 別	図 書	定 期 刊 行 物	
0 総 記	87	432		0 総 記	27	132	
1 精 神 科 学	32	12		1 哲 学	5	0	
2 歴 史 科 学	82	14		2 宗 教	2	0	
3 社 会 科 学	1,867	2,738		3 社 会 科 学	701	1,198	
4 自 然 科 学	12	0		4 語 学	4	0	
5 工 芸 学	1	12		5 自 然 科 学	2	0	
6 産 業 学	31	55		6 有 用 技 術	1	0	
7 美 術 学	5	0		7 美 術	0	0	
8 語 学	16	0		8 文 学	0	0	
9 文 学	17	12		9 歴 史	7	0	
計	2,150	3,275		計	749	1,330	
合 計	図 書 2,899冊		定 期 刊 行 物 4,605件				



3 管理業務

(1) 図書資料の利用(閲覧及び貸出)の状況は次のとおりである。

図書資料の閲覧及び館外貸出数(昭和35年分と昭和34年分及び昭和33年分との比較)

年 別	区 分	和 漢 図 書 資 料				欧 文 図 書 資 料			
		館内閲覧		館外貸出		館内閲覧		館外貸出	
		人 員	図 書 数	人 員	図 書 数	人 員	図 書 数	人 員	図 書 数
1 総 数 (1月~12月)	昭和35年	10,626	14,807	2,549	6,654	711	1,824	504	1,098
	34年	10,877	16,423	2,686	7,375	743	1,825	509	1,071
	33年	11,911	18,935	2,836	8,274	756	1,772	507	1,023
1 カ月平均	35年	886	1,234	212	555	59	152	42	92
	34年	906	1,369	224	615	62	152	42	89
	33年	993	1,578	236	689	63	148	42	85
1 日平均	35年	35	49	5	22	2	6	2	4
	34年	36	55	9	25	2	6	2	4
	33年	39	63	9	28	3	6	2	3

(注) 支部図書館の相互貸借による冊数は含まない。

(2) 利用者の種別(百分比)

年 別	法 務 省 職 員	裁 判 所 職 員	弁 護 士 其 他
昭 和 35 年	67.0%	20%	13.0%
〃 34 年	68.1%	21%	10.9%
〃 33 年	65.0%	24%	11.0%

(3) 蔵書の点検(基本カードと蔵書とを照合する作業) この作業は、人手不足のため、ここ数年来行なうことができなかつたのであるが、本年は、和漢書B部門(法律書)の一点検を行なう計画をたて、実施期間を11月7日から11月12日までの6日間と定めて、作業に着手、予定どおり完了した。この間、部内の職員16名が協力した。これによつて判明した結果は次のとおりである。

和 漢 書	基本カードによる 総 数	所在を確認しえた 図 書 数	所在不明の図書数
B 部 門 77 分 類 計	36,324 冊	34,025 冊	2,299 冊

4 考査業務

(1) 図書資料に関する問合せに対する調査回答数は、1,390件(昭和34年1,379件同33年1,379件)

(2) 刊行物

書 名	刊 号	収 録 期 間	刊行年月	頁 数	規 格	備 考
法務図書館図書月報	第10巻第4号	昭和34.11~34.12	昭35.5	56	B5	活 版
〃	第11巻第1/2号	〃 35.1~35.6	〃 35.10	74	〃	〃
法律関係雑誌記事索引	第 5 号	〃 33.1~34.12	〃 35.6	300	〃	〃
法務図書館要覧	昭和34年版	〃 34.1~34.12	〃 35.11	4	A5	〃
法務省関係刊行物目録	昭和34年版	〃 34.1~34.12	〃 35.9	7	B4	謄 写

5 国立国会図書館中央館等との連絡業務

- (1) 行政・司法支部図書館連絡協議会 第61回(1月)から第66回(11月)まで、6回開催された。この協議会において、国立国会図書館諸法規の改廃について論議を行ない、官庁刊行物総目録を全日本出版物総目録に統合することが決定された。
- (2) 法律関係資料連絡会 最高裁判所図書館を世話役として、第11回会合が開催された。この会合において図書目録類の交換の決議が行なわれた。
- (3) 矯正施設への図書管理換 国立国会図書館から巡回文庫利用ずみの図書5,870冊の管理換を受け、東京拘置所、小管・中野・府中・浦和・千葉各刑務所及び京・横浜・浦和・千葉各少年鑑別所へ管理換をした。
- (4) 相互貸借

	冊 数	前 年 と の 比 (冊)
貸 出	493(全貸出冊数中の5.9%強)	28 減
借 受	84	24 減

(5) 業務月報による報告(国立国会図書館法第17条第3号)

(6) 納本関係 20種、521冊。前年に比し2種18冊の減少となつている。12月には、国立国会図書館職員を迎え、本省各局部課、法務総合研究所、公安調査庁からそれぞれ係官の参集を求めて、納本数打合せの会議を開催し、納本について、できる限りの協力を申合せた。



(2) 民事局

法務省設置法第3条, 第6条 法務省組織令第9条~第15条 法務省組織規程第7条

昭和35年中の所掌業務の主なものは, 次のとおりである.

1 法令立案関係

当局主管又は他省庁からの合議法令案の主なものは次のとおり.

	法令案名	主管省	備考
1	土地区画整理法施行法の一部を改正する法律	建設省	審議順
2	不動産登記法の一部を改正する等の法律	法務省	
3	電信電話設備の拡充のための暫定措置に関する法律	郵政省	
4	医療金融公庫法	厚生省	
5	漁船損害補償法の一部を改正する法律	農林省	
6	アジア経済研究所法	通商産業省	
7	日本開発銀行法の一部を改正する法律	大蔵省	
8	漁業協同組合整備促進法	農林省	
9	日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約等の締結に伴う関係法令の整理に関する法律	総理府	
10	商工会の組織等に関する法律	通商産業省	
11	海外経済協力基金法	経済企画庁	
12	日本学校安全会登記令	文部省	
13	船舶登記規則の一部を改正する等の政令	法務省	
14	石炭鉱業合理化臨時措置法の一部を改正する法律	通商産業省	
15	罹災都市借地借家臨時処理法に規定する鑑定委員の旅費, 日当及び止宿料に関する政令の一部を改正する政令	法務省	
16	割賦販売法	通商産業省	
17	アジア経済研究所登記令	//	
18	輸出入取引法の一部を改正する法律	//	
19	日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約に基き日本国にあるアメリカ合衆国の軍隊による船舶の航行等から生ずる損害の賠償の請求に関する特別措置法	総理府	
20	原子力損害の賠償に関する法律	科学技術庁	
21	電気工事士法	通商産業省	
22	漁業協同組合整備基金登記令	農林省	
23	商工会登記令	通商産業省	
24	医療金融公庫法施行令	厚生省	
25	罹災都市借地借家臨時処理法第25条の2の災害及び同条の規定を適用する地区を定める政令	建設省	
26	不動産登記法施行令	法務省	
27	石炭鉱業整備事業団登記令の一部を改正する政令	通商産業省	

28	土地改良登記令等の一部を改正する政令	法務省
29	私立学校法施行令の一部を改正する政令	文部省
30	罹災都市借地借家臨時処理法第25条の2の災害及び同条の規定を適用する地区を定める政令	建設省

2 会 同

年月日	件名	協議事項	備考
35. 3. 10 ~11	法務局・地方法務局登記課長会合	1 不動産登記法の一部を改正する法律案及び関係政令, 省令改正案並びに登記簿, 台帳一元化実施要領案の説明 2 上記法令実施の場合の事務取扱方について	88頁参照
35. 4. 20 ~22	法務局長・地方法務局長会合	1 業務運営について 2 諮問事項	
35. 4. 23	法務局長事務打合会	3 各庁提出問題	
35. 6. 21 ~22	法務局・地方法務局総務課長会合	1 一般協議問題 2 諮問事項	
35. 10. 5 ~6	法務局民事行政部長事務打合会	1 一般協議問題 2 諮問事項	
35. 11. 9 ~10	法務局・地方法務局供託課長会合	1 諮問事項 2 各庁提出問題	
35. 12. 1 ~2	法務局長事務打合会	法務局, 地方法務局の事務運営について	

3 研修関係 法務総合研究所の記述 253頁を参照.

4 優良戸籍吏員等の表彰 10月5日から3日間東京都千代田区公会堂において開催された全国連合戸籍事務協議会第13回総会が開催され, 第1日目総会に先立ち法務大臣表彰及び感謝状の授与が行われた(対象者昭和34年版法務年鑑88頁参照).

大臣表彰 157名(戸籍事務関係永年勤続者 151名, 戸籍住民登録事務関係で特に功績のあつた事務吏員6名).

感謝状授与 149名(戸籍及び住民登録事務に理解が深く, 今次旧法戸籍の改製事務の成果が良好な市町村の長)

5 外国出張 秘書課の記述59頁を参照.

(イ) 第一課 法務省組織令第10条 法務省組織規程第7条

昭和35年中の所掌事務の主なるものは, 次のとおりである.

1 公証に関する事項 公証人の員数 317名(前年より14名増). 公証人のおかれていない地には, その管轄法務局, 地方法務局またはその支局に勤務する法務事務官に公証人



の事務を行なわせることになっており（公証人法第8条）、昭和35年末現在その数は29支局である。

2 民事行政審議会、公証人審査会及び土地家屋調査士試験委員に関する事項（271、274、275頁参照）

3 法務局及び地方法務局に関する事項 9,373名に上る職員の人事管理、34億円に上る予算経理の実施のため、調査、研究、立案、執行の面で官房人事課及び経理部に協力している。

4 以上のほか、登記、戸籍、公証の管轄区域の変更等の事務を掌理しており、昭和35年における、上記管轄区域の変更等に関する法令（省令の一部改正）は22件であつて、そのうち庁名改称7件（出張所）が含まれている。

### 5 刊 行 物

題 名	刊 号	収 録 期 間	刊 行 年 月	頁 数	型 体	年刊・月刊等の別	備 考
民 事 月 報	15巻1号～12号、3、9号号外	各号とも前月20日迄の事項（除号外）	毎月10日刊行	各号とも200頁前後	A	5 月刊	民事局及び法務局・地方法務局事務官以上に配付

### 6 事務能率研究会

目 的 法務局の事務全般についての能率化、合理化の方策を研究する。

構 成 民事局各課及び東京法務局から推せんあつた職員（民事局第1課長以下22名）、将来ブロック法務局の職員をもメンバーに加える構想である。

昭和35年中の開催状況次のとおり

月 日	議 題	備 考
5月16日	1 研究会の運営方針について 2 研究課題の決定	第1回例会
6月24日	1 レフコピアの性能と実験 2 国籍事務の処理工程	第2回例会
7月8日	1 国籍事務の処理工程 2 みすずセミコピーの性能実験	第3回例会
10月17日	不動産登記甲号事件処理	第4回例会
10月31日	〃	第5回例会
11月18日	1 オートボールペン製造元技術課長から説明聴取 2 不動産登記甲号事件処理工程	第6回例会
12月6日	1 不二ゼット万年筆製造元販売主任から説明聴取 2 不動産登記甲号事件処理工程	第7回例会

(ロ) **第 二 課** 法務省組織令第11条

昭和35年中の所掌事務の主なるものは次のとおりである。

### 1 戸籍事務に関する事項

(1) 沖縄の戸籍の整備並びに同事務の改善を促進させるため、総理府特別地域連絡局と緊密な連携の下に琉球政府に対し、次の方法によつて援助を行なつた。(イ) 沖縄市町村戸籍事務担当吏員及び琉球政府戸籍担当職員22名を招致し、8月11日より10月15日まで66日間戸籍住民登録事務に関する研修を行ない、かつ、市町村役場に配属させ、実地見習をさせた。(ロ) 昭和35年1月30日から2月11日まで13日間民事局池川第一課長及び東京法務局成毛戸籍課長が、また、同年12月2日から同月24日まで23日間、民事局村岡検事及び大島第二課長補佐が、戸籍及び住民登録事務全般についての指導のため各沖縄に派遣された。

(2) 戸籍法施行規則の改正案、重要通達案に対する検討、市町村の戸籍住民登録事務担当職員の配置の適正化による同事務の合理的能率的運営についての指導に関する事項等につき、各法務局ごとに戸籍課長ブロック会を開催し、これに本省から係官が出席した。

(3) 法務省民事局、最高裁判所家庭局、東京家庭裁判所の三者において戸籍事務連絡協議会を開き、法規の解釈、取扱上の疑義等につき種々打合せを行なつた。（同連絡協議会の目的、趣旨については昭和34年版法務年鑑89頁参照）

### 2 住民登録に関する事項

住民票の正確度を高めるには、住民登録制度の趣旨を一般国民に徹底させ、かつ届出を励行させる必要がある。法務大臣官房秘書課広報連絡室とも協議の上、住民登録法施行8周年に当たる7月1日を期し、ラジオ放送、ポスターの掲出を行ない、また、法務局、地方法務局及び市町村においてもそれぞれの実情に応じて、この種の広報活動を行なつた。

3 文教及び厚生に関する民事に関する事項（昭和34年版法務年鑑89頁参照）

(ハ) **第 三 課** 法務省組織令第12条

### 1 不動産登記その他の登記に関する事項

(1) 不動産登記法の一部改正 登記制度（登記簿）と台帳制度（土地台帳及び家屋台帳）を統合一元化するため及び登記手続の合理化簡素化を図るために、不動産登記法の一部改正を立案し、昭和35年法律第14号で不動産登記法の一部を改正する等の法律が3月31日に公布され、4月1日から施行された。主なる改正点は、次の通りである。(イ) 登記制度（登記簿）と台帳制度（土地台帳及び家屋台帳）とを統合一元化し、登記簿をして土地台帳又は家屋台帳の機能をも果させるため、不動産登記法に土地、建物の現況を常時明確ならしめるための登記手続に関する規定を加えると同時に、土地台帳法及び家屋台帳法を廃止した。(ロ) 不動産の権利に関する登記その他の手続の整備合理化を図るため、従来の法運用の実績に照らして規定の不備と認められる諸点について所要の整備、改正を行なつた。

(2) 不動産登記法の一部改正に伴う関係政令、省令の制定及び一部改正 不動産登記



法の一部改正に伴い、次のとおり関係政令、省令の制定及び一部改正を行なった。  
 船舶登記規則の一部を改正する等の政令（昭和35年3月31日政令第60号）  
 不動産登記法施行令（昭和35年8月5日政令第228号）  
 土地改良登記令等の一部を改正する政令（昭和35年10月7日政令第263号）  
 不動産登記法施行細則の一部を改正する等の省令（昭和35年3月31日法務省令第10号）  
 不動産登記法施行細則の一部を改正する省令（昭和35年6月27日法務省令第27号）  
 土地改良登記令施行細則等の一部を改正する省令（昭和35年10月18日法務省令第36号）

(3) 登記簿・台帳一元化の実施 前記法改正に伴う登記簿・台帳の一元化作業の実施  
 庁として本年4月新たに147庁が指定され、各庁の所管する台帳（登記簿）の単個数の二分の一について一元化後の登記簿の表題部となるべき新用紙への移記作業及び登記簿への編綴作業を開始した。なお、昭和34年度に指定された85庁については、本年3月までに移記作業を終り、4月から編綴作業に入り、12月末日までに浦和、佐賀、和歌山、水戸の各地方方法務局管内の22庁について一元化完了の期日が指定された。（他の63庁については昭和36年3月までに完了の予定）

(4) 地番整理のモデル作業実施 土地、建物に附されている地番、家屋番号が錯雑しているため、一般の社会生活に支障を生じており、地番の合理的整理を図る必要があるため、本年度において地番整理の試験的実施経費として若干の予算が認められ、自治省との共管作業として東京都荒川区、埼玉県川越市及び宮城県塩竈市の3地区において土地家屋調査士会の協力の下にモデル作業を行なった。

(5) 登記課長会同の開催 不動産登記法の一部改正に先立ち、3月10・11の両日全国の法務局、地方法務局登記課長会同を本省において開催した（協議事項85頁参照）。  
 ついでブロック別登記課長会同を下記日程により開催し、改正後の不動産登記法等関係法令の運用及び不動産登記法施行令（案）についての説明協議を行なった。東京管内6月9・10日、大阪管内7月12・13日、名古屋管内7月19・20日、広島管内7月8・9日、福岡管内6月8・9日、仙台管内6月27・28日、札幌管内6月21・22日、高松管内同6月13・14日。

2 司法書士及び土地家屋調査士に関する事項

- (1) 不動産登記法の改正、土地台帳法、家屋台帳法の廃止に伴い、土地家屋調査士法に所要の改正がなされ（不動産登記法の一部を改正する等の法律附則第17条）、土地家屋調査士の業務は不動産の表示に関する登記につき必要な土地又は家屋に関する調査、測量又は申請手続をすることと改められ、又測量士、測量士補又は建築士が土地家屋調査士となるためには、不動産の表示に関する登記の申請手続等についての試験に合格することを要するものとされた。
- (2) 各法務局長及び地方法務局長の司法書士認可に関する選考試験を6月25日（第一次）及び26日（第二次）に、土地家屋調査士試験を8月7日にそれぞれ全国一斉に実施した。なお、昭和35年末現在の司法書士・土地家屋調査士の員数及び過去5年間の比較は各々別表(1)(2)(3)(4)に示すとおりである。

別表(1)

昭和35年12月末日現在

司法書士員数調

庁名	区分	昭和35年1月から12月までの認可数			認可取消数	昭和35年12月末日現在司法書士数		
		認可総数	法第2条第1号	法第2条第2号		総数	会員	非会員
東	京	18	7	11	38	1,146	1,056	90
横	和	2	1	1	1	220	199	21
浦	葉	6	4	2	3	164	151	13
千	戸	12	4	8	11	210	198	12
水	宮	7	7	0	0	218	194	24
字	橋	5	2	3	8	146	144	2
前	岡	5	2	3	6	180	173	7
静	府	9	3	6	2	198	195	3
甲	野	3	1	2	4	135	134	1
長	潟	1	0	1	19	350	338	12
新		12	1	11	6	200	191	9
大	阪	23	11	12	8	656	626	30
京	都	6	2	4	6	262	255	7
神	戸	16	2	14	1	479	453	26
奈	良	5	1	4	1	115	115	0
大	津	3	1	2	3	137	134	3
和	山	6	3	3	9	154	149	5
名	屋	15	4	11	4	303	277	26
岐		7	2	5	11	253	248	5
福	阜	2	2	0	8	258	255	3
金	井	1	0	1	4	97	93	4
富	沢	8	2	6	6	145	141	4
山	山	7	2	5	7	132	121	11
岡	島	10	3	7	11	398	363	35
鳥	口	17	4	13	24	420	395	25
松	山	9	3	6	18	484	463	21
福	取	6	1	5	4	134	131	3
佐	江	17	7	10	15	235	222	13
長	岡	22	10	12	5	365	346	19
大	賀	5	0	5	1	117	114	3
熊	崎	14	2	12	12	262	239	23
鹿	分	7	3	4	6	167	165	2
宮	本	12	6	6	7	287	275	12
仙	島	29	6	23	15	583	545	38
福	崎	12	0	12	6	255	240	15
山	台	8	2	6	6	271	260	11
盛	島	18	4	14	15	409	385	24
秋	形	6	2	4	3	183	175	8
青	岡	12	4	8	7	170	161	9
札	田	5	2	3	6	151	142	9
函	森	7	5	2	5	137	133	4
旭	幌	17	4	13	9	188	173	15
釧	館	5	1	4	1	73	66	7
高	川	2	1	1	5	105	105	0
徳	路	9	3	6	3	134	128	6
高	松	5	1	4	9	135	133	2
松	島	8	1	7	1	171	160	11
合	知	4	1	3	4	193	179	14
	山	23	3	20	9	324	275	49
計		468	143	325	373	12,509	11,803	696



別表(2)

昭和35年12月末日現在

## 土地家屋調査士員数調

区分	昭和35年1月から12月までの登録数							同左記期間の登録取消数	昭和35年12月末日現在調査士数		
	登録総数	試験合格者	旧法第3条第1号	同第2号	同第3号	附則第3項	総数		会員	非会員	
東	2,157	19	38	385	1,713	2	138	3,902	1,230	2,672	
横	692	0	14	163	514	1	5	1,120	373	747	
浦	385	3	3	57	321	1	2	738	346	392	
千	443	8	23	256	153	3	51	696	266	430	
水	102	2	3	31	66	0	1	689	304	385	
字	92	3	4	33	51	1	17	320	196	124	
前	153	2	0	57	93	1	3	338	210	128	
静	149	3	1	115	29	1	4	682	448	234	
甲	53	1	3	13	36	0	0	173	66	107	
長	655	5	15	136	494	5	270	1,496	737	759	
新	543	7	2	186	348	0	3	1,407	664	743	
大	362	7	6	38	307	4	11	815	453	362	
京	81	3	1	13	63	1	6	244	154	90	
神	295	8	10	63	214	0	8	965	504	461	
奈	32	0	0	1	31	0	0	93	58	35	
大	20	4	0	2	14	0	4	88	63	25	
和	49	3	1	8	37	0	1	159	124	35	
名	333	9	7	57	257	3	9	919	596	323	
歌	68	3	4	10	51	0	8	300	205	95	
古	75	6	3	28	38	0	6	480	382	98	
津	32	0	1	17	14	0	4	124	94	30	
山	90	0	2	15	73	0	20	265	170	95	
屋	42	0	1	12	29	0	6	202	130	72	
阜	592	1	9	132	450	0	4	902	285	617	
井	80	4	10	28	38	0	36	411	282	129	
沢	347	4	7	24	281	1	7	797	341	456	
山	95	1	1	20	73	0	5	294	132	162	
島	44	1	16	25	2	0	64	221	153	68	
口	284	8	11	67	197	1	14	670	400	270	
山	66	1	0	13	52	0	1	255	167	88	
取	70	7	0	9	54	0	28	244	200	44	
江	125	2	6	5	111	1	29	379	259	120	
岡	99	5	6	19	69	0	6	509	381	188	
賀	92	5	4	35	48	0	9	412	323	89	
崎	84	6	3	16	59	0	62	294	182	112	
分	89	2	5	37	44	1	5	327	228	99	
本	185	5	10	57	109	4	54	647	412	235	
島	190	1	5	31	153	0	2	814	386	428	
崎	170	5	6	35	124	0	37	637	433	204	
台	169	2	8	25	134	0	10	582	326	256	
形	102	3	7	38	54	0	4	438	289	149	
岡	121	0	5	65	51	0	11	351	225	126	
田	15	0	1	5	9	0	1	80	38	42	
森	31	0	0	9	22	0	4	111	83	28	
幌	52	2	1	21	28	0	6	156	107	49	
館	115	3	6	14	92	0	80	264	128	136	
川	65	3	1	1	60	0	1	225	113	112	
路	137	2	1	98	35	1	8	383	185	198	
松	85	6	2	32	45	0	6	342	224	118	
島											
知											
山											
計	10,407	175	273	2,587	7,340	32	1,071	27,020	14,055	12,965	

別表(3)

## 司法書士員数調(過去5年間比較)

区分	司法書士数			年間認可数			年間認可取消
	総数	会員	非会員	総数	法第2条第1号	法第2条第2号	
昭和31	12,392	11,091	1,301	776	204	572	
32	12,488	11,466	1,022	376	71	305	
33	12,547	11,943	594	310	109	201	
34	12,489	11,862	587	375	123	252	409
35	12,509	11,813	696	468	143	325	373

(注) 空欄は集計されていないことを示す。

別表(4)

## 土地家屋調査士員数調(過去5年間比較)

区分	土地家屋調査士数			年間登録数					年間登録取消
	総数	会員	非会員	総数	旧法第3条第1号	第2号	第3号	第4号	
昭和31	16,338								
32	17,017								
33	16,716	12,344	4,372	1,684	72	425	1,030	133	21
34	17,571	13,057	4,514	2,021	92	462	1,303	142	22
35	27,020	14,055	12,965	10,407	175	273	2,587	7,340	32

(注) 空欄は集計されていないことを示す。

## 3 外事及び農林に関する民事に関する事項

特記すべき事項はなかつた。

## (二) 第四課 法務省組織令第13条

- 1 商事に関する事項 手形法(昭和7年法律第20号)第83条、小切手法(昭和8年法律第57号)第69条の規定により本年指定された手形交換所は高岡手形交換所(昭和35年法務省令第35号)がある。(なお、昭和34年版法務年鑑96頁参照)
- 2 非訟事件に関する事項 (昭和34年版法務年鑑97頁参照)
- 3 商業登記に関する事項 商業登記等における各種証明書の作成手続の簡素化を図る



とともに、清算会社における取締役に関する登記等又は清算法人における理事に関する登記等を朱まつし、これらの公示を明確にする等のため、関係規定を整備する必要があるので、商業登記規則等の一部を改正する省令を立案し、昭和35年3月31日法務省令第11号をもつて公布、同年4月1日から施行された。(なお、昭和34年版法務年鑑97頁参照)

4 法人の登記に関する事項 本年中に施行された関係法令で立案に協力(合議)したものは、84頁の法令立案関係の表中掲記の4, 6, 8, 10, 12, 17, 22, 23, 27, 29のとおりである。

5 供託に関する事項 昭和35年12月31日現在供託所の数は法務局・地方法務局の本局49, 支局237, 出張所159計445カ所である。(なお、昭和34年版法務年鑑97頁参照)

6 財政、金融及び通商産業に関する民事に関する事項 本年中に施行された関係法令で、立案に協力(合議)したもののうち主なものは、84頁の法令立案関係の表中14及び21である。

(ホ) **第五課** 法務省組織令第14条

1 国籍に関する事項

(1) 帰化許可申請の可否に関する事務については、別表(1)にみられるとおり、前年に比して事件数は更に増加したが、その内容もまた複雑化する傾向にある。そこで、札幌、福島、東京、岐阜、奈良、山口、徳島、福岡の各地で戸籍課長(国籍担当官)会同を開催し、事務の処理要領について指導を行ない、その能率向上と簡素化を図った。また、事件の内容が極めて複雑で、調査の要領を得ないものや、現地機関の調査のみでは可否を決し得ないものかなりの数にのぼったが、これらについては現地に出張して直接調査するとともに、個別的に原局担当官の指導を行なった。

以上に関連し、民事局にもうけられている事務能率研究会において国籍事務を担当している研究員等をして、国籍事務の処理過程を分析検討せしめ、能率向上について研究した。

(2) 帰化、国籍離脱、証明書発給等の件数は、別表(1)、(2)、(3)のとおりである。(93頁参照)

2 労働、運輸及び通信に関する民事に関する事項 前年同様、主として労働省、運輸省、郵政省から関係法令の解釈、立案に関し、随時質問または協議をうけ、これについて意見を述べた。

3 解散団体の財産の管理及び処分等に関する事項 従前売却処理済みとされていたものの中に土地(宅地)30坪3合7勺の売却洩れを発見したので、これを整理し、あらためて売却した。解散団体関係財産管理処分状況については別表(4)のとおりである。

別表(1)

帰化事件処理実績表 (単位人)

年次	前年より の繰越	新規受付	計	許可	不許可	翌年への繰越
昭和31	2,218	5,756	7,974	2,834	2,385	2,755
32	2,755	5,993	8,748	2,632	2,909	3,207
33	3,207	5,990	9,197	2,794	2,896	3,507
34	3,507	7,482	10,989	3,196	3,020	4,773
35	4,773	8,130	12,903	3,857	2,955	6,091

別表(2)

国籍離脱届受理(告示)人数

年次	昭和31年	// 32年	// 33年	// 34年	// 35年
人数	4,095	1,332	1,085	1,248	1,274

別表(3)

国籍証明書発給件数

年次	昭和31年	// 32年	// 33年	// 34年	// 35年
件数	673	445	415	822	693

別表(4)

解散団体関係財産管理処分状況

	土地	建物	債権・ その他	財産売却	債権回収	財産管理	雑
(昭和)35年末現在財産額	(坪) 2,443.50	(坪) 282.07	(万円) 1,024	—	—	—	—
35年中管理処分の収入額	(万円) 2.1	—	—	0	(万円) 81	(万円) 20	0

(注) 土地に関する収入額については本文参照。



各参事官は、昨年引き続き、法制審議会各部会において、それぞれ審議に直接参与し又は前記各部会等の開催に先だちこれが議案の立案及び細部に亘つての調査検討を続けている。その主な活動状況は次のとおりである。

- 1 民法部会財産法小委員会準備会では、建物の区分所有に関する法制の整備の必要から「建物の区分所有に関する立法上の問題点」の審議に着手した。
- 2 借地借家法改正準備会では、昨年末公表した「借地借家法改正要綱試案」に対して各界から寄せられた意見を参照して更に検討を加えた結果「借地借家法改正要綱案」をとりまとめるとともに、本年7月には全国における借地借家関係の実態を調査し、改正作業の参考資料とすべく、全国の不動産取引業者 3,000名に対し、アンケート調査を実施し、9月中旬より、この集計作業に着手した。
- 3 民法部会身分法小委員会準備会では、民法親族、相続編中緊急改正を要する事項について審議検討を加え、なお、民法相続編に関する問題点の審議に着手した。
- 4 商法部会小委員会関係では、従来に引続き幹事会において、一応大企業の株式会社の計算規定のうち、決算の場合の計算の内容についての審議を終えたので、その結果をとりまとめた「株式会社の計算の内容に関する商法改正要綱試案」を本年8月27日法務省民事局試案として公表するとともに、同月29日これを学識経験者及び関係団体等（東京地方裁判所以下11地方裁判所、東京大学以下26大学及び日本弁護士連合会、日本商工会議所、経済団体連合会、関西経済連合会等49民間団体）に対しこれに対する意見を求めた。これに対し、各界より多数の意見が寄せられたので、11月末よりこれらの意見を参照して、更に試案に対する検討を重ねた。
- 5 強制執行制度部会小委員会準備会では、民事訴訟法中強制執行編及びこの関連法令について執行機関を改革し、併せて現行規定の解釈が分れている部分、その他緊急に改正を必要とする事項を検討して、35年7月起草会議において起案された民事訴訟法第六編強制執行改正試案につき、更に逐条的に検討審議を行なった。
- 6 国際私法部会小委員会準備会では、法例改正問題のうち夫婦財産制、離婚の管轄権及び離婚の準拠法について審議検討し、未成年者の後見に関する条約案、合意裁判管轄に対する条約案に対し、わが国の提出する意見書の作成等について審議検討した。

### (3) 刑事局

法務省設置法第3条、第7条 法務省組織令第16条～第20条

当局の所掌事務を大別すると、次の4項目に分けることができ、その事項の概要は、次のとおりである。

- 1 検察権の行使に関する指揮監督に関する事項 この事務は、法務大臣が検察権の行使に関して行なう一般的指揮監督について、これを補佐する事務と、法務大臣が行なう具体的事件の処理の指揮について、これを補佐する事務とに分けることができる。前者は、検察権が公正妥当に行なわれるよう、文書又は会同開催（別表(1)96頁参照）等の方法によつて検察官に指示することを内容とし、刑事課、公安課が各その所掌事務につき、総務課と協力してその事務を行なう。後者の具体的事件の処理については、原則として各検察庁の長の責任とされているが、特に重大な犯罪事件については、いわゆる請訓事件として、その処理前に、検事総長を通じ、法務大臣の指揮をうけることになっている。その指揮に関する事務は、所掌事務に従つて、刑事課又は公安課が行なう。
- 2 検察庁の組織及び事務運営に関する企画立案実施に関する事項 検察庁の人員の適正配置及び検察庁に対する必要予算の適正配賦は、官房経理部及び官房人事課と協力して総務課がこれをつかさどる。また、検察庁の組織の整備、各種事務規程の制定、科学捜査の施設、報告、統計、広報活動、司法警察職員の教養訓練等に関する事務のほか、死刑執行命令、検察庁に関する民事訴訟、検察審査会に関する事務等もまた総務課において処理している。
- 3 各種法令の立案解釈に関する事項 刑法、刑事訴訟法、その他刑事に関する法令を立案し、さらに他の省の主管する罰則の定めのある法令案の立案に際しては、刑事政策及び検察権運用の観点から、これに対し意見を述べ、かつ、検察権行使に際して生ずる法令解釈上の疑問について、行政的解釈を行ない、これを指示する。これら事務のうち、刑法、刑事訴訟法及びこれに類する基本法典の改正の事務は、参事官が取扱っているが、その他の法令については、局内各課において分担して取扱っている。（別表(2)97頁参照）
- 4 上記の1から3までに掲げた事項のほか、犯罪人引渡し、犯罪の予防（犯罪対策の具体案の策定樹立等）その他刑事に関する事項で他の部局の所管に属しない事項一般を取扱う。これらの事務は、犯罪人引渡しに関する事務を総務課において、その他の事務については、局内各課及び参事官が、その所管事務に関する範囲において、それぞれ分担する。



別表(1)  
会 同

年月日	名 称	協 議 事 項	備 考
35. 3. 4	検 事 長 会 同		(定例) (57頁参照)
3. 23	全国財政経済係会同	1 現下租税検察の運用、特に脱税事件の公判運営上考慮すべき事項について 2 関税法違反事件並びに外国為替及び外国貿易管理法違反事件の取締りに関し、検察上考慮すべき事項について	
6. 24	全国少年係検事会同	現下少年犯罪の实情にかんがみ、少年検察の運用上特に考慮すべき事項について	
6. 30 7. 1	全国公安労働係検事会同	1 最近の情勢にかんがみ、労働運動その他大衆運動に伴う違法行為の処理上考慮すべき事項について 2 公判対策について	
7. 11	検 事 長 会 合		(定例) (57頁参照)
7. 19	主要地検察庁外事係検事会同	現下外事関係事件の処理に関し、検察上考慮すべき事項について	主要地検察庁(各高検及び東京地検ほか12地検)
9. 12	全国次席検事会同	現下検察運営上次席検事として特に考慮すべき事項について	
9. 13	高等検察庁及び指定地方検察庁次席検事協議会	司法修習生の修習について	指定地検(司法修習生配置庁19)
9. 16	大阪高等検察庁管内公判係検事会同	公判審理の实情にかんがみ、検察官として考慮すべき事項について等	
9. 19	東 京 //	//	
9. 20	名古屋 //	//	
9. 21	仙 台 //	//	
9. 28	広島・福岡 //	//	
10. 5	札幌・仙台 //	//	
11. 2	高等検察庁及び指定地方検察庁指導係検事会同	1 検察庁における指導事務運営上考慮すべき事項について(刑事局) 2 (イ)初任検事研修を実施する場合において考慮すべき事項 (ロ)地方検事研究をより効果あらしめる方策 (ハ)検察事務官等の一般研修を一層効果的ならしめる具体的方策 (ニ)副検事研修を更に適切ならしめる具体的方策 (ホ)検察事務官の専門研修について考慮すべき事項等について(法務総合研究所)	指定地検(司法修習生配置庁19)

別表(2)  
主 な 審 議 法 令 案

年月日	法 案 名	主 管 省	審議担当課
35. 1. 20	放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律の一部を改正する法律案	科学技術庁	公安課
1. 22	地代家賃統制令を廃止する法律案	建設省	刑事課
//	住宅地区改良法案	//	総務課
1. 25	アジア経済研究所法案	通産省	公安課
//	医療金融公庫法案	厚生省	刑事課
1. 26	臨時船舶建造調整法の一部を改正する法律案	運輸省	総務課
1. 27	漁業協同組合整備強化法案	農林省	刑事課
//	不動産登記法の一部を改正する等の法律案	民事局	参事官
2. 1	原子力損害賠償保障法案	原子力局	総務課
2. 2	石炭鉱業合理化臨時措置法の一部を改正する法律案	通産省	公安課
//	中小漁業融資保証法の一部を改正する法律案	水産庁	刑事課
2. 2	商工会の組織等に関する法律案	通産省	刑事課
2. 4	輸出入取引法の一部を改正する法律案	//	//
//	消防法の一部を改正する法律案	国家消防本部	総務課
2. 6	原子爆弾被爆者の医療等に関する法律の一部を改正する法律案	厚生省	公安課
2. 8	繊維工業設備臨時措置法の一部を改正する法律案	通産省	公安課
2. 9	関税暫定措置法案	大蔵省	刑事課
2. 10	海外経済協力基金法案	総理府	総務課
//	道路運送法の一部を改正する法律案	企画庁	刑事課
2. 11	重油ボイラーの設置の制限等に関する臨時措置に関する法律の一部を改正する法律案	通産省	公安課
//	弁理士法の一部を改正する法律案	//	刑事課
2. 12	外航船舶建造融資利子補給及び損失補償法の一部を改正する法律案	運輸省	総務課
2. 19	火薬類取締法の一部を改正する法律案	通産省	公安課
2. 20	中小企業種別振興臨時措置法案	中小企業庁	刑事課
2. 23	航空法の一部を改正する法律案	運輸省	総務課
2. 26	割賦販売法案	航空局	刑事課
3. 18	国家公務員災害補償法の一部を改正する法律案	通産省	総務課
3. 23	薬剤師法案	厚生省	刑事課
//	薬事法案	//	//
4. 6	電気工事士法案	通産省	公安課
4. 7	国有鉄道運賃法の一部を改正する法律案	運輸省	総務課
4. 15	食肉の取引秩序の確立に関する特別措置法案	農林省	刑事課
4. 21	災害対策の整備に関する法律案	総理府	総務課



年月日	法案名	主管省	審議担当課
35. 4. 26	公共施設の整備に関連する市街地の改造に関する法律案	建設省	総務課
4. 30	家畜商法の一部を改正する法律案	農林省	刑事課
〃	家畜取引法の一部を改正する法律案	〃	〃
5. 2	農林中央金庫法の一部を改正する法律案	〃	〃
5. 24	船員法の一部を改正する法律案	運輸省	公安課
5. 24	公職選挙法の一部を改正する法律案	自治庁	刑事課
8. 1	道路交通法施行令案	警察庁	刑事課
8. 26	船舶安全法施行規則等の一部を改正する省令	運輸省	総務課
11. 30	防災基本法案	自治庁	総務課
12. 19	消防法施行令案	消防庁	総務課
12. 26	農業基本法(仮称)案要綱等	農林省	刑事課
12. 27	毒物及び劇物指定令の一部を改正する政令案	厚生省	刑事課
〃	毒物及び劇物取締法施行令の一部を改正する政令案	〃	〃

(イ) **総務課** 法務省組織令第17条

本年中の所掌事務の概要は次のとおりである。

1 検察庁の組織及び事務運営に関する企画立案実施に関する事項

(1) 検察庁の組織運営関係

a 検察庁の課・室に置かれる係についての法務大臣承認 2月9日刑事第349号をもって刑事局長から盛岡検事正に承認通知(宮古支部事務課検務係新設、盛岡区検事務課検務係廃止)。6月20日刑事第515号をもって刑事局長から神戸検事正に承認通知(西宮区検事務課検務係新設、神戸地検採証課無電係廃止)。9月2日刑事第730号をもって刑事局長から盛岡検事正に承認通知(遠野支部事務課検務係新設、盛岡地検庶務課人事係廃止)。

b 検察庁事務局長会同 2月19日(開催地、神戸)、2月26日(同、福島)、3月4日(同、大分)、各開催地の地方検察庁を会場にあて、全国を3ブロック別として行なつた。本会同においては、「検察庁事務章程施行後の実績にかんがみ、事務局長として考慮すべき事項」を議題として協議が行なわれ、特に、(イ)事務局長の権限、(ロ)事務局長の監査事務室長・調査課長の兼任、(ハ)併置区検察庁の運営、(ニ)各部課との連絡協力を重点に意見がかわされた。

c 役付職員の等級別定数 9月に、責任体制充実の一環として、検察庁における役付職員定数の増加について主管人事課に協力して人事院当局と交渉したが、要求目的とした監査事務課長及び電信課長(以上新設)、係長、主任捜査事務官等の定数設定及び増加のうち、主任捜査事務官定数が若干名増加されることとなつたほかは、所期の

目的を達しえなかつたので明年における懸案事項となつた。

d 組織機構の整備 各検察庁においては、検察庁事務章程の全面改正による自庁組織機構の整備のため、各種の事務細則の制定・改定を企画し、組織の明確化・責任体制の確立等をはかり、また一方、検察事務合理化方策の研究会等を設けて、その早期実施に努めている。

(2) 検務事務関係

a 検察例規集の発刊 検察例規集は、6月に人事事務篇を、8月に検察事務篇を、それぞれ発刊し、各庁あて配布を終えた。

なお、検察事務篇には、3月1日現在効力を有するすべての検務事務に関する通達及び質疑回答が掲載されている。

b 検務実務家会同 6月22日(青森)、23日(静岡)、29日(和歌山及び広島)に、全国を4ブロック別として行なつた。本会同は、多年の懸案であつた「事件事務の取扱いに関する統一基準」について協議した。当局は各庁の意見を参考として事件事務に関する統一基準の制定を早急に立案検討し、明年中にはその成案を得るよう鋭意準備を進めている。

c 検務事務の能率化方策 検務事務の能率的運営方法の試行は、水戸地検がモデル庁に指定され、4月7日刑事秘第80号法務大臣訓令により同庁に対し執行、証拠品及び徴収の各事務規程の適用が除外され、執行・証拠品・徴収に関する検務事務については当局、最高検、東京高検及び水戸地検の四者が協議して定めた取扱いを試行している。

d 刑事関係報告規程の廃止制定 10月5日付法務省刑事秘第193号をもって新たな刑事関係報告規程(以下、「新規程」という。)が訓令され、明年1月1日から施行されることとなり、これに伴い、従前の刑事関係報告規程(昭和24年12月15日法務府検務局秘第934号訓令)は、廃止されることとなつた。新規程は、報告事項を整理し、かつ、他の各種報告との重複を極力避けて、その能率的運用を図るべく刑事関係報告を整備したものである。

e 執行・証拠品・徴収の三事務規程の改正 10月5日付法務省刑事秘第195号執行事務規程の一部を改正する訓令、同第196号証拠品事務規程の一部を改正する訓令及び同第197号徴収事務規程の一部を改正する訓令が発せられ、それぞれ新制定の刑事関係報告規程との関係が明確にされた。

(3) 死刑事務関係 本年中当局において取扱つた死刑確定者は89名で、そのうち、39名に対し死刑の執行を終了した。

なお、過去5年間の死刑事件に関する概況は次表のとおりである。

区分	第一審刑法犯有罪人員	第一審死刑言渡人員	死刑確定人員	死刑執行人員	死刑確定者で恩赦になつた人員
昭和31年	206,769	24	24	11	0
〃 32年	216,651	35	27(4)	39(1)	0



昭和 33 年	223,315	25	20(1)	7	0
〃 34 年	234,637	28	14(1)	30(2)	0
〃 35 年	(未集計)	(未集計)	33(2)	39(2)	0

(注) 1 本表は司法統計年報及び当局保管の死刑確定者名簿等によつた。  
 2 ( ) 内の数は犯時少年て内数。  
 3 司法統計年報は爆発物取締罰則、決闘罪に関する件及び暴力行為等処罰に関する法律違反の罪を刑法犯としているが、本表においては刑法犯としていない。

(4) 恩赦事務関係 恩赦統計表 (保護局恩赦課 181頁) 参照

(5) 条約関係 当局で検討した条約案の主なもの等は、次のとおりである。

a 2 国間条約関係 (1) 日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約及び同条約第 6 条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定 (1月19日ワシントンにおいて調印, 6月19日国会の承認, 23日発効)。

(2) 日本国とフィリピンとの友好通商航海条約 (12月9日東京において調印) (3) 日本国とパキスタンとの通商条約 (12月18日東京において調印) (4) 日英領事条約案 (5) イギリス、アラブ連合、イラン、インドネシアの各国との通商航海条約案

b 多数国間条約関係 (1) 1958年開催の国連国際法委員会において採択された海洋法に関する 4 条約中「領海及び接続水域に関する条約」、(2) 戦争犠牲者の保護に関するジュネーブ諸条約 (イ) 戦地にある軍隊の傷者及び病者の状態の改善に関する条約 (ロ) 海上にある軍隊の傷者、病者及び難船者の状態の改善に関する条約、(ハ) 捕虜の待遇に関する条約、(ニ) 戦時における文民の保護に関する条約)、(3) 麻薬単一条約第 3 草案、(4) 航空機上の犯罪等に関する条約案「外交関係及び外交特権免除に関する条約案」「領事関係及び領事特権に関する条約案」「アジア、アフリカ法律諮問委員会作成の犯罪人の引渡に関する条約案」等。

c その他 1960年の国連アジア及び極東地域人権セミナーが東京で4月10日から2週間「人権擁護における刑事実体法の役割並びに刑事制裁の目的及びその適正な範囲」を議題として開かれた。参加国は、アジア極東経済委員会地域のインド、フィリピン等に、オーストラリア及びニュージーランドを加えた19箇国 (ビルマ、ラオス、北ボルネオは欠席) で出席者はインド国法務大臣セン氏ほか各国代表70名で、日本代表として竹内刑事局長が出席した。

(6) 検察審査会関係 本年中全国の検察審査会が、起訴相当又は不起訴相当の議決をした人員は 1,356 人で、その内訳は起訴相当 108人 (全議決の 8%), 不起訴相当 1,248 人で起訴相当の議決があつた 108人 (うち 5 人は起訴手続がとられた。) の罪名別内訳は次表のとおりである。

建議、勧告は、同一被疑者に対する被疑事件が同時期に数件ある場合は同一の検察官が併合して担当されたいとするもの、不起訴記録 (起訴猶予) は公訴時効の期間保存されたいとするもの、検察官は罰金等の口頭による分納願いについて直接可否の判

断を下すよう望むもの等7件であつた。

罪 名	起訴相当の議決人員	起訴人員	不起訴人員	罪 名	起訴相当の議決人員	起訴人員	不起訴人員
(刑法犯)				横 領	4	1	
公文書偽造	2			業務上横領	2		
公正証書原本不実記載	2			器物毀棄	1		1
私文書偽造	7	2	2	(計)	81	5	31
偽 証	5		2	(特別法犯)			
誣 告	2			公職選挙法違反	10		10
贈 賄	1		1	鉱業法違反	3		
傷 害	1			商標法違反	1		
業務上過失致死傷	8	1	1	森林法違反	10		5
名誉毀損	2		2	地方税法違反	2		1
威力業務妨害	6		3	道交法違反教唆	1		1
窃 盜	3		3	(計)	27		17
詐 欺	35	1	16	(合 計)	108	5	48

(注) 罪名が 2 以上ある場合は法定刑の重いものにかかげた。

なお、過去 3 年間における議決状況は次表のとおりである。

年 度	議 決	
	起 訴 相 当	不 起 訴 相 当
昭和 33 年	109 人	1,204 人
〃 34 年	108	1,248
〃 35 年	108	1,248

(7) 検察庁に関する国家賠償請求訴訟関係 本年中当局に通知のあつた検察庁に関する訴訟事件は、捜査機関等の故意又は過失による違法な職務執行行為によつて不当に拘禁され、又は物的、精神的に損害を受けたとする損害賠償請求又は慰謝料請求、検察官のなした証拠品の処分を違法ないし不当とした動産引渡請求、過料に処せられたことを知らなかつたのに検察官から過料の納付の告知を受けたことを理由に過料決定の無効確認を求める訴訟等12件である。

なお、本年中、国が敗訴した事件の概要は、(1) 無実の原告が前科者として関係検察庁及び本籍市の備付犯罪人名簿に誤つて登載されたことによる損害賠償請求事件 (一審、被告(国)に20万円の賠償支払いを判決、被告控訴後、賠償13万円で和解成立) (2) 詐欺被告事件で無罪となつた原告から、検察官の不当な起訴によつて受けたとする損害の国家賠償請求事件 (一審、被告(国)に36万8千円の賠償支払いを判決、被告控訴中) である。

(8) 司法警察関係 a 特別司法警察職員等の捜査活動状況は次表のとおりである。



特別司法警察職員等の人員及び捜査活動状況

種類	昭和35年末司法警察職員			昭和35年1年間の送致事件数(人員)	左記の送致事件に関する強制捜査状況に及び回数				左記期間中の警察引渡事件数(人員)	備考
	司法警察員	司法巡査	計		令状による逮捕	現行犯捕	搜索	差押		
監獄・分監の長	183		183	34件 38人	1				1件 1人	
監獄職員	20	524	944	205件 257人	1	143	1	1	9件 13人	
営林局署職員	3,689		3,689	756件 1,133人	5	16	14	2	135件 185人	
公有林野事務担当の北海道吏員	168		168	15件 18人			5		1件 1人	
狩猟取締事務担当の都道府県吏員	911		911	8件 8人					114件 128人	
船長その他海員			不							
皇宮護衛官	231	580	811	3件 3人					1件 1人	
日本国有鉄道の役員	787	5,126	5,911						33件 39人	
労働基準監督官	2,304		2,304	410件 778人	2		59	53		
船員労働官	169		169	2件 2人						

種類	人員数	捜査回数	送致事件数	令状による逮捕	現行犯捕	搜索回数	差押回数	左記期間中の警察引渡事件数(人員)	備考	
										海上保安官及び同保安官補
麻薬取締官	150		150	187件 353名	73	133	155	132	4件 7人	
麻薬取締員	100		150	91件 106名	16	2	50	35	3件 5人	
郵政監察官	581		581	656件 681人	80	32	170	120	38件 39人	
鉱務監督官	220		220	66件 33人						
漁業監督官	38		38	71件 100人					3件 6人	
漁業監督員	364		364	806件 882人	16	356	3	27	370件 413人	
自衛隊の警務官及び警務官補	771	34	805	1,181件 623人	230	36	16	14	49件 30人	
国税庁監察官	85		85	2件 1人						
鉄道公安職員	1,284	1,547	2,831	929件 (628件) 992件 (670人)	(28)	(600)	(1)	(28)	3,336件 3,530人	括弧内は鉄道公安職員の職務に関する法律により検察官に引致した数。



b 司法警察職員教養訓練関係 検察庁における司法警察職員に対する教養訓練の概況は、次表のとおりである。

(1) 司法警察職員との各種会議

種 別	対象人員	回 数	会 議 内 容
一般司法警察職員	908	36	選挙事犯の取締り、少年事件の取扱い等について
特別司法警察職員	32	4	密漁等海上各種事犯の取締り等について

(2) 司法警察職員に対する実務修習

種 別	対象人員	回 数	実 務 修 習 内 容
一般司法警察職員	8,737	486	被疑者・参考人等の取調べ、実地指導のほか、実況見分調書作成等を実施
特別司法警察職員	2,952	147	供述調書、送致書作成要領のほか、捜査実務等を実施

(3) 司法警察職員所属庁からの講師派遣依頼

種 別	対象人員	回 数	講 義 内 容	
一般司法警察職員 所属の警察署	10,434	431	刑事基本法令等及び選挙・麻薬・道交法等事件の捜査方法	
特別 司法 警察 職員	監獄職員	302	24	刑事基本法令
	営林局職員	2,043	53	刑事基本法令、森林法、送致手続等
	狩猟取締事務担当の都道府県職員	57	2	刑事基本法令、狩猟事犯捜査要領等
	日本国有鉄道の 役職員(鉄道公安職員を含む)	800	25	刑事基本法令、公安労働関係法規等
	労働基準監督官	554	15	刑事基本法令、送致書類の作成要領等
	海上保安官及び同保安官補	172	6	刑事基本法令
	麻薬取締官及び麻薬取締員	164	3	刑事基本法令、薬事法等
	郵政監察官	596	18	刑事基本法令、郵政犯罪の捜査方法等
	鉱務監督官	42	3	送致手続、書類作成要領
	自衛隊の警務官及び警務官補	280	6	刑事基本法令
その他(専売公社職員、消防署職員、税務署職員等)	10,17	35	刑事基本法令、専売監視、税法等	

(注) (1)、(2)、(3)各表の対象人員、回数は延人員、延回数である。

(9) 犯罪票事務関係

a 犯罪票事務取扱要領の改正 2月1日刑事第62号をもって犯罪票事務取扱要領の一部改正(保護観察所の長から言渡し裁判所に対応する検察庁の検察官に仮出獄期間満了通知がなされた場合の事務取扱いについて)が通達された。

b 外国人犯罪人名カード制度 昭和31年1月本制度施行後における外国人犯罪人名カードの保管及び昭和33年6月外国人に対する前科照会の受理実施後における状況は次表のとおりである。

区 分	犯罪人名カード	参照(異名)カード	前科照会受理
	枚	枚	人
昭和31年1月			
// 33年	240,974	162,349	(6月から) 9,253
// 34年	16,400	15,520	15,374
// 35年	15,040	13,702	28,564
計	272,414	191,571	53,191

(10) 指紋関係 昭和28年5月公安指紋制度施行後における指紋原紙の保管及び処理の状況は次表のとおりである。

区 分	保管指紋原紙	犯歴発見	偽名発見
	枚	人	人
昭和28年5月		(31年から)	(31年から)
// 33年	46,233	10,769	102
// 34年	10,588	5,398	20
// 35年	9,223	3,941	15
計	66,044	20,108	137

(11) 無線電信電話施設関係 検察庁における無線電信電話施設の現況は次表のとおりである。

区分	基地局				陸上移動局					50W基地局のうち		
	50W	25W	10W	計	25W	15W	10W	0.5W	0.3W	計	50W固定局	50W中短波固定局
検察庁												
東 京	1			1	3			1		4		
千 葉				(1)	1	(1)	1			(2)	2	
水 戸				(1)	1	(1)	1			(2)	2	
長 野			1	1			1	1		2		
新 潟			1	1			(1)	1		(1)	2	







b 検察資料 本年刊行し、検察庁に配付した検察資料は、次表のとおりである。

刊号	標 題	刊行年月	頁数	型体	備 考
104	検察例規集 (人事事務篇)	35. 1	466	A 5 版	(部外秘)
105	〃 (検察事務篇)	35. 3	1,710	A 5 版	上、下二分冊 (部外秘)
106	刑事手続法規に関する通達質疑回答集	35. 4	592	A 5 版	追補II
107	昭和電工第二審判決(二)(栗栖関係)	35. 1	1,175	B 5 版	
108	検察講義案 (昭和35年)	35. 1	475	A 5 版	
109	最高裁判所刑事判例要旨集	35. 4	494	A 5 版	自昭和22年 至昭和27年
110	公安労働用語解説	35. 6	597	A 5 版	(部外秘)
111	労働関係刑事事件判決集	35. 6	515	A 5 版	第七輯
112	刑事関係報告規程	35. 11	125	B 5 版	刑事局長運 用通達合冊 (部外秘)

06) 北鮮帰還業務関係 1959年8月13日、日本赤十字社と朝鮮民主主義人民共和国赤十字会との間において締結された、在日朝鮮人の帰還に関する協定(1960年10月27日本協定を更新するための合意書の発効に伴い、同協定は1960年11月13日から1961年11月12日まで1年間延長。)による帰還業務中、刑事局は、日本の法令により出国を認められない者は帰還者から除かれるものとした右協定第1条ただし書の規定に基づいて法務省が行なう出国の予備審査の一環として、全帰還申請者について該当者の審査を行なっている。

帰還業務開始以来の概況は、本年12月末現在において次表のとおりである。

審 査 対 象 人 員	帰 還 出 国 人 員
朝 鮮 人 60,979	朝 鮮 人 47,811
中 国 人 5	中 国 人 5
日 本 人 5,322	日 本 人 4,162
計 66,306	計 51,978

2 法令の立案解釈に関する事項 本年中当課において主管した法令の制定は、次のとおりである。検察審査会の名称及び管轄区域等を定める政令の一部を改正する政令(昭和35年4月26日政令第111号公布、6月1日施行)。本政令は、最近における市町村の廃置分合等による簡易裁判所の名称等の改正に伴い、所要の改正を加えたものである。また、他省庁主管の法令立案にあたって、当課において協力した法案は前掲(別表(2)審議法案、参照97頁)のとおりである。

(口) 刑 事 課 法務省組織令第18条

1 一般刑事関係

(1) 概況 本年中に全国検察庁であらたに受理した刑法犯被疑者の総数は625,396名(法務統計月報による。)であり、前年に比較すると716名の減少となっているが、これを罪種別にみると、なかには前年より増加を示しているものもある。すなわち、公務執行妨害、失火、賭博、富くじ、瀆職、猥褻姦淫重婚、文書偽造、過失傷害(業務上過失致死傷を含む。)、恐喝、賍物関係等がそれであり、このうち特に過失傷害の増加が著しい。

一方、特別法犯(準刑法犯を含む。)についてみると、本年中にあらたに受理した被疑者の総数は2,782,251名であり、前年に比較すると603,944名の増加となっている。これを罪種別にみると増加した主なものは、暴力行為等処罰に關スル法律違反、銃砲刀剣類等所持取締法違反、火薬類取締法違反、道路交通法令違反等であるが、特に道路交通法令違反が飛躍的な増加を示している。

なお、起訴率は刑法犯、特別法犯とも前年よりわずかに高くなっている。

(2) 暴力関係事犯 本年中にあらたに受理した暴力関係事犯の主なものについて、その受理人員数をみると、殺人(同予備、尊属殺、同予備、自殺関与を含む。)3,054名、傷害(傷害致死、暴行、兇器準備集合、同結集を含む。)125,049名、強盗(強盗致死傷、強盗強姦を含む。)5,698名、恐喝27,464名、暴力行為等処罰に關スル法律違反8,853名、銃砲刀剣類等所持取締法違反15,936名となっており、恐喝、暴力行為等処罰に關スル法律違反、銃砲刀剣類等所持取締法違反は前年に比較し若干増加を示している。

一方、具体的事件では、暴力的団体構成員によるものとしては、報道機関に対する暴力事件として世の注目をあびた松葉会々員による毎日新聞社襲撃事件をはじめ、尼崎の暴力団笠谷組員が丸三組事務所に殴り込みをかけた事件、枚方市における暴力団柳川・田中組と砂子川・松尾組の勢力争いに起因する殺人・傷害・暴力行為等処罰に關スル法律違反事件、大阪市内盛り場における暴力団松島会と仙波一派の勢力争いに起因する殺人・同未遂等事件、神戸山口組の大阪進出に伴って発生した同組とぐれん隊明友会との間の殺人・同未遂等事件、東京渋谷における少年多数を含むぐれん隊の兇器準備集合事件等各地において暴力的団体の勢力争いに起因する事件が多数発生し、またその他の暴力事犯では、多数の失対労働者等が浅草警察署山谷派出所を数回にわたり襲撃するという、特異な集団暴力事件が発生したほか、単なる利欲にもとづく強盗殺人事件や婦女子に対する輪姦事件も依然として跡を絶たない状況にある。なお、いわゆる雅樹ちやん殺し事件、社会党河上丈太郎代議士刺傷事件等社会の耳目をひいた事件も発生した。

(3) その他の事犯 本年中に発生したその他の事犯では、横浜公園体育館における入場者多数の死傷事件、茨城交通バス運転手・車掌等多数の業務上横領事件、土地・家



屋の売買を目的とする会社大谷場荘社長の多額にのぼる業務上横領・詐欺事件等が注目される。

なお、最近における不動産に対する不法侵害の実情にかんがみ、5月16日刑法の一部改正によつて不動産侵奪罪及び境界毀損罪の規定が新設されたが、本年末までに不動産侵奪罪の受理人員は223名でそのうち起訴人員は10名、境界毀損罪の受理人員は9名でこれについては起訴なしとなつている。

2 公務員犯罪関係 公務員犯罪のすう勢を統計上よりみると、昭和25年をピークとしていつたん減少に転じていたが、昭和30年以來再び漸増の傾向をたどり、本年は18,144名(前年15,338名)に達した。これを主な罪種につき前年と比較すると、本年増加を示した罪種は、収賄・窃盗・恐喝及び道路交通関係法令違反を含むその他の犯罪であり、職権濫用・詐欺・横領・偽造は減少を示している。また、公務員の職種別についてみると、近時増加の傾向を示しているのは、防衛庁職員を含む総理府関係職員、農林・建設郵政・運輸等現業関係職員、国鉄・電々等公社職員及び都道府県・市町村等地方公務員となつている。なお、起訴率は、収賄・窃盗・詐欺等においては、前年より高くなつている。

一方、具体的事件としては、土木工事等の指名入札又は監督・検査等をめぐる汚職事件、資材・物資等の購入・検査あるいは払下げ等に関する贈収賄事件、税務署職員の課税調査等にかゝる贈収賄事件、麻薬取締官の不正事件、営林署職員の不正事件、陸運事務所職員の不正事件、あるいは地方公共団体の経理びん乱事件、地方議会における議長選挙・助役選任等をめぐる贈収賄事件等が発生した。

3 補助金関係 本年中における補助金適正化法違反事件の受理人員は91名(前年57名)で、そのうち起訴人員は14名(同11名)であつた。その態様は、虚偽申請・水増申請による補助金等の不正受領事犯が全体の77%にあたる70名を占め、その他は、他目的使用事犯となつている。

次に受理区分をみると、本法施行以來警察官からの送致の比率が非常に低かつたが、本年においては著しく増加し、その送致人員は58名(前年10名)となつた。なお、本年中に受理した補助金等に関する詐欺・横領・背任・贈収賄等の刑法犯は42名(前年49名)であつた。

#### 4 選挙関係

(1) 衆議院議員総選挙 本年実施された主な選挙としては11月20日に施行された衆議院議員総選挙があげられる。今次総選挙は早くからその実施が予想されたため、世上「公示なき選挙戦」等と評されたとおり事前運動も多く、相当数の違反者を出した。これを12月末日現在(選挙施行後約40日)の統計によつて眺めると、全国検察庁における受理人員の総数は38,894名に達し、これを罪名別についてみると、もつとも悪質と認められる買収事犯が34,701名で全受理人員の約89%を占めているほか、文書違反は1,636名、戸別訪問は1,345名の順となつている。次にその処理状況をみると、起訴人員は7,983名、不起訴人員は11,380名で約35.8%の起訴率を示している。

(2) 公職選挙法改正 昭和34年の暮選挙制度調査会からの答申にもとづき自治省事務当局は本年に入つて選挙法改正要綱及び議員定数と人口の不均衡を是正するための選

挙区画委員会議設置要綱を作成し法案提出の準備を進めていたが、結局これは国会に提出するに至らなかつた。その後8月頃から総選挙に間に合わせるため第36回臨時国会において選挙法を改正してはどうかとの考え方が国会議員の一部の間に生じ、衆議院の公職選挙法改正に関する調査特別委員会で公職選挙法の一部改正についての委員会案を作成したが、これも結局国会に提案するに至らなかつた。

#### 5 外事関係

(1) 外国軍隊の構成員、軍属及びそれらの家族の犯罪 本年における合衆国軍隊構成員等の犯罪情勢を検察統計によつてみると、全国検察庁で受理した被疑者総数は2,851名であり、一般刑法犯にあつては業務上過失致死傷851名がもつとも多く、傷害177名、窃盗115名、暴行36名がこれにつづき、特別法犯では道路交通取締法違反1,484名が圧倒的に多く、関税法違反32名、銃砲刀剣類等所持取締法違反16名がこれにつづいている。一方起訴人員は、刑法犯129名、特別法犯13名であり、刑法犯起訴人員中の114名は業務上過失致死傷事犯である。

本年においては、武器使用等による重大事犯の発生はみていないが、特異なものとして街娼を理由なく殺害した事件、器物損壊の現行犯として逮捕しようとした巡査に傷害を与えた事件、被疑者2名の通行中の少女に対する強姦致傷事件、売春婦の態度にふんがいに、同女の居住するアパートに放火し全焼させた事件等がある。

また、本年中に判決があつたものとしては、昭和34年11月から12月にかけて岩国市内米海兵航空隊施設より、海兵チャールズ・アール・シャックマン外3名が、多量の軍用拳銃と実包を持ち出し日本人に売り渡した事件につき、山口地裁岩国支部は右シャックマンに対し拳銃の不法所持、実包の不法所持並びに譲渡の事実で懲役1年6月、その他の3名に対し拳銃の不法所持で各懲役1年・3年間執行猶予の判決を言渡し、いずれも裁判が確定した。(なお、合衆国側も第一次裁判権を有する右軍用拳銃窃盗の事実について不行跡除隊、重労働、俸給手当の没収、降等の嚴重処分を行なつている)。

(2) 一般外国人の犯罪 本年における新規受理人員(前記(1)を含む。)は87,726名で前年の72,632名に比し、15,094名の増加となつている。これは主に道路交通取締法違反(7,047名)、外国人登録法違反(852名)等の受理人員の増加によるものであるが、減少したものとして窃盗(395名)、傷害(247名)がある。右のうち、朝鮮人の受理人員は、81,328名で、前年の66,018名に比し15,210名の増加となつている。

一般外国人の具体的事件としては、ネグシ・ハベシという国籍不明の旅券を携帯して羽田空港より不法入国した外国人の出入国管理令違反・詐欺等事件(東京)があり、朝鮮人の犯罪として、韓国人50名(うち少年15名、刑事未成年20名)からなる大量密入国事件(鹿児島)及び密航ブローカーが介在する26名(うち少年9名)の集団不法入国事件(松江)等があつた。

#### 6 財政経済関係

(1) 本年中に全国地検が受理した直接国税違反事件は、法人税法違反が40件(前年40件)、所得税法違反が7件(同、6件)計47件(同、46件)となつており、その処理



状況は起訴40件、中止2件、未済5件となっている。

- (2) 次に間接国税関係（酒税法、印紙税法、物品税法、入場税法、地方税法、たばこ専売法）違反は、受理13,803名（14,151名）、起訴3,009名（3,802名）となっており、前年に比し受理、起訴ともに減少している。
- (3) 為替貿易関係（関税法、外国為替及び外国貿易管理法）違反では、受理3,355名（前年、3,119名）、起訴885名（同、887名）となっており、前年に比し受理人員において若干の増加をみせている。
- (4) 金融関係（相互銀行法、出資の受入、預り金及び金利等の取締等に関する法律）違反は、受理468名（前年、477名）、起訴180名（同、207名）となっており、受理、起訴ともに若干減少している。
- (5) 統制経済関係（食糧管理法、食糧緊急措置令、物価統制令）では、受理9,353名（前年、29,646名）、起訴2,767名（同、5,229名）となっており、前年に比し受理、起訴とも著しい減少を示しているが、これは食糧管理法違反の激減によるもので、物価統制令違反はかえって若干増加している。
- (6) 無体財産関係（特許法、実用新案法、意匠法、商標法、不正競争防止法）違反は、受理419名（前年、471名）、起訴50名（同、51名）となっている。

#### (ハ) 青少年課

法務省組織令第18条の2

**刑事局青少年課の発足** 刑事局青少年課は本年4月に設置され、青少年犯罪、風紀犯罪、麻薬犯罪等の予防ならびにこれらの事件の検察に関する事務を所掌することとなり、爾来少年検察等の充実強化、刑事政策的諸施策の推進等のために活動を続けている。

#### 1 少年関係

- (1) 概況 全国地方検察庁の新規受理人員をみると、刑法犯においては成人のそれが昭和32年以降減少の傾向にあるにもかかわらず、少年犯罪は昭和30年以降逐年増加の趨勢にあり、本年においてはその傾向が著しい。罪種別にみると、恐喝・窃盗についてそれが著しいが、殺人・強盗等においても増加の傾向を辿っている。これに反し、強制わいせつ等の性犯罪および傷害は前年に比しやや減少をみせている。つぎに特別法犯では、道路交通取締法違反の増加が著しく、その増加率も成人のそれをはるかに上回っている。また、刑法犯・特別法犯のいずれについても低年合化の傾向がうかがわれる。
- (2) 少年事件の受理処理状況 本年1月から12月までの全国地方検察庁における少年被疑者新規受理人員は578,393名で、昭和34年より120,447名（24.2%）の増加を示し、そのうち刑法犯は152,258名で前年より8,866名（6%）、特別法犯は422,908名で前年より111,520名（35.8%）の増加を示している。さらに、準刑法犯においても3,227名となっていて前年より66名の増加となっている。

次にこれらを罪種別にみると、刑法犯では殺人・恐喝・強盗・同致死等の事犯が増

加し、殺人は411名（前年より23名増）、恐喝は14,536名（同349名増）、強盗、同致死等は2,622名（同51名増）に達しとくに窃盗においては73,146名（同4,926名増）となっており、その激増ぶりが注目される。また、強制わいせつ・強姦・同致死については5,399名（同314名減）となっていて、やや減少の数字を示している。また知的犯罪である詐欺は2,492名（同231名減）、横領は1,435名（同90名減）とそれぞれ減少の傾向をみせているが、一般的にみて、少年犯罪は依然凶悪化、悪質化しているということができよう。

特別法犯においてはその受理人員426,135名（準刑法犯3,227名を含む）中道路交通取締法違反が407,392名（前年より107,069名増）で、特別法犯の95.6%を占めている。また、銃砲刀剣類等所持取締法違反は7,660名で前年より2,314名増加し、暴力行為等処罰ニ関スル法律違反も3,151名で前年に比し95名の増加を示している。

次に、新規受理人員578,393名のうち家庭裁判所へ送致した人員は542,964名（前年より94,839名増）である。家庭裁判所におけるその処理状況をみると、刑事処分相当として、検察官に逆送されたものは62,107名（前年より17,623名増）で家裁送致人員の11.4%（前年9.9%）にあたり、その逆送比は年々上昇している。この内訳をみると、刑法犯についてみると、家裁送致人員150,552名に対して検察官への送致人員は11,111名で7.38%、準刑法犯および特別法犯では392,412名に対し50,996名で12.99%である。なお特別法犯中道路交通取締法違反の家裁送致人員は373,918名であり検察官に逆送された者は50,689名で、その比率は13.5%である。また、家庭裁判所から検察官に逆送された者の検察庁における処理状況をみると、起訴人員は53,280名（逆送人員の85.78%）であり、その内訳は刑法犯8,316名、準刑法犯および特別法犯44,964名となっていて、これを年令別にみると、18才未満12,567名、20才未満40,713名となっている。また昭和35年中に発生した少年事件中注目すべきものとしては、浅沼社会党委員長刺殺事件のほか、いわゆる安保闘争にからむ国会構内侵入事件等の公安関係事件もあり社会の耳目をひいたものが少なくない。

- (3) 少年調査制度 少年検察の適正を期し、かつ立法行政施策の樹立に資するため、昭和34年1月1日から、11地方検察庁において試験的に実施してきた少年調査票制度は、少年の非行歴や、資質・環境、処遇状況等を明らかにするためにも貴重な資料を提供しているし、また各庁における少年事件の処理の適正を期する上からみても、大いに役立つ。また、この調査票制度を実施している庁以外の庁においても、独自の調査票を作成し、調査を行なう等、少年検察の充実強化がみられる。本年中に当課に送付された少年調査票の総数は、23,225枚で、うち第1様式（家裁送致）21,568枚、第2様式（起訴）1,657枚で、前年中送付の分と累計すると第1様式33,216枚、第2様式2,072枚で、総計35,288枚に及んでいる。
- (4) 少年法制関係（附参事官の項137頁参照） 少年法制に関しては、昭和34年以降省内に「少年法調査研究会」を設け、省内の関係各部署の係官により少年法及び関係法規の再検討のみならず、運用上当面改善すべき点の有無についても併せて検討を進めて来たが、本年11月刑事局参事官室からその運営を引継、第19回以降引き続き毎週1



回研究会を開催し、討議を重ねている。討議された主な問題は、参審員・参与員等少年審判補助機関、事実認定手続と処遇決定手続の分離、審判手続への検察官等の関与、保護処分の種類・内容とくに中間的開放施設の問題、少年の刑事事件の管轄等に関する諸問題である。これらに関し第26回を以て一応全般的検討を終えたのであるが、第27回以降引き続き第2議会に入りより詳細に問題点の調査研究を進めている。

- (5) 国際会議 本年8月8日から8月20日までの間、ロンドンにおいて国連主催の第2回犯罪防止および犯罪者の処遇に関する世界会議が、また9月5日から9月10日までの間、ヘーグにおいて国際犯罪学会議が開催され、法務省から竹内刑事局長等が出席した。とくにロンドンの会議においては、その第1部会において、「少年非行の新しい形態——その原因・防止および処遇」が主として討議された。この決議は、少年の再犯の問題につき、とくに施設出所後の援護の重要性を指摘し、集団犯罪に関しては、青少年のエネルギーを健全な方向に発散させるための諸対策が必要であること等を勧告している。

## 2 売春関係

### (1) 売春防止法関係

a 概況 売春防止法が全面的に施行された昭和33年から本年までの過去3年間における売春防止法違反事件の新規受理人員は、昭和33年(4月~12月)18,428名、昭和34年25,425名、昭和35年21,700名であり、昭和35年は前年に比し3,725名(前年より14.6%)の減少となつているが、このことは直ちに売春事犯の減少を意味しているとはいふ難く、売春助長事犯、勧誘等の事犯が、以前よりも巧妙化し、隠秘化してきたためではないかとも考えられている。

b 売春事犯の受理・処理状況 昭和35年における売春防止法違反事件の新規受理人員は、21,700名であるが、その内訳をみると、第5条(勧誘等)違反が15,868名(前年より12.7%減)で圧倒的に多く、全受理人員の73%を占め、また第6条(周旋等)違反は3,080名で14.2%(同20.8%)、第11条(場所の提供)違反1,819名で8.4%(同19.6%)、第12条(売春をさせる業)違反601名で2.8%(同20.2%)、第10条(売春をさせる契約)違反278名で1.3%となつている。その他の事犯は極めて少なく、第7条(困惑等による売春)違反27名、第8条(対償の收受等)違反8名、第9条(前貸等)違反8名、第13条(資金等の提供)違反2名、計45名であつて、全受理人員の0.3%にすぎない。なお、これを前年の受理人員と比較してみると、第9条の違反者が9名、第8条の違反者が1名それぞれ増加したのみで、他の事犯はすべて減少している。

次に昭和35年における売春防止法違反事件の起訴人員は8,243名で総受理人員に対する比率は38%であり、また起訴人員中公判請求人員は2,645名(32%)で、略式命令請求人員は5,598名(68%)である。次に、不起訴人員は6,695名で総受理人員に対する比率は30.8%であり、うち起訴猶予は6,323名であつて、不起訴人員中に占めるその比率は94.5%である。

c 売春防止法改正の問題等について 売春防止法の問題点に関しては、すでに当

局内において検討を続けており、そのための資料をうる目的も含め、売春事犯の実態を把握するため、身上調査票の様式を改正し、同法第5条(勧誘等)違反者とひもとの関係、売春と暴力・麻薬との結びつき等も調査することとし、また、法第5条違反事件で公判請求した者の第一審裁判結果についての報告を求め、或いは売春事犯の多発する地検管内の実情調査を行なう等その実態の究明につとめるとともに、売春防止法関係の判例、各方面の改正意見並びに諸外国の立法例等各種の資料を収集して、現行法上、批判の少なくない(1)単純売春の処罰、(2)ひもの処罰、(3)管理売春の構成要件の当否、(4)補導期間の延長等の問題を中心として鋭意検討を続けてきたが、そのいずれの点についてもいまだ結論をうるには至っていない。

d その他 本年4月1日付で刑事局に青少年課が設けられ、風紀関係をも所管することとされた(前記112頁参照)。

- (2) 婦女に淫行をさせる行為に関係ある犯罪事件 全国地方検察庁において、本年中に婦女に淫行をさせる行為に関係ある犯罪で新規に受理された人員は1,338名で前年に比し528名(39.5%)の減少となつている。その内訳をみると、刑法犯合計78名(同17名減)、特別法犯では児童福祉法違反217名(同95名減)、職業安定法違反420名(同148名減)、労働基準法違反102名(同28名減)、婦女に売淫をさせた者等の処罰に関する勅令違反18名(同61名減)、売春等取締条例違反503名(同179名減)合計1,260名となつていて、刑法犯、特別法犯ともそれぞれかなりの減少を示している。

次に、その処理状況をみると起訴人員は354名、うち公判請求151名、略式命令請求203名となつていて、受理人員中に占めるその比率は26.5%である。また不起訴人員657名のうち起訴猶予人員は208名であつて、その比率は31.6%である。

- (3) 売春に関する国際会議について 本年9月27日から同月30日までの間、ケムブリッジにおいて第21回国際娼婦会議が開催され、日本からは政府代表として竹内法務省刑事局長が出席した。この会議は3つの討議グループに分れ、第1討議グループは「他人の売春の搾取に関する刑事法の研究」、第2討議グループは「売春に関する世論の形成方法」、第3討議グループは「売春の被害者の更生」等の各議題についてそれぞれ討議し決議した。とくに、第1討議グループの決議第4において単純売春に関し、「この会議は自分自身を売春に委ねることはそれ自体として犯罪となるべきではないことを強調する。」とし、また、いわゆるひもの規制について「この会議は、情を知りながら全部又は一部他人の売春に寄生する者をひもと定義づけ、売春婦と共に生活し又は常にこれと行動を共にし、或は他人との売春を助け、そそのかし又は強要するような方法で売春婦を統御し、指導し又はこれに影響力を与える者は反証のない限り、これをひもと推定する旨の規定を設けるように勧告する。」と決議していることが注目される。また、この会議において竹内刑事局長は「日本における売春防止法の運用」について講演を行ない、日本の売春防止法は、娼婦主義を基調とする法制の中では最も優れた法律であると参加国から多大の好評を得た。

## 3 麻薬・覚せい剤関係

### (1) 麻薬関係



a 概況 麻薬関係法令違反事件は、昭和32年以降漸増の傾向にあつたが、本年においては検挙件数、人員ともに、戦後最高を記録し、全受理人員は前年に比し、30.3%の増加を示している。また、麻薬取締法違反事件はこれら事犯の大部分を占め、その受理人員は麻薬関係事犯総受理人員の85.4%となつている。

b 麻薬関係事犯の受理処理状況 本年中における麻薬関係法令違反事件の全国地方検察庁の新規受理人員は3,261名(前年2,501名)で前年より760名の増加となつており、起訴人員は1,972名(同1,572名)で前記受理人員に対する起訴人員の比率は60.5%である。これを法令別にみると、阿片煙ニ関スル罪は前年同様皆無であるが、あへん法違反人員は457名(前年173名)で2.6倍、麻薬取締法違反人員は2,781名で前年より485名(21.1%)の増加を示し、大麻取締法違反人員は23名で前年より9名(39%)の減少となつている。

次に処理状況についてみると起訴人員は1,972名で400名(25.4%)の増加となつており、起訴率は60.5%(前年63%)であつて、前年よりやや低下している。起訴人員の内訳についてみると公判請求したもの1,889名で全起訴人員の95.6%であるのに対し、略式命令請求をしたものは83名(同4.4%)にすぎない。不起訴人員は821名で前年より148名(22%)増加している。そのうち起訴猶予は623名で211名も減少している。なお、麻薬取締法違反事件の受理人員は2,781名、起訴人員は1,924名で受理人員の69.1%(公判請求1,872名、略式命令請求52名)となつており、その起訴率は他事件に比較して高率である。また起訴猶予は239名、その他の不起訴は177名で、起訴率は前年に比しやや上昇している。

c 麻薬中毒者 警視庁の調査によれば、昭和35年末現在の麻薬中毒者は8,294名であつて前年に比し295名増加しているといわれている。また厚生省の調査によれば麻薬中毒者及び再発見中毒者は前年に比し、わずかに減少したが依然横ばいの状態にあるとのことである。現在わが国における麻薬中毒者は潜在中毒者を含めて約4万人と推定されており、とりわけ低年齢層にも中毒者の存在が認められることは、留意を要するところであり、刑事局においても、これらの中毒者に関する対策を検討中である。

d その他 本年4月1日付で刑事局に青少年課が設けられ麻薬関係事件の検察に関する事務をも所管することとなり、麻薬検察の充実強化が期待されている。(前記112頁参照。)

次に本年中における特異事件としては、①中国人船員による麻薬隠匿事件、②博徒の麻薬密売事件等のほかいくつかの特異事件の発生があつた。

(2) 覚せい剤関係 覚せい剤関係事犯をみると、本年中の全国地方検察庁の新規受理人員は1,248名(前年973名)で前年よりやや増加し、起訴人員は373名(同265名)で起訴率は29.8%である。これを違反態様別にみると、所持禁止違反は前年より2倍近くも増加し833名(前年489名)で総人員の66%を占め、製造禁止違反は39名(同9名)、その他42名(同23名)となつているが、譲渡及び譲受の禁止違反は294名(前年321名)、使用禁止違反40名(同131名)で減少をみている。

(二) 公安課 法務省組織令第19条

(公安)

1 公安情勢

- (1) 日共関係 前年に引き続き安保闘争及び三井三池の闘争の様相は益々深刻化し、さらに、岸内閣の退陣による総選挙闘争と日本の国内における左翼勢力の攻勢は、世界の注視を集めた。なかでも、日共は、これら闘争の主導的地位を確保し、きわめて積極的な闘争を展開し、ことに安保闘争に対しては、いわゆる「民族民主統一戦線」の樹立をめざす闘争であるとしてこれを重視し、革新勢力の闘争意欲の高揚に総力を傾注した。そして、安保闘争の異常な盛り上がりは党勢拡大強化と統一戦線の結集にきわめて有利な条件を与えたものと認められる。とくに経営細胞が増加したため労組への指導力を増大し、また、力を入れていた青年層の増加も著しく、その組織である民主青年同盟の構成員数は昭和34年末の約4倍に達している。なお、前年に比し、アカハタが6割増、アカハタ日曜版が約2倍の増加を示した。
- (2) 学生関係 学生運動は前半においては安保闘争に総力を傾注し、絶えずその先頭に立ち、羽田事件、6.15国会乱入事件をはじめと多くの不法事犯を伴いながらはげしい闘争を展開し、その動員数も学生運動史上最高のものであつた。後半においては帰郷運動、三池闘争支援、池田内閣打倒等多彩な闘争に取り組んだがきわめて低調に終わった。このような闘争のなかで、学生運動の中核である全学連の内部は、共産主義者同盟系の主流派と日共系の反主流派との対立がますます激化し、ついに、7月、日共系は全学連の第二組織ともいべき全自連(全国学生自治会連絡会議)を結成するに至つた。その後主流派の内部も数派に分裂するに至つている。
- (3) 右翼関係 右翼関係者は、安保闘争等における左翼陣営の大規模、かつ、組織的な統一行動に対抗し、きわめて過激な反撃活動を展開し、多くの不法事犯を伴つた。その形態も昭和34年以來漸次大規模、かつ、暴力化の傾向にあつたが、これにとどまらず政界要人等に対する直接行動に訴えようとするいわゆるテロ行動が表面化し、社会党河上丈太郎代議士に対する殺人未遂事件、岸首相刺傷事件等が相つぎついに浅沼社会党委員長刺殺事件にまで発展した。なお、これら右翼団体相互の間において共闘組織を結成し、あるいは共同行動に出ようとする動きもみられたが、その内容は各団体単独行動の域を脱しなかつた。
- (4) 朝鮮人関係 朝鮮総連においては、安保闘争等の国内問題については、北鮮帰還問題に支障をきたすおそれがあるとの観点から、直接参加をさけ、側面からの支援にとどまり、その他行動面においても低姿勢に終始したため治安上問題となるような不法事犯は発生しなかつた。また、韓国内の政変の結果としては、北鮮政府の南北連邦制推進の提唱に呼応し、民団を含めた在日朝鮮人の統一戦線工作を企図している。民団については、組織内の派閥対立が深まるばかりで、これといつた動きはなかつた。



2 公安事件 昭和34年の公安関係事件(違法争議行為事件を除く.)の新受人員 461名に対し本年は総体的に増加を示し、新受人員は 1,093名となつている。特に増加を示したものであるとして「学生運動、農民運動その他大衆運動に関連して発生した犯罪」の 613名(前年 282名)、「公安条例違反その他集会又は示威行進に関連する違法行為事件」の 103名(同、51名)、「その他集团的暴力犯罪で公安を害するもの」362名(同、104名)であり、減少を示したものであるとして「列車妨害、公務所に対する放火又は破壊等で著しく公安を害する罪」の 9名(同、20名)のみである。このように受理人員の増加した原因は、主として安保闘争の展開による左右両陣営の大衆運動に付随する事犯の多発によるものと認められる。

3 主な裁判 本年中における、もつとも世人の注視を集めた裁判としては、最高裁における7月20日言渡しの東京都・広島市・静岡県各公安条例違反事件、12月8日言渡しの平事件、12月16日言渡しの菅生事件の各判決がある。公安条例違反事件、平事件についてはいずれも検察側の主張が入れられたが(静岡県公安条例違反事件については、刑の廃止を理由に免訴)、菅生事件については検察官の上告趣意は入れられず上告棄却の判決があり、駐在所爆破関係の無罪が確定した。その他主要な判決をあげると上告審関係では、2月4日補助金を得る目的のダイナマイトによる橋梁爆破事件に対し再度破棄差戻しの判決言渡しがあつた。また、白鳥事件に対しては、5月31日札幌高裁において、被告人村上国治に対し一審無期懲役の判決を破棄し、懲役20年と減刑したが、他の1名に対しては控訴を棄却した(弁護人上告)。いわゆる人民艦隊事件に対しては、3月31日東京地裁において無罪の判決言渡しがあつた(確定)。

## [労働]

1 労働運動 本年の労働運動は、次のような内外の政治情勢を背景として展開された。すなわち、一応緊張緩和の方向にあつた国際情勢は、U2型機問題に端を発して、再び自由圏、共産圏の対立激化の様相を呈するとともに、後進諸国における政変の続発と相まって、不安と動揺の度を増し、加えて核兵器実験中止、軍縮等の問題をも契機として、微妙、複雑な推移を示した。一方、国内情勢としては、安保条約改定、総選挙、民主社会党の結成等の政治的諸要因に加えて、依然として経済好況に恵まれるなどの経済的条件がみられた。そこで、これらの諸情勢との関連において、労働運動の推移を概観するに、まず、経済闘争としての賃上げ闘争は、実力行使の激化という現象をみることなく、低調に終始したが、結果的には、経済好況を反映して、戦後、最高の妥結額を示すにいたつた。一方、技術革新、企業合理化の進展は、当然のことながら労使関係に強い影響を与え、労組側もまた、これに対抗して、事前協議制の採用、労働時間短縮などを強く要求するにいたつた。とくに、炭労の企業合理化反対闘争は、三井三池争議における長期、かつ、激烈な闘争に発展し、社会の耳目をしよう動せしめた。安保条約改定反対闘争においては、総評をはじめとする各労組が安保条約改定阻止国民会議を中核として、社会党、その他民主団体とともに、強力な闘争を展開し、高度の実力行使を行

なつたことは、三井三池争議とともに本年における労働運動のあり方を象徴するものであつた。しかして、過般の各種闘争においては、法秩序を無視してまで違法行為を敢行する傾向が顕著に見られたことがあげられよう。すなわち、安保闘争においては、いわゆる政治ストを反覆するとともに、国会周辺等における無届けデモ・集会等の違法行為をくりかえし、とくに、三池争議にあつては、仮処分の執行を集団の実力で妨害したほか、多数の集团的暴力事件をひき起こした。なお病院争議が発生して、全国へ波及し、労務管理等のうえから種々問題を提起したことなども注目されよう。

## 2 労働事件

(1) 違法争議行為事件 本年における違法争議行為事件を概観すれば、次のとおりである。新受人員は、2,392名で、前年の1,752名をかなり上回つているが、これは三池争議に伴う事件が多発したことによるものである。したがつて、これを除くと、民間労組、官公庁労組とも前年より幾分減少している。これを罪名別にみると、暴力行為等処罰に関する法律違反1,034名、傷害489名、威力業務妨害321名、住居侵入91名、公務執行妨害73名、器物損壊62名、暴行56名、窃盗48名、強制執行不正免脱25名、逮捕監禁、業務妨害各20名、強制19名、業務上横領15名、脅迫14名、道路交通取締法違反9名、往来妨害8名、証人威迫、誣告、名誉毀損、小型船舶等安全規則違反、特別公務員職権濫用各7名、労働基準法違反、食糧管理法違反各6名、特別公務員暴行陵虐、同致傷、背任各4名、過失往来危険、怒喝、公文書毀棄各3名、公務員職権濫用、業務上過失致傷各2名、私文書偽造、公印偽造不正使用、殺人、殺人未遂、傷害致死、傷害助勢、過失傷害、強盗、強盗致傷、贓物収受、私文書毀棄、建造物損壊、軽犯罪法違反、船舶法違反、銃砲刀剣類所持取締法違反、漁船法違反、危険物船舶運送及び貯蔵規則違反各1名の順となつている。その他違法争議行為事件を除いて、労働運動に関連して発生した事件、たとえば、労組員の組合費横領事件、労災保険金の詐欺事件、点検闘争に伴う各種告発事件などについては、87名を受理し、これも前年の191名に比し激減している。

(2) 労働保護法規違反事件 本年におけるこの種事件は、新受人員 2,634名で、前年の2,522名と大差がない。これを罪名別にみると、労働基準法違反 1,465名、職業安定法違反 731名、船員法違反 303名、鉱山保安法違反 88名、労働者災害補償保険法違反 48名、失業保険法違反 4名となつている。







第3表

昭和35年 公安関係事件人員統計表 (事項別)

事項別	区分		受理					既済				未済	
	旧受	新受	新受			受理合計	起訴	不起訴		中止	済		
			通警よ 通常司法	他庁の 検察	家庭よ 裁判			その他	新受計		略請 式命令		起訴猶予 その他
1 内乱、外患、皇族に対する罪	1	1				1					1	1	
2 天皇の君主若しくは大統領又は外国の使節に對して犯したる犯罪	733	1,948	316	5	123	3,125	331	126	1,155	614	9	486	2,721
3 外侮の對して犯したる犯罪	94	544	56	1	12	707	129	13	357	55	2	73	629
4 國境を越えて犯したる犯罪	7	8			1	16	3		9			4	16
5 違法行為として発生したる犯罪	1	3			1	4						2	3
6 違法行為として発生したる犯罪	1	1			1	2					1		2
7 違法行為として発生したる犯罪	49	102	1			152	6	77	1			27	111
8 違法行為として発生したる犯罪	25	312	18	2	30	387	59	21	170	21		82	353
9 違法行為として発生したる犯罪													
10 違法行為として発生したる犯罪													
11 違法行為として発生したる犯罪													
12 違法行為として発生したる犯罪													
13 違法行為として発生したる犯罪													
14 違法行為として発生したる犯罪													
15 違法行為として発生したる犯罪													
計	910	2,919	391	8	167	3,485	530	160	1,760	701	12	675	3,838

第4表

昭和35年 公安関係事件条件別人員統計表

法条別	区分		受理					既済				未済	
	旧受	新受	新受			受理合計	起訴	不起訴		中止	済		
			通警よ 通常司法	他庁の 検察	家庭よ 裁判			その他	新受計		略請 式命令		起訴猶予 その他
95 (案)	39	146	12	1		159	28	1	95	11		34	169
96 (案)	4	25	1			25	4		4			1	4
105 (案)	1	6				7	1		21	1			25
106 (案)						1			5				7
108 (案)						1							1
123 (案)						1							1
124 (案)						2							1
125 (案)						11							2
126 (案)						15							8
129 (案)						1							1
130 (案)						1							1
159 (案)	96	260	13	3	6	375	23	7	225	10	1	45	311
165 (案)						1			3				1
172 (案)	1	1				2			1				2
193 (案)	2	1				3			1				3
194 (案)						7							2
195 (案)						4							3
196 (案)						7							3
199 (案)						4							9
201 (案)						5							4
203 (案)						1							1
204 (案)	72	525	147	9	681	936	39	39	305	73	6	166	790
205 (案)	255	4				4			121				1
206 (案)	4	1				1			1				4
208 (案)	10	60	8	3	71	81	5	9	43	6	14		77
209 (案)	1	1	1			2	1		3	1			2
211 (案)	1	1	1			2	1		3	1			3
220 (案)	49	36	2	9	47	96	27		13	43	3		86







第2表

昭和34年及35年 違法争議行為事件庁別月別新受理人員数

庁名	月別	年												計		
		3			4			5			年					
		一	二	三	四	五	六	七	八	九	一〇	一一	一二			
京浜和葉戸	7	16	2	3	15	28	1	7	6	1	46	31	4	6	1	82
東横浦平水	34	21	18	12	17	5	30	4	20	63	59	57	21	25	25	122
宇都宮	7	7	7	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	10
前野	19	16	2	3	15	28	39	1	7	6	1	27	2	1	2	28
野	34	21	18	12	17	5	30	4	20	63	59	57	21	25	25	122
瀧	19	16	2	3	15	28	39	1	7	6	1	27	2	1	2	28
阪都戸良	19	16	2	3	15	28	39	1	7	6	1	27	2	1	2	28
津山	19	16	2	3	15	28	39	1	7	6	1	27	2	1	2	28
盛	19	16	2	3	15	28	39	1	7	6	1	27	2	1	2	28
屋	19	16	2	3	15	28	39	1	7	6	1	27	2	1	2	28
卓	19	16	2	3	15	28	39	1	7	6	1	27	2	1	2	28
井沢山島口	19	16	2	3	15	28	39	1	7	6	1	27	2	1	2	28
大和	19	16	2	3	15	28	39	1	7	6	1	27	2	1	2	28
名	19	16	2	3	15	28	39	1	7	6	1	27	2	1	2	28
古	19	16	2	3	15	28	39	1	7	6	1	27	2	1	2	28
津	19	16	2	3	15	28	39	1	7	6	1	27	2	1	2	28
岐	19	16	2	3	15	28	39	1	7	6	1	27	2	1	2	28
福金	19	16	2	3	15	28	39	1	7	6	1	27	2	1	2	28
富山	19	16	2	3	15	28	39	1	7	6	1	27	2	1	2	28
計	532	122	29	37	10	1	7	9	46	199	21	73	4	25	25	532

庁名	月別	年												計												
		3			4			5			年															
		一	二	三	四	五	六	七	八	九	一〇	一一	一二													
山取	4	5	1	15	115	3	2	1	15	5	14	76	197	138	162	169	136	35	26	15	988					
江	4	5	1	15	115	3	2	1	15	5	14	76	197	138	162	169	136	35	26	15	988					
岡	4	5	1	15	115	3	2	1	15	5	14	76	197	138	162	169	136	35	26	15	988					
賀	4	5	1	15	115	3	2	1	15	5	14	76	197	138	162	169	136	35	26	15	988					
崎分	4	5	1	15	115	3	2	1	15	5	14	76	197	138	162	169	136	35	26	15	988					
本島崎	4	5	1	15	115	3	2	1	15	5	14	76	197	138	162	169	136	35	26	15	988					
合島	4	5	1	15	115	3	2	1	15	5	14	76	197	138	162	169	136	35	26	15	988					
形岡田	4	5	1	15	115	3	2	1	15	5	14	76	197	138	162	169	136	35	26	15	988					
森幌	4	5	1	15	115	3	2	1	15	5	14	76	197	138	162	169	136	35	26	15	988					
館川路	4	5	1	15	115	3	2	1	15	5	14	76	197	138	162	169	136	35	26	15	988					
松島知山	4	5	1	15	115	3	2	1	15	5	14	76	197	138	162	169	136	35	26	15	988					
計	177	107	110	107	194	213	182	160	178	100	125	99	1,752	60	70	147	235	263	298	433	307	266	131	82	100	2,392







労働関係事件統計表

昭和35年労働関係事件月別人員統計表

年	月	区	受						既				未		
			新			受			起		不		中	送	済
			通警よ 常職 司法員り	他庁 のよ 検察り	特警等 別職 司法員り	その他	新受計	受理合計	公判請求	略式命令	起訴猶予	その他			
昭和	24	年	185					2,626	2,811	448	340	503	254	581	685
"	25	"	685					3,944	4,629	384	486	1,059	534	1,342	824
"	26	"	824					3,855	4,679	421	637	1,966	422	1,400	733
"	27	"	733					5,047	5,730	486	794	1,197	833	1,933	537
"	28	"	537					4,913	5,450	657	1,031	1,030	552	1,749	431
"	29	"	431	2,361	1,681	795	323	5,160	5,591	814	1,149	829	379	1,775	485
"	30	"	485	4,066	2,713	724	436	7,939	8,424	1,244	1,782	1,085	517	2,931	649
"	31	"	649	5,014	3,368	436	444	9,262	9,911	1,275	2,110	1,412	586	3,742	509
"	32	"	509	4,714	2,827	400	389	8,330	8,839	1,000	1,922	1,291	514	277	563
"	33	"	563	1,501	1,364	505	318	3,688	4,251	321	840	811	356	1,474	361
"	34	"	361	677	834	758	444	2,713	3,074	169	591	544	421	920	370
昭和35	1月		370	44	87	43	26	200	570	8	37	15	28	52	430
"	2月		430	67	78	55	33	233	663	24	50	36	12	82	458
"	3月		458	90	73	83	30	276	734	17	55	45	32	73	512
"	4月		512	67	79	59	17	222	734	10	54	60	26	87	496
"	5月		496	53	45	63	13	174	670	13	35	36	15	49	519
"	6月		519	50	82	66	27	225	744	11	55	29	10	76	560
"	7月		560	52	64	109	18	243	803	9	45	48	19	72	610
"	8月		610	60	51	75	32	218	828	6	28	47	25	67	654
"	9月		654	65	73	91	36	265	919	28	66	75	29	94	624
"	10月		624	86	72	47	31	236	860	15	70	60	14	67	630
"	11月		630	68	54	61	20	203	833	19	42	58	9	74	626
"	12月		626	59	74	54	10	197	823	18	71	60	19	73	574
		計	370	761	832	806	293	2,692	3,062	178	608	569	238	866	574

昭和35年労働関係事件法令別人員統計表

法	令	区	分	受						既				未		
				新			受			起		不		中	送	済
				通警よ 常職 司法員り	他庁 のよ 検察り	特警等 別職 司法員り	その他	新受計	受理合計	公判請求	略式命令	起訴猶予	その他			
労働組	合	法		236	426	727	50	1,465	1,701	94	365	314	100	437	382	
労働関係	調	法		10	138	29	92	303	313	2	71	67	16	138	14	
労働基準	員	法		28	15	27	30	88	116	70	15	27	7	15	52	
船舶保安	安	法		57	229		89	731	788	70	143	144	70	256	90	
船舶職業	業	法		3	17	22	4	48	51	1	12	7	6	17	8	
労働者災害	補	法			1		3	4	4				1	1	1	
失業者	保	法		10	5		23	39	49	8	8	12	1	1	20	
国家公務員	員	法		25	10		2	12	37	2	2	26	1	30	7	
地方公務員	員	法		1				2	3					3		
自衛隊	隊	法														
		計		370	761	832	293	2,692	3,062	178	608	569	238	866	574	



第3表

昭和35年 労働関係事件庁別人員統計表

庁名	区名	受				理				既				未		
		旧		新		受		起		訴		済				
		受	受	通 常 司 法 職 員	他 庁 の 検 察 り	特 別 司 法 職 員	警 察 等 よ り	そ の 他	新 受 計	受 理 合 計	起 公 判 請 求	略 式 命 令 求	不 起 訴 予		そ の 他	中 止
真横浦干水	京浜和葉戸	37	109	43	13	12	177	214	4	21	88	11	1	39	164	50
宇前静申長	宮橋岡府野	21	64	18	25	6	113	134	16	16	24	11		45	112	22
新大京神奈	湯阪都戸良	11	8	25	8		41	52		9	6	1		7	23	29
大和名岐	津山屋卓	11	15	15	16		51	62	1	6	22	5		20	53	9
福金富広山	井沢山島口	7	7	6	9		37	44		20	9	4		3	37	7
		2	5	6	9	1	15	17	2	1		2		1	6	11
		11	14	12	11	2	34	45	1	2	10	13		8	34	11
		11	2	20	3	4	37	48	3	17	11	3		14	48	11
		9	10	3	10	3	12	21	2	2	3	4	1	3	15	6
		4	20	20	19	1	23	23	1	7	9	3		1	21	2
		65	51	87	123	8	60	64	2	5	4	3		24	38	26
		5	9	9	9	14	269	334	7	63	72	13	1	93	249	85
		39	55	52	44	5	41	46	21	46	21	7		10	35	11
		5	2	7	18	18	27	27	1	3	8	6		69	165	30
		7	1	16	16	8	8	8	2	9	1	6		7	25	2
		5	19	49	79	4	33	38	30	43	16	7	5	12	5	3
		7	2	4	1	5	151	158	3	6	2	7	5	53	28	10
			6	32	37	1	67	75	5	27	5	2		4	154	4
		4	12	15	9	1	37	37	1	13	2			21	12	10
		1	8	24	15	1	48	52	1	20	2		1	20	44	8
		2	21	12	9	32	62	63	2	18	10	8	3	26	63	3
			74	74	39	13	147	149		51	16	5		69	146	

岡島松福佐	山取江岡賀	2	10	8	15	1	34	36	4	9	8	4		5	26	10
長大熊鹿宮	崎分本島崎	2	2	3	6	4	15	15		3	4			1	12	3
仙福山盛秋	台島形岡田	8	2	1	1	19	4	6	12	3	1	1	1	1	5	1
青丸函旭釧	森峴館山路	42	34	20	33	6	128	136	3	18	14	5	2	27	73	63
高徳高松	松島知山	6	20	18	18	6	50	50	3	11	5		1	20	41	9
		11	19	19	9	9	43	54	2	3	11	6	1	17	40	14
		1	6	2	1	4	13	14		1	5	2		2	10	4
		4	9	19	11	20	59	63	2	10	8	9	3	11	41	22
		11	5	13	7	13	38	49	3	4	13	12		14	44	5
		2	2	8	16	2	26	28		7	8	2		8	25	3
		11	22	15	12	22	71	82	10	23	15	8	3	17	76	6
		2	14	12	2	2	30	32	3	8	3	8	1	7	30	2
		1	5	2	2	2	11	12	3	3	6	1		2	12	12
			10	5	9	5	29	29	3	5	7	9		5	29	1
			6	5	8	5	19	19	5	4	2	2		7	18	1
			2	4	4	2	18	18	5	2	1	3		4	15	3
		27	29	22	10	3	83	110	6	22	22	15		23	88	22
		8	24	3	5	3	35	43	10	3	8	2		16	29	14
		10	25	9	2	3	39	39	1	3	9	1	1	5	29	10
			20	27	10	4	61	71	1	10	14	12		23	60	11
		7	5	13	9	13	40	47		7	9	8		15	39	8
		2	6	7	7	4	22	22	5	5	6	2	1	3	17	5
		9	18	8	2	3	31	33	4	3	4	3	2	9	24	9
			15	26	5	14	60	69	4	16	18	3		19	62	7
計		370	761	832	806	293	2,692	3,062	178	608	569	238	29	866	2,488	574











よつてその犯罪としての性格を明確にすることができ、国民一般に対する周知徹底もはかり得て一般予防の効果が期待し得るとの観点から、刑法の一部改正の形式をとり(1)他人の不動産を侵奪した者は、十年以下の懲役に処するものとする、(2)境界標を損壊し、移動し、もしくは除去し、又はその他の方法で、土地の境界を認識することができないようにした者は、五年以下の懲役又は千円以下の罰金に処するものとするの要綱原案を作成した。この原案は、1月29日法務大臣から法制審議会に諮問され、同会ではそれぞれ二回の総会と刑事法部会とにおいてこれにつき検討を加え、2月12日原案どおりの答申がなされたので、この答申に基づき、ただちに条文化の作業にかかり、刑法の一部を改正する法律案を作成して閣議に提出した。この法案は同月26日に閣議決定を経て翌日政府から衆議院に提出され、4月19日衆議院可決、5月13日参議院可決となつて本法案の成立をみ、同月16日法律第83号として公布され、6月5日から施行された。本法により、刑法第235条の2に不動産侵奪罪の規定が、第262条の2に境界毀損罪の規定がそれぞれ新設され、これに応じて国外犯、未遂、親族相盗等の関係規定の整理が行なわれたわけである。ところで、一般には、不動産の不法侵害行為を犯罪として処罰すると同時に、裁判所があわせて不法占拠者に対し建造物の撤去を命じ得るような特別の立法措置を要望する声もかなり強かつた。しかし、それは立法技術上きわめて困難であるばかりでなく、そのような措置をすべて民事手続に委ねている現行法制の体系を崩すことにもなるので、正当権利者の権利回復については格段の法的措置が講じられなかつたのであるが、この刑法の改正を契機として、不法侵害行為の反倫理性が確立されることにより、間接的效果としてこうした行為の減少や民事的解決の促進をみるこゝが期待されるのである。

2 判決前調査制度 刑事裁判の量刑やその他の刑事手続における処遇の決定に科学性を付与することによつてこれを適正化することを目的とするいわゆる判決前調査制度の研究のため、昭和34年2月以来法務省内部の協議体として判決前調査制度研究会を設け、刑事局が幹事役となり、関係各部局係官との間に研究を続けてきた。元来、本制度は、事実認定の手続と刑の量定の手続とが分離されていないわが国の訴訟法体系のもとにおいては、その採用に問題が多く、また大幅に起訴猶予制度を採用して公訴の合理化を図っているわが国の場合には、刑事裁判のための調査だけではなく、検察官の終局処分のための調査の問題も当然生じてくるのである。そのため、本制度については、その必要性の有無はもちろん、調査の目的、その対象、調査機関、調査事項、調査の方法、調査結果の訴訟法上の取扱、調査機関と執行（とくに保護）機関との関係など多くの問題が包蔵されており、研究会出席者の意見もさまざまに帰一するところがなかつた。上記研究会は、発足以来10月4日の第34回の会議をもつて一応の意見を出し、休会となつているが、以上の次第で、研究会の意見としては起訴前調査を含む判決前調査の必要性について条件づきで積極の見解を打ち出したにとどまつている。したがつて、この制度に関しては研究会のこれまでの研究を素地に、さらに部内の審議を経て制度の大綱についての一応の原案をまとめたうえ、法曹各界、学界の各代表者をはじめ、関係諸機関の係官および学識経験者等とも十分に意見の交換を遂げ、慎重に研究討議が行われなければな

らないであらう。

§3 少年法 ここ数年来、少年犯罪は逐年増加するとともに悪質化の傾向をたどりつつあるやに見受けられる。そのため少年犯罪とその対策について諸方面の関心も強まつているので、これに応じ、このような少年犯罪の趨勢は、法制上の欠陥にも基因しているかどうか、また、欠陥があるとすればこれを是正するためには立法上いかなる措置が必要であるかなどの問題をとりあげ、かねてから調査研究を進めてきたが、広く部内の意見調整をはかるため、昭和34年9月から司法法制調査部、矯正局、保護局、法務総合研究所及び刑事局の担当官をもつて少年法調査研究会を組織し、爾来隔週（但し、昭和35年11月以降は毎週）一回会議を開いて研究討議を進めている。この研究会で取り上げられた問題点は、少年法の適用年齢、少年審判制度の基本構造、検察官の関与、審判の対象範囲、審判補助機関、審判手続、保護処分・保護観察制度、収容施設、少年法と児童福祉法との関係、警察補導等少年法制全般にわたり、上記研究会に各種の資料を提供して各係官と意見を交換してきたが、本年4月当局に青少年課が設置されたのでその執務態勢の整備をまち、11月以降は研究会の運営事務を同課に移管して、引き続き研究会に参画している。



(4) 矯正局

法務省設置法第3条, 第8条 法務省組織令第21条~第27条の2

主な会同・協議会及びその議題

年 月	件 名	協 議 事 項	備考
昭35. 1. 26~27	矯正管区長協議会	1 人事及び予算関係について 2 その他	
// 2. 15~16	矯正管区長第三部長協議会	医療分類課, 教育課の項参照	148 頁
// 2. 29	矯正管区第二部長協議会	保安課, 作業課の項参照	142 頁
// 3. 24~25	婦人補導院長協議会	婦人補導院の運営について	146 頁
// 3. 28~29	矯正管区第一部長協議会	1 少年院の職員配置定員について 2 考績調書の取扱について 3 懲戒処分の量定について 4 昭和35年度予算について	
// 6. 7~ 8	矯正管区長・少年鑑別所長会同	施設提出協議議題全般につき協議	
// 6. 9~10	矯正管区長・少年院長会同	同 上	
// 7. 6	矯正管区長協議会	1 身上調査書について 2 C級受刑者の集禁について 3 作業表彰規程設定について	
// 7. 7~ 8	矯正管区長・拘置所長・刑務所長・少年刑務所長会同	施設提出協議議題全般につき協議	
// 9. 30	矯正管区第三部長協議会	教育課の項参照	162 頁
// 10. 24~25	矯正管区第二部長協議会	保安課, 作業課の項参照	142 頁
// 12. 20~21	矯正管区第一部長協議会	人事その他	146 頁

(イ) 総務課 法務省組織令第22条

1 矯正職員の人事に関するもの

- (1) 職員の研修  
中央矯正研修所の項 (259 頁) 参照
- (2) 職員定員関係

矯正施設職員定員表 昭和35年12月31日現在

施設別 官職別	監 獄	少 年 院	少年鑑別所	婦人補導院	備 考
事 務 官	269	131	118	9	昭35. 12. 26定員法の一部改正により常勤補佐員定数のうち刑務所 11, 少年院 24 が雇員に定員化された。外に, 少年院で教官25名が増員された。
看 守 長	805				
副 看 守 長	1,186				
看 守 部 長	2,561				
看 守 官	9,747				
技 官	831	84	158	3	
教 官	106	1,900	530	38	
雇 員	746	245	161	16	
備 人	505	201	126	9	
計	16,756	2,561	1,093	75	
常 勤 補 佐 員	59	70	30		

(3) 職員の任用関係

昭和35年度刑務官採用試験は昭和35年12月11日 (第一次試験) 行なわれたが, 試験合格者 (名簿登載者) は 266名である。

2 矯正に関する法令案の作成について

- (1) 婦人補導院組織規程の一部改正 (昭和35年3月5日省令第5号, 即日施行) 東京婦人補導院の分院 (栃木婦人寮) の廃止に伴う別表の整理。
- (2) 法務省設置法の一部改正 (昭和35年3月21日法律第10号, 昭和35年4月1日から施行) 長野刑務所の移転並びに榛名女子学園の所在地の地名変更に伴う別表の整理。
- (3) 刑務所, 少年刑務所及び拘置所組織規程の一部改正 (昭和35年4月1日省令第12号, 即日施行) 長野拘置支所の設置及び市町の廃置分合による大湊刑務支所の所在地の地名変更に伴う別表の整理。
- (4) 明治35年司法省令第4号 (監獄費より都道府県に償還すべき費額を定める件) の全部改正 (昭和35年4月28日省令第19号, 即日施行, 昭和35年4月1日から適用) 地域による償還額の区別の廃止, 物価の上昇に伴う費額の改正。
- (5) 婦人補導院組織規程の一部改正 (昭和35年6月30日省令第28号, 昭和35年7月1日から施行) 分院の廃止に伴う分院の組織に関する規定及び別表の削除。
- (6) 刑務所, 少年刑務所及び拘置所組織規程の一部改正 (昭和35年8月31日省令第31号, 昭和35年9月1日から施行) 尼崎拘置支所の所轄変更及び大湊刑務支所の所在地の地名変更に伴う別表の整理。

3 矯正施設の巡閲等について

- (1) 巡閲の分 長野刑務所, 新潟刑務所, 鳥取刑務所, 松江刑務所, 山口刑務所, 岩国少年刑務所, 宮城刑務所, 盛岡少年刑務所, 青森刑務所, 函館少年刑務所, 釧路刑務所, 帯広刑務所, 徳島刑務所, 高知刑務所。



(2) 監査の分 新潟少年学院、美保少年院、新光学院、青葉女子学院、盛岡少年院、紫明女子学院、丸亀少女の家、四国少年院、松山少年院、長野少年鑑別所、新潟少年鑑別所、鳥取少年鑑別所、松江少年鑑別所、山口少年鑑別所、盛岡少年鑑別所、青森少年鑑別所、函館少年鑑別所、釧路少年鑑別所、徳島少年鑑別所、高知少年鑑別所。

4 「矯正資料」の刊行について

矯正の実務に資するため、昭和35年中に次の資料を編さん刊行した。

号数	標 題	刊行年月	頁 数	型 体
26	放送による集団管理の研究	35. 2	204	A 5
27	矯正施設収容者の宗教調査	35. 8	128	B 5

(ロ) 保安課 法務省組織令第24条

会 同 矯正管区第二部長協議会 (保安関係)

年月日	協 議 事 項
昭35. 2. 29	1 手錠及び捕じようの使用について イ 使用中の手續について ロ 使用の方法について ハ 使用中の配慮について 2 職員の勤務体制の合理化について 3 やくざ、愚連隊等派閥関係を有する粗暴収容者処遇対策について 4 その他当面の諸問題
〃 10. 24	1 懲罰執行中の処遇について 2 未決拘禁者に対する自弁物品取扱規則の改正について 3 その他当面の諸問題について

1 矯正施設の規律維持及び保安について

- (1) 矯正施設の保安状況は、前年来、概ね平穩裡に推移しており、とくに顕著な動向は窺えないが、被収容者の質的悪化傾向が反映し、粗暴かつ兇悪な反則事犯が増加の徴候をみせている(別表1)ので、その実態を調査研究し、また各種の協議会に諮る等防止対策に万全を期した。
- (2) 行刑施設においては、自殺事故が若干増加の傾向にあるので、自殺要注意者の早期発見と、その処遇の適正化につき注意を払うよう指示した。(自殺事故の防止について 昭35. 1. 26 矯正甲第61号、62号)
- (3) 昭和35年2月から3月にかけて矯正施設及びその職員宿舎において火災事故が連続(3件)したので、各所の実情に応じ徹底した防止策を講じ、この種事故の絶無を期するよう電信をもって厳重注意した。(火災事故の防止について 昭35. 2. 11 電信第3号、昭35. 4. 2 電信第573~579号)

(4) 列車護送時における逃走事故の防止に関し、昭和34年9月に注意並びに運用上の通達を發したが、依然、根絶するに至らないので、重ねて、護送途中の戒護方法等細目を摘示し、護送職員の注意喚起方指示した。(列車護送の際の事故防止について 昭35. 8. 19 矯正甲第707号)

(5) 警備体制確立のため警備用器具の整備については常に意を用いているが、昭和35年においては、非常報知器、消火ポンプ等の非常対策用器具の整備に重点を置いて実施した。

(6) 保安意識の昂揚と事故防止対策の一環として、保安表彰規則にもとづく施設の表彰を行なっているが、昭和35年の実績は次表のとおりである。

年次	区 分 大臣表彰	矯正管区長表彰		計
		支 所	構外作業場	
昭和35年	1	13	10	24

2 被収容者の拘禁及び処遇について

- (1) 矯正施設の収容人員は、前年に引続き総体的に漸減乃至横ばいの状態にあるが、(別表2・別表3)なお多くの施設が過剰収容を余儀なくされている(別表4)ので、その全体的な収容調整につとめた。行刑施設においては、昭和35年中に別表5のとおり管外移送を実施した。(144頁~146頁参照)
- (2) 被収容者に対するよりよき処遇制度の確立のために多角的な調査研究を行ない、また、矯正管区を経由して上申の各所の処遇細則を検討し、認可手続をとるほか、統一かつ適正な処遇の実施につき指導監督した。  
処遇関係の事務処理件数は次表のとおりである。

年次	区 分	情願の処理	処遇細則の認可	法令の解釈及び運用上の質疑回答	処遇に関する注意及び運用通達	警備に関する注意及び運用通達	その他	計

(3) 被収容者が施設の長等を被告とする民事または行政に関する訴訟を提起する事例が最近増加の傾向を示しているので、その応訴の要領等取扱いに全国的統一をはかる必要が認められ、通達をもつて指示した。(収容者提起にかかる訴訟の取扱いについて、昭35. 7. 22 矯正甲第645号)

(4) 行刑累進処遇令第73条による自己用途物品を処遇の実情に合致させるためその品目と級別基準の範囲を改正し、あわせて、従来から各所区々にわたっていた受刑者の自弁または差入れに係る物品の使用品目についても全国的な統一をはかった。(自己用途物品及び自弁又は差入にかかる物品の統一について 昭35. 11. 15 矯正甲第934号)

(5) 矯正施設に提出させている保安関係報告書類につき検討を加え、現場事務負担の軽



減のため実際的な必要度を勘案し、可能な限り事務の簡素化をはかった。(報告の廃止及び変更について 昭35. 8.17 矯正甲第703号)

3 矯正職員の点検礼式及び非常訓練について

- (1) 矯正職員の士気の昂揚及び保安技術の向上のため、武器の操法、護身術の演練その他各種警備訓練の企画及び実施に当つた。昭和34年に制定した「護身術の術技及び訓練要領」の内容の一部を改編し、少年施設に勤務する職員に対し、演練方指示した。(護身術の術技及び訓練要領の制定について 昭35. 1.22 矯正甲第58号)
- (2) 被収容者の急迫な侵害に備え、警棒の製式中にポケット用の小型警棒(第二種警棒)を加えた。(警棒の使用及び取扱規程の一部改正について 昭35. 3.14 矯正甲第203号~第203の2号)
- (3) 昭和35年中実施の主な武道関係の行事は、附録矯正局行事20頁参照。

別表1 矯正施設事故発生状況調 (昭和35年12月31日現在)

施設別	事故										計
	逃走	火災	自殺	メテール類盗飲死	作死	業傷	職員殺傷	同僚間殺傷	集団暴行	その他	
刑務所	(45) 34	3	13	2	3	16	(2) 24	-	5	(2) 110	
少年院	(440) 252	1	4	-	-	3	9	2	2	273	
少年鑑別所	(44) 27	-	1	-	-	2	-	-	-	30	
婦人補導院	(33) 21	-	-	-	-	-	-	-	-	21	

(注) 1 「逃走」の欄中括弧内の数字は逃走人員を示し、「同僚間殺傷」及び「計」欄中括弧内数字は死亡人員を示す。

2 「作業死傷」、「職員殺傷」及び「同僚間殺傷」は、いずれも重大な事犯についてのみ掲出した。

別表2 矯正施設の数及び収容状況 (昭和35年12月31日現在)

施設の種別	施設数	収容定員	収容現員	備考
矯正管区	8	-	-	
矯正研修所	9	-	-	
刑務所	57	40,911	54,723	
刑務支所	17	2,623	1,483	
拘置所	7	5,173	6,934	
拘置支所	93	4,132	3,017	
少年刑務所	9	4,116	5,946	
少年院	58	9,098	9,639	

少年院分院	3	70	92
少年鑑別所	50	2,207	1,446
少年鑑別所分所	1	10	13
婦人補導院	3	276	203
計	315	68,616	83,496

別表3 矯正施設新収容者累年比較 (昭和35年12月31日現在)

施設別	年別					
	昭30年	昭31年	昭32年	昭33年	昭34年	昭35年
刑務所	53,955	51,183	47,898	46,392	45,244	40,981
少年院	8,717	7,918	8,314	8,822	9,440	9,108
少年鑑別所	31,031	29,332	31,610	34,027	37,413	38,661

(注) 新収容者とは裁判の確定等により年間あらたに施設に入所した者をいう。

別表4 矯正管区別収容比率表 (昭和35年12月31日現在)

施設別	管区別								
	東京	大阪	名古屋	広島	福岡	仙台	札幌	幌高	松
刑務所	% 117	% 129	% 104	% 104	% 117	% 127	% 141	% 108	% 118
少年院	116	89	93	68	116	116	179	94	104
少年鑑別所	77	68	53	54	46	71	86	54	65
婦人補導院	94	69	-	-	39	-	-	-	69

(注) 本表は各矯正管区管内施設収容人員の収容定員に対する割合を百分比によつて表わしたものである。

別表5 昭和35年度管外移送実施状況 (昭35. 4. 1から 昭36. 3. 31まで)

	東京	大阪	名古屋	広島	福岡	仙台	札幌	幌高	松	計
東京		33	529	4	49	634	486	0		1,735
大阪	1		1	40	1	0	0	0		43
名古屋	3	0		1	0	0	0	0		4
広島	1	2	2		2	1	1	1		10



福	岡	6	10	350	51		0	1	652	1,070
仙	台	1	21	1	0	0		0	0	23
札	幌	3	0	2	0	0	0		0	5
高	松	0	0	0	0	0	0		0	0
計		15	66	885	96	52	635	488	658	2,890

(注) 移送内訳 (除, 死刑囚): らい患者移送 2, 特殊教育移送15, 保安移送27, 技能者移送160, 拘禁緩和, 作業上移送 2,696 計2,890

(ハ) 作業課 法務省組織令第25条

会 同 矯正管区第二部長協議会 (作業関係)

年 月 日	協 議 事 項
昭35.2.29 ~3.1	1 職員関係について
	2 拘禁分類の一部改正について
	3 工場及び主要機械の増設ならびに改善について
	4 一般企業の導入について
	5 業種の新設, 統合, 廃止等作業内容の改善について
	6 販売部門の強化について
	7 生産方式の改善, 特に規格生産方式の推進ならびに低賃金作業の賃金引上策等について
	8 構外作業の拡張について
	9 職業訓練方式の改善について
	10 特別会計制度の採用 (研究) について
	11 その他能率増進等作業運営の改善について
" 10.24~25	1 昭和35年度における歳入の確保について
	2 作業成績表彰審査基準案について
	3 職業訓練施設について
	4 作業技官の配置定員改訂について
	5 その他当面の諸問題について

別表 1 1 最近10カ年間の刑務所の経費と作業収入額

区分 年度	収 容 費 A	作業収入に よる償却率	作 業 費 B	作業収入に対 する回収率	作 業 収 入 額 C
		$\frac{C}{A} \times 100$		$\frac{C}{B} \times 100$	
昭 26	3,043,479	60	1,194,414	153	1,838,962
27	2,942,477	65	1,152,480	166	1,919,106

昭 28	2,737,573	77	1,020,124	208	2,130,215
29	2,815,131	78	964,367	210	2,027,609
30	2,972,793	68	935,400	215	2,010,706
31	3,067,090	77	1,041,443	214	2,231,537
32	2,998,754	75	1,088,446	205	2,235,080
33	2,963,869	75	1,041,429	213	2,221,801
34	3,103,194	80	1,221,467	203	2,480,394
35	2,894,981	98	1,325,739	214	2,847,563

備考 単位は千円である。

2 作業製品需要先別調 (昭和35年度)

年 度	区 分	内 訳				%		
		部内自給 (A)	官 公 需 (B)	民 需 (C)	計	A	B	C
昭 26		250,476	439,942	1,121,754	1,812,172	14	24	62
27		357,316	399,451	1,202,264	1,959,013	18	20	62
28		326,052	390,923	1,409,917	2,126,892	16	18	66
29		236,695	374,906	1,407,835	2,019,436	12	18	70
30		205,482	375,357	1,427,213	2,008,052	10	19	71
31		248,347	305,298	1,658,431	2,212,076	11	14	75
32		158,657	441,771	1,634,447	2,234,875	7	20	73
33		159,534	469,322	1,593,290	2,222,146	7	21	72
34		165,059	547,123	1,767,859	2,480,041	7	22	71
35		146,034	569,561	2,124,211	2,839,806	5	20	75

備考 (1) 金額は調定額である。(2) 過去10カ年間に調査した。(3) 単位は千円である。

3 調定額及び就業人員 (昭和35年度)

業 種	調定額	就業人員	業 種	調定額	就業人員	業 種	調定額	就業人員
木 工	692,692	4,272	農耕牧畜	104,177	1,163	鋳 業	-	-
印 刷	397,805	2,745	伐木製炭	4,764	95	化学工業	35,794	485
洋 裁	214,280	4,060	造 林	353	24	製 紙	52,017	358
金 属	430,390	5,810	漁 業	725	-	紙細工	130,323	6,731



編物袋物	31,227	1,424	竹 工	45,653	942	構外作業	110,590	1,251
メリヤス	53,333	3,099	薬 工	20,024	740	経 理 夫	-	9,001
窯 業	14,350	217	食品加工	26,523	68	営 繕 夫	-	2,989
革 工	251,697	1,786	雑 工	29,718	979			
紡 績	136,192	3,990	そ の 他	57,171	1,075	計	2,839,806	53,304

備考 (1) 単位は千円である。(2) 就業人員は昭和36年3月31日現在である。

(二) 医療分類課 法務省組織令第26条

会 同 矯正管区第三部長協議会 (医療分類関係)

年 月 日	協 議 事 項
昭35. 2. 15~16	1 防疫センターの機能の充実について 2 医療内容の向上について (専門医招へい, 外科手術の励行, 医療補助者の訓練等) 3 遊休医薬品の処理について 4 分類業務の向上について (併任技官の活用, 関係職員の研究, 事故対策等) 5 外来鑑別の活潑化について 6 献立カードの活用について 7 そ の 他

1 保健医療

- (1) 死亡, 傷病による刑, 勾留の執行停止数, 伝染病発生状況などから, 前年に引き続き収容者の健康状態は良好であることがうかがわれ, とくに, 例年みられる赤痢の集団発生は1件もなかつた。(別表1, 2)
- (2) 主な事業としてはつぎのものがあげられる。
- (イ) 男子初等少年院実態調査 6月~7月にかけて, 東京大学脳研究所と共同して千葉星華学院, 赤城少年院の実態調査を行なった。(別表3)
- (ロ) 世界精神衛生年・精神衛生法施行10周年記念・第8回精神衛生全国大会 昭和35年11月18日, 日本医師会館講堂において開催され, 研究協議会の議題「社会生活における精神衛生上の諸問題 (児童, 家庭, 学校, 職場, 犯罪, 非行などに関する精神衛生上の諸問題について)」。議長団に医療分類課長大津正雄が加わつた。
- (3) 第7回日本矯正医学会総会および日米矯正医学会合同会議 昭和35年9月20日, 21日日本都市センターホールで開催。アメリカ矯正医学会から会長ハリー・アール・リプトン博士, 理事長ラルフ・エス・バナー博士夫妻, 国立聖エリザベス病院長ウインフレッド・オーバーホルザー博士夫妻, ヴィヴィアン・ネスノー女史, サラ・ジ

ー・ガイガー女史, ハリー・アール・ロウエ, アメリカ連邦政府行刑局長ジェームス・ベネット夫妻, ゴードン・カマン夫妻, アドルフ・エヌ・ハグストロム氏のほか西ドイツからエス・ウェ・エンゲル博士が参加, パネルディスカッション「矯正施設におけるストレスの諸問題」を中心に活潑な研究発表, 討議が行なわれた。なお, この機会に国際矯正医学会設立準備会が結成された。

別表1 死亡, 刑(拘留)執行停止状況

(イ) 部局別, 月別矯正施設収容者死亡数

(昭和35年中 括弧内は昭和34年中の数字を示す)

区 別	月 別												合計
	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	
刑 受 刑 者	(15)	(15)	(17)	(11)	(10)	(5)	(11)	(7)	(9)	(15)	(12)	(11)	(138)
務 被 告 人	12	7	18	10	14	7	13	7	7	9	6	11	121
所 刑 死 者	(2)	(-)	(4)	(-)	(3)	(1)	(1)	(4)	(2)	(-)	(4)	(1)	(22)
	1	1	1	2	1	1	1	1	-	2	-	1	11
	(-)	(3)	(1)	(-)	(1)	(11)	(-)	(-)	(-)	(1)	(6)	(7)	(30)
	-	1	7	3	2	8	6	3	2	7	-	-	39
少 年 院	(1)	(2)	(1)	(-)	(2)	(-)	(1)	(-)	(-)	(1)	(3)	(2)	(13)
	2	1	2	-	1	2	-	-	3	1	-	2	14
少 年 鑑 別 所	(-)	(1)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(1)	(-)	(-)	(-)	(-)	(2)
	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-	1

(ロ) 執行停止数

(昭和35年中 括弧内は昭和34年中の数字を示す)

区 別	月 別												合計
	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	
刑 執 行 停 止	(9)	(19)	(15)	(17)	(14)	(11)	(18)	(11)	(11)	(4)	(4)	(16)	(149)
	14	7	14	20	12	15	8	2	11	9	7	25	144
勾 留 執 行 停 止	(13)	(18)	(12)	(13)	(11)	(13)	(12)	(15)	(16)	(25)	(13)	(13)	(174)
	16	29	24	16	16	10	16	20	16	15	16	20	214

別表2 伝染病発生状況 (昭和35年中 括弧内は昭和34年中の数字を示す)

病 名 別	刑 務 所				少 年 院				少 年 鑑 別 所			
	件数	真患者	疑似患者	保菌者	件数	真患者	疑似患者	保菌者	件数	真患者	疑似患者	保菌者
赤 痢	(80)	(33)	(26)	(305)	(19)	(18)	(7)	(62)	(25)	(-)	(1)	(49)
	81	12	1	325	14	7	-	40	15	2	-	90
腸 チ フ ス	(4)	(1)	(2)	(3)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)
	1	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-
パ ラ チ フ ス	(2)	(3)	(1)	(7)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)
	1	-	-	1	1	-	-	1	-	-	-	-
猖 紅 熱	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)
	1	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
デ フ テ リ ヤ	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(1)	(1)	(-)	(-)	(-)
	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-



施設別 病名別	婦人補導院				合計				
	件数	真患者	疑似者	保菌者	件数	真患者	疑似者	保菌者	
赤痢	(-)	(-)	(-)	(-)	(124)	(51)	(34)	(416)	
腸チフス	(-)	(-)	(-)	(-)	110	21	1	455	
パラチフス	(-)	(-)	(-)	(-)	(4)	(1)	(2)	(3)	
猪紅熱	(-)	(-)	(-)	(-)	1	-	1	-	
デフテリア	(-)	(-)	(-)	(-)	(2)	(3)	(1)	(7)	
	(-)	(-)	(-)	(-)	2	-	-	2	
	(-)	(-)	(-)	(-)	1	1	-	-	
	(-)	(-)	(-)	(-)	(1)	(1)	(-)	(-)	

別表3 男子初等少年院収容少年の精神医学的診断結果

区分	施設別	千葉星華学院		赤城少年院	
		数	割合	数	割合
総	数	30	100.0%	56	100.0%
正	常	3	10.0%	8	14.3%
精	神 薄 弱	0	-	3	5.3%
精	神 薄 弱 + 精神病質傾向	2	6.7%	0	-
精	神 薄 弱 + 精神病質	0	-	3	5.3%
精	神 病 質 傾 向	14	46.7%	20	35.8%
精	神 病 質	10	33.3%	22	39.3%
精	神 病	1	3.3%	0	-

2 分類鑑別

(1) 刑務所関係(別表1~5参照) 本年も前年に引きつづき分類制度の第二の発展段階として、分類調査の結果を処遇に結びつけようとする努力や、心理療法技術の導入の試みが一層活潑になり、更に、各施設の状況に応じて処遇態勢の合理化を行なおうとする動きが目立つた。

(1) 管区受刑者分類規程の改正

A 「受刑者の分類級別基準の統一について」(昭32.12.26矯正甲第1188号)に基づき各管区のカテゴリ規程の改正は、本年、次の二管区の改正をもって一応終了した。

(a) 3月25日、矯正甲第589号認可「札幌矯正管区受刑者分類規程」(b) 7月26日、矯正丙第3854号認可「大阪矯正管区受刑者分類規程」

B 東京管区および福岡管区ではC級(長期)受刑者の漸増に鑑み、収容状況の均衡と処遇の適正をはかるため、C級の刑期基準を7年から8年に変更した。(a) 6月3日、福岡矯正管第217号の2「C級の刑期基準について」(報告)(b) 12月21日、矯正丙第4258号認可「東京矯正管区受刑者分類規程の一部改正について」

C 福岡管区では青少年受刑者の漸増に対処し、従来D級(少年)E級(20~23歳の少年処遇必要者)とともに佐賀少年刑務所に収容していたG級(20~25歳の改善容易者)を、大分刑務所にA級(改善容易者)とともに収容することとした。

(1) 「収容者の分類級別、年齢、刑期に関する調査」について C級受刑者に合理的処遇を行なうため、他級との混禁をさけ、単一級収容計画を推進する必要がある。そのための資料として、4月30日現在収容者について、標題の調査を行ない、その結果に基づいて、7月6日の管区長協議会においてその収容計画について討議を行なった。

(2) 「仮釈放、仮退院に関する実情調査」について 仮釈放事務を遅滞なく行ない、最も適切な時期に円滑に仮釈放を実施するための資料として、その事務処理の実情調査を行なった。なお、仮釈放者と満期釈放者の再入率の比較は別表5のとおりであつて、昭和31年調査時より、昭和34年調査時の方がその差が大となつている。

(3) 「入所時分類調査における心理検査の実施状況調査」および「分類鑑別関係主要機械器具現況調査」について 分類調査の基礎となるべき入所時の心理検査の実施状況と、主要器具の整備状況を調査したものであるが、知能検査および内田クレペリン作業素質検査は概ね全員に実施されており、職業適性検査は約20%実施されている。今後、専門技官の増員や設備、器具の整備により、より充分な検査が行なわれる必要がある。

(4) その他

A 精神衛生対策の一環として、精神薄弱受刑者の専門施設収容計画が検討され、それに基づき特に予算要求が行なわれた。

B 暴力団関係の収容者が次第に多くなり、種々問題を生ずる傾向がみられるのでその処遇対策、処遇技術が中野刑務所その他の施設で検討されつつある。

C 分類技術向上のための分類技術協議会を2回開催し、大学、研究所等部外の学識経験者から意見を聞いた。

別表1 分類級別施設数 昭和35年12月末日現在

種類	男子施設														女 子	外 国 人	合 計	
	成人							少年										
級別	A	G	E	A・G	E・G	B	C	B・C	A・B	D	D・E	D・E・G	H	K	H・K	J	M	
施設数	12	4	1	7	1	27	2	6	1	1	4	2	1	2	2	5	1	79

(注) A(性格がおおむね正常で改善容易と思われるもの)、B(性格がおおむね準正常で改善困難と思われるもの、福岡管区のBXは意志薄弱性性格の傾向を主とするもの)、BYは偏執性性格の傾向を主とするもの、C(成人男子中、長期のもの)、D(男子少年)、E(G級のうち、おおむね23歳未満で少年に準じて処遇する必要があるもの)、G(A級中の25歳未満のもの)、H(HX:精神薄弱、HY:精神病質、HZ:精神病)、K(KX:身体疾患、KY:身体障害、KZ:老衰および虚弱)、J(女子)、M(外国人)。



別表 2

昭和35年中に分類した受刑者の級別人員

管 区 別	級別										
	A	B	C	D	E	G	H	K	J	M	計
東京	2897 17.7	10322 63.0	210 1.3	487 3.0	147 0.9	1734 10.5	36 0.2	29 0.2	495 3.0	33 0.2	16390 100
大阪	1843 15.4	7020 58.6	81 0.7	272 2.3	607 5.1	1549 12.9	82 0.7	54 0.4	462 3.9		11970 100
名古屋	591 16.7	1976 56.0	66 1.9	45 1.3	54 1.5	467 13.2	150 4.3	99 2.8	81 2.3		3529 100
広島	538 17.5	1667 54.3	62 2.0	141 4.6	276 9.0	132 4.3	57 1.9	117 3.8	78 2.6		3068 100
福岡	712	BX 4844 BY 500	194	249	346	176	348	141	271	1	7782
	9.2	BX 62.3 BY 6.4	2.5	3.2	4.4	2.2	4.5	1.8	3.5	0	100
仙台	987 21.6	2623 57.4	61 1.3	124 2.7	31 0.7	621 13.6	52 1.1	53 1.2	20 0.4		4572 100
札幌	559 19.5	1578 55.0	46 1.6	59 2.1	25 0.9	536 18.7	13 0.4	10 0.3	42 1.5		2868 100
高松	216 13.4	1004 62.2	23 1.4	62 3.8	83 2.4	165 10.2	38 2.4	39 2.4	29 1.8		1614 100
計	8343 16.1	31534 60.9	743 1.4	1439 2.8	1524 2.9	5380 10.4	776 1.5	542 1.0	1478 2.9	34 0.1	51793 100

(注) 各欄上段の数字は人員数、下段の数字は%を示す。

別表 3

昭和35年12月25日現在受刑者精神状況調

状況別	級別											総計
	A	B	C	D	E	G	H	K	合計	J	M	
総数	9,361	32,307	4,185	1,744	1,719	6,534	1,164	994	58,008	1,252	37	59,297
正常	6,352	9,158	1,989	1,007	1,241	3,652	-	417	23,816	641	27	24,484
準正常	2,379	18,386	1,646	583	379	2,195	14	462	26,044	360	8	26,412
精神障害	630	4,763	550	154	99	687	1,150	115	8,148	251	2	8,401
精神障害内訳	精神病質	217	2,895	280	102	25	270	249	4,063	106	-	4,169
	神経症	12	226	53	12	24	26	37	4	394	9	404
	精神病	19	57	50	3	-	10	249	12	400	11	411
	精神薄弱	382	1,585	167	37	50	381	615	74	3,291	125	3,417

(152)

別表 4

昭和35年12月25日現在受刑者処遇難易調

処遇難易別	級別											計
	A	B	BX	BY	C	D	E	G	H	K	合計	
処遇上問題のないもの	7,318 78.2	16,090 59.9	3,977 84.4	150 20.9	2,764 66.0	976 56.0	1,243 72.3	4,536 69.4	254 21.8	551 56.3	32 86.5	38,847 65.5
問題はあるがなんとかやっつけていけるもの	1,599 17.1	6,844 25.5	362 7.7	347 48.5	814 19.5	448 25.7	349 20.3	1,179 18.1	311 26.7	310 31.4	4 10.8	12,681 21.4
総数	444 4.7	3,944 14.6	374 7.9	219 30.6	607 14.5	320 18.3	127 7.4	819 12.5	599 51.5	133 13.3	1 2.7	7,769 13.1
逃走のおそれ	30	334	74	18	73	47	12	63	38	10	-	700
乱暴・暴行	90	1,499	103	104	224	94	46	288	189	31	-	2,707
ボスの傾向	98	377	24	54	70	50	14	92	22	3	-	820
反則をくりかえす	143	837	92	13	68	53	35	250	86	14	-	1,627
作業事故頻発	2	86	5	1	5	4	-	27	36	1	-	171
不平・不満	56	389	43	29	63	48	16	67	43	19	-	805
その他	25	422	33	-	104	24	4	32	185	55	1	939
計	9,361	26,878	4,713	716	4,185	1,744	1,719	6,534	1,164	994	37	59,297

(注) 各欄上段の数字は人員数、下段の数字は%を示す。

(153)



別表 5

## 受刑者再入調(満期・仮釈放別、分類級別)

再入 状況 分類 級別	昭25年釈放、昭31.6.30までの再入				昭28年釈放、昭34.6.30までの再入															
	満期		仮釈放		満期		仮釈放													
	釈放再入	同% A	釈放再入	同% B	釈放再入	同% A	釈放再入	同% B												
A	4,407	1,704	38,717	467	5,726	32,821	874	7,430	34	5.9	2,945	984	33.4	11,216	3,516	31.3	14,161	4,500	31.8	2.1
B	8,538	5,470	64,113	063	7,734	59,221	601	13,204	61.1	4.9	10,437	6,701	64.2	13,233	7,504	56.7	23,670	14,205	60.0	7.5
C	35	15	42.9	405	146	36.0	440	161	36.6	6.9	315	111	35.2	582	170	29.2	897	281	31.3	6
D	168	89	53	2,661	1,535	57.6	2,829	1,624	57.4	4.6	22	16	72.7	782	459	58.7	804	475	59.1	14
E	32	18	56.3	495	250	50.5	527	268	50.9	5.8	82	18	22	385	179	46.5	467	197	42.2	-24.5
G	573	296	51.7	3,601	1,399	38.9	4,174	1,695	40.6	12.8	621	262	42.2	3,579	1,280	35.8	4,200	1,542	36.7	6.4
H	133	71	53.4	83	61	73.5	216	132	61.1	-20.1	277	127	45.8	176	101	57.4	453	228	50.3	-11.6
K	24	11	45.8	19	73	6.8	43	18	41.9	9	80	26	32.5	40	12	30	120	38	31.7	2.5
J	540	167	30.9	889	254	28.6	1,429	421	29.5	2.3	425	192	45.2	590	182	30.8	1,015	374	36.8	14.4
M	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	0	0	20	3	15	21	3	14.3	-15
その他	1,610	552	34.3	2,827	1,433	50.7	4,437	1,985	44.7	-16.4	357	92	25.8	898	255	28.4	1,255	347	27.6	-2.6
計	16,060	8,393	52.3	41,510	18,545	44.7	57,570	26,938	46.8	7.6	15,562	8,529	54.8	31,501	13,661	43.4	47,063	22,190	47.1	11.4

(2) 保護少年の鑑別分類について(別表1~4)

(1) 鑑別業務充実のため国家公務員上級試験合格者10名が採用された。(回)第24回心理学会大会に延102名の鑑別技官が鑑別技術の向上についての効果を発表した。

別表 1 昭和35年少年鑑別所鑑別終了人員

総人員	家庭裁判所関係				依頼関係	
	自所収容者	在宅者	その他	計	保護観察所等	一般
65,944	38,851	1,523	26	40,400	1,127	24,417
100%	58.9%	2.3%	0.04%	61.3%	1.7%	37%

別表 2 昭和35年鑑別少年精神状況

総人員	精神状況別							計	* 除外者
	正常	準正常	精神薄弱	精神病質	神経症	その他の精神障害	診断困難なもの		
40,400	2,156	29,547	3,154	2,374	58	269	73	37,631	2,769
100%	5.3%	73.1%	7.8%	5.9%	0.1%	0.7%	0.2%	93.1%	6.9%

\* 除外者とは、観護措置の取消又は変更および他の鑑別所への移送等により、当該鑑別所で調査を実施できなかったものをいう。

別表 3 少年院在院者の知能指数調

(昭和35年12月25日現在)

I. Q.	性別			百分率		
	男子	女子	合計	男子	女子	合計
140以上	23	1	24	0.3	0.1	0.2
130~139	51	1	54	0.6	0.1	0.6
120~129	191	11	202	2.2	1.1	2.1
110~119	607	38	645	7.0	3.8	6.7
100~109	1,255	85	1,340	14.5	8.5	13.9
90~99	2,020	188	2,208	23.4	18.9	22.9
80~89	1,916	213	2,129	22.1	21.4	22.1
70~79	1,375	193	1,568	15.9	19.4	16.2
60~69	743	127	870	8.6	12.8	9.0
50~59	261	87	348	3.0	8.8	3.6
40~49	141	33	174	1.6	3.3	1.8
39以下	68	18	86	0.8	1.8	0.9
小計	8,653	995	9,648	100.0	100.0	100.0
除外者	3	2	5	平均IQ 88.4	平均IQ 81.0	平均IQ 87.7
総計	8,656	997	9,653	SD=17.7	SD=18.6	SD=16.1







(3) 婦人補導院関係 (別表6~8参照)

本年中の新収容者は408名であり、その分類関係資料は、別表のとおりである。

別表6 入院時の年齢

総数	20~24	25~29	30~34	35~39	40~44	45~49	50~
408	110	116	74	46	32	19	11

別表7 最終学歴

総数	高校卒	高校中退	中学卒	中学中退	小学卒	小学中退	不 就 学		不 詳
							よみかき 可	よみかき 不 能	
408	14	16	155	32	119	53	1	17	1

別表8 精神状況

総数	正 常	準 正 常	精神障害	精神障害内訳			不 詳
				精神病質	精神 病	精神薄弱	
408	81	104	221	1	3	217	2

3 給養改善状況

(1) 食糧給与規程の改正 刑務所、少年院及び少年鑑別所の収容者の食糧給与規程は昭和24年に定められたもので、栄養学的に再検討を加えた結果、刑務所については5等食の1600カロリーを1800カロリーにふやし、副食の栄養基準量を改正し、保護少年については、主食の年齢区分の廃止および副食栄養基準量の改正をした。

(2) 矯正施設における収容者栄養摂取量 (1人1日当り)

(イ) 刑務所、拘置所、少年刑務所

区 分	栄養成分	総 白 蛋 質 g	動物性 蛋白質 g	脂 肪 g	熱 量 cal	カルシ ウム mg	ビ タ ミ ン			
							A iu	B <sub>1</sub> mg	B <sub>2</sub> mg	C mg
主 食		59.7	-	11.0	2,850	140	15	1.877	0.572	-
副 食		42.8	17.5	17.0	655	818	7.128	0.909	1.419	141
計		102.5	17.5	28.0	3,505	958	7.143	2.796	1.991	141

(ロ) 少年 院

区 分	栄養成分	総 白 蛋 質 g	動物性 蛋白質 g	脂 肪 g	熱 量 cal	カルシ ウム mg	ビ タ ミ ン			
							A iu	B <sub>1</sub> mg	B <sub>2</sub> mg	C mg
主 食		58.9	-	10.0	2,240	129	9	1.876	0.571	-
副 食		46.4	20.2	18.8	696	1,062	8.295	0.948	1.899	143
計		105.3	20.2	28.8	2,936	1,191	8.304	2.824	2.470	143

(ハ) 少年鑑別所

区 分	栄養成分	総 白 蛋 質 g	動物性 蛋白質 g	脂 肪 g	熱 量 cal	カルシ ウム mg	ビ タ ミ ン			
							A iu	B <sub>1</sub> mg	B <sub>2</sub> mg	C mg
主 食		58.4	-	10.0	2,231	129	9	1.860	0.500	-
副 食		42.3	20.9	16.5	609	1,012	7.338	0.734	1.778	128
計		100.7	20.9	26.5	2,831	1,141	7.347	2.594	2.278	128

(ニ) 婦人補導院

区 分	栄養成分	総 白 蛋 質 g	動物性 蛋白質 g	脂 肪 g	熱 量 cal	カルシ ウム mg	ビ タ ミ ン			
							A iu	B <sub>1</sub> mg	B <sub>2</sub> mg	C mg
主 食		46.8	-	6.4	2,008	88	-	1.250	330	-
副 食		46.2	22.5	26.2	711	1,083	9.054	2.072	1.742	142
計		93.0	22.5	32.6	2,719	1,171	9.054	3.322	2.072	142



4 指 紋

指紋対照による前科発見百分比10年比較表

昭和35年

種別	昭和26年	同27年	同28年	同29年	同30年	同31年	同32年	同33年	同34年	同35年	平	均
対照数	52,426	48,589	50,538	64,060	68,305	60,137	62,325	55,575	39,785	36,768		53,851
発見数	13,127	16,044	17,266	23,323	26,472	23,982	23,941	21,195	21,856	19,216		20,642
対照100に対する前科発見数	25	33	34	36	38	39	38	38	55	52		38

指紋対照並びに前科発見その他10年比較表

昭和35年

種別	昭和26年	同27年	同28年	同29年	同30年	同31年	同32年	同33年	同34年	同35年	平	均
対照数	52,426	48,589	50,538	64,060	68,305	60,137	62,325	55,575	39,785	36,768		53,851
前科発見総数	15,035	17,255	18,310	24,351	27,537	24,727	24,613	21,692	22,335	19,585		21,544
新に受けたる原紙	29,458	25,563	23,079	19,995	22,737	21,514	21,443	18,331	18,828	16,782		21,773
廃棄原紙	3,349	2,044	1,722	4,398	1,647	1,231	1,219	99,798	856	691		11,696
年末現在原紙	885,786	909,305	930,662	946,259	967,349	987,632	1,007,856	926,389	944,361	960,452		146,605
受刑追加人員	42,102	37,504	38,947	34,102	37,757	38,098	36,744	35,093	34,450	31,794		36,659

注 指紋法は明治41年10月16日より施行せられ大正6年までは懲役受刑者だけであったがその後禁錮受刑者を、また、同7年共通法施行の結果台湾および朝鮮において受刑した内地人を含むこととし、同13年より陸海軍刑務所における受刑者、昭和9年より関東局および南洋庁において受刑した内地人受刑者にも施行したが、昭和20年8月終戦後は本土内刑務所においての受刑者に対して施行せられることになった。(追記) 本表中昭和33年度において廃棄原紙数の甚しく増加したのは、高齢者原紙(年齢80才以上の該当者)を統計上より廃棄し別保管としたによる。

指紋対照及び前科発見並びに指紋原紙取扱最近10年比較表

昭和35年

種別	矯正局指紋原紙整理中前科発見		刑務所より照		裁判所又は検		警察署より照		其対		前科発見総数		指紋原紙		受刑追加人員数
	対照数	発見数	対照数	発見数	対照数	発見数	対照数	発見数	対照数	発見数	対照数	発見数	新紙に受けた原紙	廃棄原紙	
昭和26年	1,908	7,267	2,659	39,181	7,945	4,353	1,215	1,308	52,426	13,127	15,035	42,102	885,786		42,102
同27年	1,211	5,834	3,317	37,044	9,801	5,413	2,677	249	48,589	16,044	17,255	37,504	909,305		37,504
同28年	1,044	4,028	2,430	42,733	12,725	3,678	2,030	99	50,538	17,266	18,310	38,947	930,662		38,947
同29年	1,028	3,810	2,095	54,979	17,158	3,071	1,987	2,200	64,060	23,323	24,351	34,102	946,259		34,102
同30年	1,065	4,278	2,885	59,355	19,758	2,919	2,165	1,753	68,305	27,537	27,537	37,757	967,349		37,757
同31年	745	3,729	3,095	51,888	16,992	2,284	1,851	2,236	60,137	24,727	24,727	38,098	987,632		38,098
同32年	672	2,977	2,527	56,535	19,129	1,755	1,397	1,058	62,325	23,941	23,941	36,744	1,007,856		36,744
同33年	497	2,889	2,520	49,166	15,923	2,322	1,799	1,198	55,575	21,692	21,692	35,093	926,389		35,093
同34年	479	2,747	2,540	29,464	13,145	1,924	1,547	5,650	39,785	21,856	21,856	34,450	944,361		34,450
同35年	369	3,001	2,761	28,804	12,896	1,875	1,541	3,088	36,785	19,216	19,216	31,794	960,452		31,794
明治41年から昭和35年まで累計	22,534	70,733	41,464	477,977	158,316	332,180	139,743	62,783	38,927	943,673	378,449	400,983	1,262,461	322,009	994,935

本表中の指紋対照および前科発見欄において「その他よりの対照」は主として本省、委員会、少年院等よりの照会である。



会 同 矯正管区第三部長協議会 (教育関係)

年 月 日	協 議 事 項
昭35. 2.15~16	1 昭和35年度における教育関係施策の重点について 2 受刑者に対する入所時教育ならびに出所時教育について 3 少年院における職業補導について
〃 9.30	1 受刑者に対する道徳教育について 2 少年院における院外委嘱職業補導について 3 宗教教誨上の問題点とその対策について

1 教 科 教 育

(1) 刑務所

対 象 人 員	2,974	
指 導 時 間	国 語	算 数
	182	182

松本少年刑務所に設置されている松本市立旭町中学校洞分校卒業生は昭和35年中23名である。

(2) 少年院

区 分	課 程	養護課程	小 学 校 程	中 学 校 程	高等学校に 準ずる課程	計
人 員		587	424	2,513	147	3,671
学 級 数		28	31	106	7	172

2 職 業 教 育

(1) 刑務所

区 分	種 目	種 目											計
		理 容	美 容	ラ 組 ジ オ 立	自 運 動 車 転	電 具 気 修 器 理	無 通 線 信	汽 罐	電 工	調 理	謄 印 写 刷	経 事 理 務	
実 施 庁 数		5	2	5	12	1	2	14	2	1	8	4	55
昭和35年中訓 練終了人員		123	16	48	189	5	29	98	9	13	33	137	700
昭和35年末訓 練人員		138	19	42	121	5	35	90	2	13	29	64	558
訓 練	普通学科	40	40	40	30	30	320	45	30	30	30	20	
	専門学科	830	845	362	306	405	780	550	644	580	84	398	

時 間	実技訓練	1,530	1,515	2,008	864	765	1,300	1,805	1,726	590	1,086	782
	計	2,400	2,400	2,400	1,200	1,200	2,400	2,400	2,400	1,200	1,200	1,200

(2) 少年院

区 分	種 目	木 工	機 械	板 金	洋 裁	手 芸	印 刷	孔 版	竹 工
実 施 庁 数		39	3	9	58	10	10	23	15
昭和35年末補 導人員		1,237	114	322	1,059	207	270	385	399
補 導 時 間	普通学科	150	170	170	110	130	160	135	110
	専門学科	230	280	280	190	280	290	240	180
	実技訓練	1,420	1,350	1,350	1,500	1,390	1,350	1,425	1,510
	計	1,800	1,800	1,800	1,800	1,800	1,800	1,800	1,800

区 分	種 目	農 耕	園 芸	畜 産	ラ ジ オ	自 動 車	そ の 他	計
実 施 庁 数		57	20	30	25	13	23	335
昭和35年末補 導人員		2,978	385	385	467	301	435	8,944
補 導 時 間	普通学科	130	130	130	240	180	-	-
	専門学科	240	255	280	460	450	-	-
	実技訓練	1,430	1,415	1,390	1,100	1,170	-	-
	計	1,800	1,800	1,800	1,800	18,00	-	-

(注) その他の内訳は窯業、理容、タイプ、汽缶、製靴、自転車等である。

(3) 婦人補導院

区 分	種 目	家 事	園 芸	洋 裁	和 裁	手 芸	謄 写 印 刷	計
実 施 庁 数		3	3	3	3	3	3	18
昭和35年末補 導人員		23	21	21	42	56	6	169

(注) 上記の補導種目として、特別な事情がある者を除くすべての在院者に、施設を営んでゆくために必要な用務である炊事、清掃、看護、洗濯及び補綴を順次交代で行なわせ、指導している。

3 資格又は免許の取得状況 (昭和35年1月~12月)



(1) 刑務所

種目	珠算	簿記	汽罐	自動車運転	自動車整備	低圧電気工事	電器工事	美容	調理	クリーニング	アセチレン接	海技	無線	その他	計
取得人員	1,334	151	144	196	47	7	63	5	12	26	14	12	2	32	2,045

(2) 少年院

種目	珠算	簿記	タイプ	汽罐	自動車運転	無線	通信	理容	その他	計
取得人員	1,662		8	3	2	297	34	2	1	2,009

4 通信教育受講状況 (昭和35年4月~36年3月)

(1) 刑務所

種目	自動車	ラジオ	テレビ	電気	簿記	孔版	洋裁	英語	中学	高校	その他	計
受講者	346 (112)	381 (40)	80 (24)	147 (31)	356 (190)	393 (11)	138 (102)	112 (317)	60 (4)	140 (34)	153 (315)	2,308 (1284)
終了者	205 (59)	193 (21)	37 (12)	83 (13)	176 (62)	171 (2)	99 (40)	81 (156)	30 (4)	95 (17)	148 (131)	1,322 (583)

(2) 少年院

種目	自動車	ラジオ	テレビ	電気	無線	簿記	孔版	洋裁	英語	高校	その他	計
受講者	451 (4)	161 (2)	11	37 (2)	27 (1)	98 (1)	316 (5)	181 (8)	56	118 (10)	104 (5)	1,544 (38)
終了者	251 (2)	97 (2)	6	17 (2)	18	57 (1)	186 (1)	106 (7)	32	72 (2)	59 (4)	886 (21)

(注) 上記の2表とも、( )内の数字は、私費生の外数である。

5 篤志面接委員活動状況 (昭和35年1月~12月)

(昭和34年版法務年鑑 168頁参照)

(1) 刑務所

委員数	更生保護	社会福祉	教育関係	法曹関係	文芸	宗教	商工	その他	計	
(昭35.12.31)	233	122	111	76	116	277	82	92	1,109	
面接件数	精神的	家庭	法律	職業	教養	趣味	宗教	保護	その他	計
(昭35.1.~12)	3,044	1,208	339	750	933	799	1,576	1,076	598	10,323

(2) 少年院

委員数	更生保護	社会福祉	教育関係	法曹関係	文芸	宗教	商工	その他	計	
(昭35.12.31)	126	85	118	5	45	153	52	59	643	
面接件数	精神的	家庭	法律	職業	教養	趣味	宗教	保護	その他	計
(昭35.1.~12)	1,036	929	23	1,064	915	360	503	331	258	5,419

(3) 婦人補導院

委員数	更生保護	社会福祉	教育関係	法曹関係	文芸	宗教	商工	その他	計	
(昭35.12.31)	4	6	8	-	3	3	2	5	31	
面接件数	精神的	家庭	法律	職業	教養	趣味	宗教	保護	その他	計
(昭35.1.~12)	9	25	-	34	17	13	8	29	4	139

6 余暇活動実施状況 (昭和34年版法務年鑑 169頁参照)

(1) 刑務所

種類	和歌俳句	読書の会	吟	咏	音楽	生花	茶道	書道	絵画	手芸	その他
実施庁数	53	8	3	6	7	13	3	1	6		

(2) 少年院

種類	文芸	弁論	演劇	短歌俳句	絵画	版画	書道	音楽	読書	生花	茶道	珠算	放送	球技	体操	その他	計
実施庁数	19	4	26	16	37	8	20	40	10	11	34	12	45	14	35	331	
昭和35年末人員	162	119	404	258	504	133	282	803	94	260	548	148	3,167	297	1,270	8,449	

(3) 婦人補導院

種類	文芸	音楽	舞踏	書道	茶道	華道	手芸	スポーツ	その他	計
実施庁数	1	3	1	1	3	2	2	1	1	-
昭和35年末人員	4	43	15	19	27	44	20	6	24	202



## 7 昭和35年中における主要業務

- (1) 収容者の宗教に関する調査完成
- (2) 刑務支所の放送設備整備完了
- (3) 少年院職業補導の充実強化

### (ハ) 参事官 法務省組織令第27条の2

#### [法規室]

矯正局には、懸案の監獄法の改正、少年院法規の検討その他矯正基本法の整備をはかるため、部内限りではあるが、内部組織として法規室がおかれており、参事官及び局付検事がこれに配置されている。業務実施の概況次のとおり。

#### 1 矯正に関する基本法令案の作成に関する事項

(1) 監獄法の改正準備 現在の監獄法の改正準備は、現行監獄法が明治41年の制定にかり、文言その他形式の上で適当でないものがあるというばかりでなく、内容的にも制定後50年を経ている現在、その間における行刑思潮及び矯正技術の発達とくに第2次大戦後におけるその著しい発展のあとにかんがみ、また、戦後における憲法、刑事訴訟法等の改正及び犯罪者予防更生法その他の更生保護法の整備に対応して、被収容者の人権保障の強化と、他面において新刑事政策を推進するための全面的改正の要否を検討しつつ進められている。

具体的には、本年においても、一昨年末に発足した監獄法改正準備会（構成等につき昭和33年版法務年鑑 225頁参照）がさきに作成された矯正局仮案としての「監獄法改正要綱仮草案」及び「監獄法改正要綱仮草案に基づく構想案」を中心に引き続き毎週1回審議した。この年間における開催数は、17回であつた。

(2) 少年院法等の改正問題点の検討 刑事局に設けられた少年法調査研究会には、参事官が引き続き出席して少年法の改正問題とあわせ、従来の少年院法等の改正問題点を調査研究している。

(3) その他 法務省設置法の一部改正1件、刑務所、少年刑務所及び拘置所組織規程の一部改正2件、婦人補導院組織規程の一部改正2件及び明治35年司法省令第4号（監獄費より都道府県に償還すべき費額を定める件）の全部改正1件（141頁、矯正に関する法令案の作成について参照）の立案並びにこれらの法令の施行通達の立案を行なつた。

#### 2 矯正法令の解釈、運用、調査等に関する事項

(1) 死刑確定者が収容施設の長を被告として提起している文書図画閲覧等禁止処分に対する不服事件、国を被告としている死刑受執行義務不存在確認請求事件及び受刑者が収容施設の長を被告として提起した監獄法施行規則の一部等無効確認請求事件につき訟務当局と絶えず連絡し資料を提出した。

(2) 「訴願制度調査会」には参事官が出席して矯正施設における不服申立審査の諸問題を検討した。

- (3) 刑法改正準備会には、局付検事が出席し、特に刑罰等の処分に関する事項につき、当室においても研究調査をしている。
- (4) 刑事局主催の判決前調査制度研究会には、局付検事が出席し討議に参加している。
- (5) 資料「日本における矯正行政1960年」、同英文「Penal and Correctional Institution in Japan 1960」を作成した。

#### 3 各国矯正制度に関する資料の収集、整理及び保存に関する事項

監獄法、少年院法その他の矯正法令の整備に資するため、佐藤特別顧問及び矯正局長によつて入手された外国制度説明文書及び立法例、国連その他諸国から送付された資料並びに購入外国図書を整理し、逐次従来の資料を補足追加するとともに、これを保存して各課の利用に供している。

#### [参事官室]

矯正施設には、職員の過重負担緩和のための勤務体制の合理化、矯正教育充実のための具体的方策、施設の総合的整備計画（刑務所の移転問題、少年院の局地的過剰収容緩和のための全国的施設再配置計画）、刑務作業の総合的振興対策等、行政上の重要な課題が山積している。これら懸案の事項を総合的に調査研究し、対策を企画立案するため、本年3月、内部組織として参事官室が設けられ、これらの事務を専門的に担当する参事官が配置されている。業務実施の概況は次のとおりである。

1 重要な矯正行政についての調査研究 (1) 矯正職員の勤務体制の合理化 基礎資料の収集整理を行ない、現状と問題点の分析を行なつた。(2) 施設の総合的整備計画 少年院の施設整備に関する総合計画案を作成し、新営予定刑務所の建築基準に関する基礎資料の収集整理を行なつた。(3) 刑務作業の総合的振興対策 海外文献の研究を行なうとともに、経営に関する科学的研究機関と連繋して、刑務作業の体質改善のための基本的調査事項に関する資料の収集整理を行なつた。

2 国際的矯正活動に必要な資料の作成 (1) 5月10日から24日まで東京で開催された「国際連合人権セミナー」における矯正施設紹介のための展示写真、アルバム及び英文パンフレットを作成し、各種展示品を収集して展示した。

(2) 8月8日から20日までロンドンで開催された「犯罪防止及び犯罪者の処遇に関する国際連合第二世界会議」における矯正施設紹介のための展示写真、アルバム及び英文パンフレットを作成し、各種展示品を収集して出品した。

3 海外研究 参事官は、欧米諸国の各種矯正施設における実務運営上の効果的な適正規模並びにその必要条件を研究するため、在外研究員として、9月26日から12月30日まで、米国、英国、フランス、イタリアの諸国を訪問し、帰途バンコックにおいて在エカフェ極東研修計画のための打合せ、マニラにおいて極東矯正委員会理事団関係の打合せを行なつた。

4 その他 (1) 矯正資料第26号「放送による集団管理の研究」同第27号「矯正施設収容者の宗教調査」を刊行した。(2) 総務課の事務を分担して、矯正審議会並びに施設長会同に関する事務を行なつた。



# (1) 保護局

法務省設置法第3条, 第9条 法務省組織令第28条~第32条

概況 昭和35年は、犯罪者予防更生法施行11年目を迎え、業務運営の全般にわたって反省検討すべき段階に入った。保護観察事件は逐年増加するとともに、保護観察の方法、技術の面においても、より科学性、専門的知識を要請されるにいたり、更生保護機関の一層の充実強化が必要となつてきた。会同開催にあつては、特に下記のような諸問題を取りあげ「更生保護機関の機能の充実強化」、「保護観察員の資質の向上」、「保護司活動の活性化」等の諸問題を取りあげ、質的強化充実を目標とした。他面、焦眉の急に迫る保護観察官増員に関する予算措置実現のための作業にも主要目標をおき、また、「更生保護制度調査準備会」を局内に置き、現行更生保護制度の基本的事項についての調査を進めることとした。

## 会同とその概要

年月日	件名	協議事項	備考
35.2.10	地方更生保護委員会委員長会議	第1 更生保護官庁の機能を一層充実強化する方策について (1) 機構関係 (2) 人事関係 (3) 保護司関係 (4) 事件処理関係	
35.6.3 4	地方更生保護委員会委員長、保護観察所長会議	第2 要望事項 第1 保護観察官の資質を向上させるための方策について (1) 保護観察官の任用、(2) 幹部職員の任用、(3) 人事管理上の問題、(4) 職員研修、(5) その他 第2 保護観察の効果を挙げるため保護司活動を活発にする方策について (1) 保護司として適任者を得るための具体的方法、(2) 地区保護司会のあり方、(3) 保護観察所の地区保護司会に対する指導方法 第3 その他	

## (イ) 総務課 法務省組織令第29条

1 地方更生保護委員会及び保護観察所の管理 については、常時各庁の事務処理状況の把握につとめ、職員の配置、予算執行についての事務運用方針に関する必要な通達、質疑に対する回答を行った。

2 更生保護に関する一般企画及び法令案の作成については、総務課所管のものとして、昭和35年4月6日省令第14号をもつて、「保護司実費弁償金支給規則」(昭和29年省令第47号)の一部を改正し、保護司が保護観察所長から指名をうけ特殊事務を処理した場合、実費として1日300円以内を支給していたものを400円以内に上げた。又同日省令第16号をもつて、「更生保護委託費支弁基準」(昭和31年省令第34号)の一部改正を行ない、食事付宿泊費を1級地1日86円を90円に、2級地78円を81円に、3級地67円を70円にそれぞれ単価を上げた。

3 保護司、更生保護会職員及び更生保護事業に従事する者の表彰については、保護司法第5条及び更生緊急保護法第15条に規定するところによつて下記のとおり功労者の表彰が行われた。

(1) 藍綬褒章 5月3日憲法記念日に、下記17名が藍綬褒章を授与され、5月27日本省において法務大臣より伝達、終つて宮中に参内、陛下より御会釈を賜つた。

(東京) 中村教信、(神奈川) 川口知白、(埼玉) 町田武太郎、(新潟) 細野与一郎、(大阪) 佐伯茂雄、(大阪) 島田恵頂、(京都) 中條琳翁、(愛知) 近藤融存、(岡山) 小泉愛三、(鳥根) 神一倫道、(長崎) 和田知綱、(大分) 斎藤大乗、(宮崎) 別府利兵衛、(宮城) 平野寛恵、(山形) 真田一郎、(北海道) 佐野フミ、(愛媛) 横田岩太郎。

(2) 法務大臣表彰 10月21日福岡市電気ビルにおいて開催された全国更生保護大会において、下記55名の功労者が法務大臣の表彰をうけた。(イ) 保護司 (東京) 井東寅蔵、(東京) 垣見八郎右衛門、(東京) 田村慈宏、(横浜) 本郷金作、(横浜) 須藤英雄、(浦和) 小林乗雲、(千葉) 鈴木善右衛門、(水戸) 中井川儀兵衛、(宇都宮) 内田彦助、(前橋) 岩崎恵海、(静岡) 中田雅子、(静岡) 安部日陽、(甲府) 小幡諦音、(長野) 有賀正三、(新潟) 関久、(大阪) 深瀬直利、(大阪) 三浦源太郎、(大阪) 志津木貫誠、(京都) 鈴鹿隆信、(神戸) 大坪乙吉、(奈良) 太田藤衛、(大津) 長義堂、(和歌山) 逸木盛照、(名古屋) 岩田公義、(名古屋) 河本舜二、(名古屋) 前田宗七、(津) 松井政蔵、(金沢) 波佐場挫華、(広島) 伊藤新造、(山口) 河野正保、(岡山) 井堀寿、(松江) 吉永為吉、(福岡) 入学虎之助、(福岡) 大江鉄城、(福岡) 安松雄三郎、(長崎) 七里哲章、(大分) 都瑠嶺岩、(熊本) 坂井辰壮、(鹿児島) 榎園吉二、(宮崎) 佐々木正熙、(仙台) 岩淵小平、(福島) 木ノ戸徳重、(盛岡) 米内惇二、(秋田) 石岡喜代治、(青森) 黒滝精一、(函館) 板谷為吉、(旭川) 大野広太郎、(釧路) 田家政平、(徳島) 菊川信義、(高知) 森勝純、(松山) 真鍋寅勝。

(ロ) 更生保護会 (東京) 宮本堤、(山梨) 久保川熊太郎、(京都) 土田政之助、(佐賀) 香田広一。

また、静岡県島田市桜井春一保護司は、前年8月同地方を襲つた集中豪雨による水害のとき、自己を顧みず対象者を救済した行為は保護司の模範として1月15日法務大臣より表彰をうけた。なお、長崎県壱岐浦上富作保護司は、多年保護司として功労があつたので危篤の際に6月24日大臣より表彰をうけた。

(3) 法務大臣感謝状 釧路市、金井重喜保護司は多年にわたり更生保護事業に貢献し、保護司退任にあたり、11月10日大臣より感謝状が贈られた。

(4) 民間協力功労者に対する法務大臣感謝状 第10回「社会を明るくする運動」月間



を機に、更生保護事業に協力し、貢献のあつた民間篤志家38名と2団体に大臣の感謝状が贈られた。

- (5) BBS会員に対する法務大臣感謝状の授与 7月15日法務省別館大会議室において開催の第13回全国BBS大会において功績顕著なBBS会員5名と2団体に大臣の感謝状が贈られた。

(ロ) 調査連絡課 法務省組織令第30条

1 更生保護に関する科学的調査及び資料の整備

(1) 犯罪実態調査 本年度の犯罪実態調査として、本年1月1日から6月30日までに保護観察を終了した1号観察対象者のうち、知能指数81以上、性格が正常または準正常、学歴中学卒以上、保護処分の対象になつた非行が窃盗、実父母が生存しこれと同居している者501名を調査対象として、「保護観察対象者(1号)の環境とその調整活動に関する調査」を実施した。なお、この調査は、昭和33年度に実施した「1号観察における環境調整の実態」の継続調査である。

(2) 更生保護に関する研究(委託) 本年度の研究(委託)を下記のとおり実施した。  
 (イ)「プロベーションおよびパロールにおけるケースワーク理論」財団法人日本更生保護協会、(ロ)「1号観察の特別遵守事項について」梅本豊、(ハ)「試験観察を経た者の保護観察の成績について」福田秀雄、(ニ)「累犯受刑者の帰住地の設定について」遠藤勝英、樋口 潔、押阪 至、(ホ)「三度以上保護観察に付された者(ただし受理時23歳以下)の保護観察について」金光清和。

(3) 更生保護事業に関する世論調査 更生保護制度、とくに保護司の活動に対する知識、理解ならびに意見を調査するため、全国の65都市に居住する町内会長を対象として、本年8月10日から15日までの間内閣総理大臣官房審議室が行なつた「更生保護事業に関する世論調査」について、調査の方針および調査項目等企画の立案に参画し協議を行なつた。

(4) 「保護月報」の編集配布 職員の資質の向上と執務の参考に供するため、保護観察に関する訓令、通達、資料および職員による調査および研究等を中心に編集の上、下記のとおり当局管下の各庁ならびに関係各庁に配布した。

刊号	刊行年月	頁数	型体	年刊・月刊の別	収録期間	備考
第46号	35. 1	150	A5	隔月刊	34. 10. 31~12. 31	各1,600部発行
47	35. 3	104	〃	〃	35. 1. 1~ 2. 28	
48	35. 7	274	〃	〃	3. 1~ 6. 30	
49	35. 9	170	〃	〃	7. 1~ 8. 31	
50	35. 11	214	〃	〃	9. 1~10. 31	

- (5) 「更生保護」誌の編集 保護司の教養訓練を目的として、昭和25年11月より当局の責任編集により発行されている「更生保護」誌(月刊)を、本年度も従来の編集方式にしたがつて、保護観察を中核とする保護司活動に関する論説、講座、実務の手引、ケース研究等を中心に編集した。

刊号	刊行年月	頁数	型体	年刊・月刊の別	収録期間	備考
第11巻第1号	35. 1	64	A5	月刊	34. 12. 1~12. 31	
〃 2号	35. 2	〃	〃	〃	35. 1. 1~ 1. 31	
〃 3号	35. 3	〃	〃	〃	2. 1~ 2. 28	
〃 4号	35. 4	〃	〃	〃	3. 1~ 3. 31	
〃 5号	35. 5	〃	〃	〃	4. 1~ 4. 30	
〃 6号	35. 6	〃	〃	〃	5. 1~ 5. 30	
〃 7号	35. 7	〃	〃	〃	6. 1~ 6. 30	
〃 8号	35. 8	〃	〃	〃	7. 1~ 7. 31	「社会を明るくする運動」 宣伝号
〃 9号	35. 9	〃	〃	〃	8. 1~ 8. 31	
〃 10号	35. 10	〃	〃	〃	9. 1~ 9. 30	
〃 11号	35. 11	〃	〃	〃	10. 1~10. 31	
〃 12号	35. 12	〃	〃	〃	11. 1~11. 30	全国更生保護大会速報を付録として刊行

2 保護区及び保護区ごとの保護司の定数の一部改正 保護司法に基づいて定められた保護区及び保護区ごとの保護司の定数の改正について、長野、大阪、名古屋、宮崎、福島、盛岡、高松及び徳島保護観察所の8庁より、保護区の名称の変更(3件)、保護区の区域の変更(2件)、保護区の区域の表示の変更(1件)、保護区の分割(1件)、保護区ごとの保護司の定数の変更(50件)を内容とする申請を受理し、高松保護観察所の保護区の分割申請1件を除き、12月24日法務省訓令第1号をもって、保護区及び保護区ごとの保護司の定数(昭和32年法務省訓令第2号)の一部を申請通り改正した。

保護区数及び保護区ごとの保護司の定数

	保護区数の増減					保護司の定数の増減				
	31年末	32年末	33年末	34年末	35年末	31年末	32年末	33年末	34年末	35年末
東横浦	26	〃	〃	〃	〃	5,720	△ 4,450	〃	〃	〃
京浜	26	〃	31	〃	〃	1,400	1,600	〃	〃	〃
和葉	14	〃	〃	〃	〃	950	1,000	〃	〃	〃
戸宮	15	〃	〃	17	〃	1,170	1,200	〃	〃	〃
橋	17	22	〃	〃	〃	950	〃	〃	〃	〃
前	17	〃	〃	〃	〃	970	〃	〃	〃	〃
静	14	15	〃	〃	〃	990	〃	〃	〃	〃
甲	28	29	〃	〃	〃	1,450	1,550	〃	〃	〃
長	15	〃	〃	〃	〃	600	〃	〃	〃	〃
野	12	〃	〃	〃	〃	1,100	〃	〃	〃	〃
新	17	20	〃	〃	〃	1,130	〃	〃	〃	〃